

会 議 録

令 和 3 年 第 2 回 定 例 会

会期：令和3年6月 3日
令和3年6月18日
(16日間)

小 海 町 議 会

第2回定例会会議録目次

議事日程等	2
第1日 (招集、上程、説明、議案質疑、採決、委員会付託)	
開会	5
招集あいさつ・報告	7
同意第5号	11
承認第1号、2号(条例)	12
承認第3号～6号(補正予算)	12
議案第23号～26号(条例・補正予算)	31
陳情・請願等	41
第7日 (一般質問)	
第9番 小池 捨吉 議員	43
第2番 鷹野 文則 議員	55
第5番 渡邊 晃子 議員	62
第8番 品田 宗久 議員	79
第1番 黒澤 敦史 議員	89
第6番 的埜美香子 議員	100
第16日 (委員長報告、討論、採決、追加議案)	
開会・報告	111
議員派遣の件	112
承認第1号、2号(条例)	113
承認第3号～6号(補正予算)	114
議案第23号～25号(条例)	116
議案第26号(補正予算)	117
陳情第1号	118
発議第1号	118
発議第2号	119
議案第27号	120
署名	125

**令和 3 年 第 2 回
小海町議会定例会議事日程**

開会年月日時	令和3年6月 3日 午前10時00分	
閉会年月日時	令和3年6月18日 午後 3時08分	
開会の場所	小海町議会議場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第3番議員、第4番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 令和3年6月 3日 至 令和3年6月18日 16日間	
	町長招集あいさつ	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
同意第5号	小海町教育委員会委員の任命同意について	原案同意
承認第1号	小海町税条例等の一部を改正する条例について	原案承認
承認第2号	小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃
承認第3号	令和2年度小海町一般会計補正予算(第9号)について	〃
承認第4号	令和2年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について	〃
承認第5号	令和2年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について	〃
承認第6号	令和2年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	〃
議案第23号	小海町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について	原案可決
議案第24号	小海町手数料徴収条例の一部を改正する条例について	〃

議案第25号	小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第26号	令和3年度小海町一般会計補正予算（第2号）について	〃
陳情第1号	「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書	採 択

《追加議案》

発議第1号	「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書	原案可決
発議第2号	小海町議会会議規則の一部を改正する規則について	〃
議案第27号	令和3年度小海町一般会計補正予算（第3号）について	〃
	委員会の閉会中の所管事務調査の件	〃

会議の顛末	令和3年6月 3日 午前10時00分に始め
	令和3年6月18日 午後 3時08分に終る

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名	町 長 黒澤 弘 会計管理者 井出智善
	副 町 長 篠原 宏 子育て支援課長 井出宗則
	教 育 長 中島行男 教 育 次 長 井出直人
	総 務 課 長 井上晴正 観光交流センター所長 小 池 司
	町 民 課 長 黒澤五雄 やすらぎ園所長 宮澤賢司
	産業建設課長 吉澤君雄
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 井出知之
	書 記 池田知美

会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏 名	6/3	6/9	6/10	6/12		6/16		6/19
					総産委	予決委	民文委	予決委	
第1番	黒澤 敦史	○	○	○	—	○	○	○	○
第2番	鷹野 文則	○	○	○	—	○	○	○	○
第3番	篠原 哲雄	○	○	○	—	○	○	○	○
第4番	井出 和人	○	○	○	○	○	—	○	○
第5番	渡邊 晃子	○	○	○	—	○	○	○	○
第6番	的埜美香子	○	○	○	○	○	—	○	○
第7番	井出 幸実	○	○	○	—	○	○	○	○
第8番	品田 宗久	○	○	○	○	○	—	○	○
第9番	小池 捨吉	○	○	○	○	○	—	○	○
第10番	有坂 辰六	○	○	○	○	○	○	○	○
第11番	篠原 伸男	○	○	○	—	○	○	○	○
第12番	篠原 義従	○	○	○	○	○	—	○	○
計		12	12	12	7	6	12	7	12
地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員		第 3 番 篠原哲雄 議員							
		第 4 番 井出和人 議員							

令和 3 年 第 2 回

小海町議会定例会会議録

「第 1 日」

* 開会年月日時 令和3年6月3日 午前10時00分

* 閉会年月日時 令和3年6月3日 午後 4時25分

* 開会の場所 小海町議会議場

会議の経過

○ 開 会

議 長

皆さん、おはようございます。令和3年第2回定例会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日は改選後初めての定例会であります。私は5月1日の臨時議会において指名推選により議員の皆さん全員の支持を頂き議長に就任を致しました。しかしその日は土曜日であり職員の皆さんは休みの日でありました。誠に申し訳ありませんが本日この場をお借りし挨拶の代わりに私の所信を述べさせて頂きますのでよろしくお願いを申し上げます。私はこの8年間の議会活動を振り返り今の行政と議会のありようについて憂慮しています。本来行政と議会の関係は車の両輪に例えられますように地方自治体の長には執行権が与えられ、議会には議決権を与えており双方にその権限を均衡させ、それぞれの独断先行を抑制しております。しかし、残念ながらこの2年間の中で町側と議会との信頼関係は難しい状況となってしまいました。これは町側と議会との意思の疎通が図られなかったことに起因していると考えています。私はこのような関係を払拭したいと考えています。私は前職である監査委員の時もそうですが、町の抱える事案に対し黒澤町長を始め、理事者側と議会との調整を行ってきた経緯もあり、意思の疎通は図られているものと自負しています。この前と同様に町政における様々な是、非を含めて黒澤町長を始め、行政側の皆さんと議論と対話を行ってまいりたいと考えていますのでよろしくお願いを致す処であります。議会では最近、委員会の採決では賛成をして、本議会の議決では反対をする。そのようなことがしばしば見受けられます。またその際にその変った理由を議場での討論を行わずに議場での挙手のみで示す、このようなことが生じるのは町側の意向に沿ったものではないかと考えられますが、このことが議会の議決に影響を及ぼしており、町民の皆

	<p>さんからの議会への信頼、しいては行政への信頼も損なわれているものと危惧しております。本来行政側も議会も小海町の為、町民の皆さんの為にある、その求める方向は同じであります。議会に上程された幾たの議案に対し、議会では必要な物を可決し、町は施策として施行する、そして問題となるものは質疑を重ねて修正し、それでも叶わぬものは否決をする。これが議会としての役割であり責務であります。結びに今回の選挙で半分の6人の方が改選をされました。18期の議員の皆さんが自分の意思を強く持ち、自分の判断で議員としての責務を果たして行く、その覚悟が求められているものと考えられており、これからの議会活動にも期待を致すところであります。議会のことは議会で決める、以上縷々申し上げましてあいさつの代わりと致します。</p> <p>ただ今の出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、ただ今から令和2年第2回小海町議会定例会を開会致します。これから本日の会議を開きます。暑いようでしたら上着を脱いでいただいで結構です。</p>
<p><u>日程第1 会議録署名議員の指名</u></p>	
<p>議 長</p>	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において第3番 篠原哲雄君及び第4番 井出和人君を指名いたします。</p>
<p><u>日程第2 会期の決定</u></p>	
<p>議 長</p>	<p>日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。</p> <p>本定例会の運営につきましては、去る5月18日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長 的埜美香子君。</p>
<p>議会運営 委員長</p>	<p>ご報告いたします。</p> <p>本日招集の、令和3年第2回小海町議会定例会の運営につきましては、去る5月18日議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。本定例会に付議される案件は、人事案1件、専決処分6件、条例等改正案3件、補正予算案1件、陳情1件の合計12件であり、会期は本日より6月18日までの18日間とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、本日午後5時までとします。ただし質疑が5時を過ぎた場合には、質疑終了後としますのでよろしくご協力</p>

	<p>の程をお願い申し上げます。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に全議員による現地視察及び全員協議会を開催いたします。今のところ、一般質問が1日で済めば10日午前10時から、2日間の場合は10日の一般質問終了後に合同現地視察及び全員協議会を開催する予定ですのでご承知おき下さい。なお、本日の昼休み12時30分から、議会運営委員会および各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。 本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり本日から6月18日までの16日間にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。</p>
(異議なしの声)	
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって本定例会の会期は、本日から6月18日まで16日間と決定致しました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。</p>
<u>日程第3 町長招集あいさつ</u>	
議 長	<p>日程第3、町長より招集のあいさつをお願いします。黒澤町長。</p>
町 長	<p>皆さん改めましておはようございます。議員の皆様任期最初の議会定例会であります、令和3年第2回定例会開会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中全議員のご出席を賜り開会できますこと心より御礼を申し上げます。5月1日の初議会におきまして有坂辰六議長、小池捨吉副議長を初め議会構成が決定しスタートいたしました。第18代の議員の皆様には議会臨時会でもお願いを申し上げましたが、有坂議長さんを中心に町の発展と町民福祉の向上を目指し、行政と議会が車の両輪として町民益を第一に、共に力を合わせて進んでいきますようご支援、ご協力を重ねてお願い申し上げます。</p> <p>さて、今年の気候は観測史上初という言葉が度々使われるように、大きな気候変動の前触れのような気候が続いておりますが、桜の開花にしる梅雨入りにしる、例年より2週間以上季節が進んでおります。これが今シーズンどのような影響があるのか予想もできませんが、気温の上昇は農産物をはじめ様々なものに大きな影響を及ぼします。冷涼な気候を利用した高原野菜産地が受ける影響はかなり深刻なものになるとも言われております。</p>

大きな影響がなく順調にいくことを祈るばかりです。

新型コロナウイルス感染症につきましては、10都道府県に出されていた緊急事態宣言も、感染拡大を抑え込むというところまではいかず、結局期間が延長されるという事態になってしまいました。経済との両立も考えなくてはならないという政府の苦悩は理解できますが、思い切った施策を講じない限り、感染拡大に歯止めを掛けることは困難な段階になってきたのではないかと感じております。当町におけるコロナワクチンの接種につきましては、5月24日から後期高齢者を対象に開始し、現在対象者約1,000人の1回目の接種が行われております。ワクチンが順調に供給され、一日も早く町民の皆さんが安心して暮らせるよう、できる限りの取り組みを進めて参りたいと考えております。

それでは続きまして本定例会に提案申し上げました議案につきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。

まず同意第5号 教育委員会委員の任命同意につきましては、委員の篠原明子さんが6月4日をもって任期満了となるため、再度の任命につきまして同意を求めるものでございます。

次に承認第1号の小海町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴い関連する条項の整備を行うものでございます。

承認第2号 小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴う改正で、給与年金所得控除が10万円減額されたことに伴い、軽減判定基準額を10万円引き上げるものです。

承認第3号 令和2年度小海町一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出予算の総額に 57,509千円を追加し総額を 5,214,502千円としたものでございます。主な要因は精算によるもので、歳入につきましては、町税の確定で7,523千円の増額、地方交付税では特別交付税が確定したことにより 53,445千円の増額となりました。歳出につきましては、総務費が37,828千円の減額、民生費が33,875千円の減額、衛生費が22,767千円、農林水産費が2,316千円、商工費が13,686千円、土木費が19,746千円、消防費が5,528千円、教育費が24,228千円、災害復旧費が6,639千円、公債費が5,710千円それぞれ減額するなど精算を行ったもので、予備費の総額を341,497千円としたものでございます。

承認第4号の令和2年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算の総額から11,621千円を減額し、総額を573,073千円としたものでございます。主な要因は精算によるもので、歳入で県支出金が14,680千円減額となり、歳出で保険給付費が18,110千円減額となったことにより、予備費を7,736千円増額としたものでござ

ざいます。

承認第5号の令和2年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算の総額から8,917千円を減額し、総額を674,420千円としたものでございます。主な要因は介護給付費の精算による減額で、歳出で保険給付費が14,965千円減額、地域支援事業費が3,531千円減額となったことから、歳入で一般会計からの繰入金で9,394千円減額し、基金に2,272千円を積み立て、8,570千円を予備費に計上したものでございます。

承認第6号 令和2年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額から305千円を減額し、総額を78,270千円としたもので、主な要因は精算によるものでございます。以上6件につきましては3月31日付で専決処分をいたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。

続きまして、議案について概要を申し上げます。

議案第23号、小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員の定数を157名から154名に変更するものです。

次に議案第24号、令和3年度小海町一般会計補正予算（第2号）につきましては歳入歳出予算の総額に2,107千円を追加し、総額を3,966,114千円とするものでございます。主な補正内容につきましては、人事異動に伴う人件費補正と追加の新型コロナウイルス関連対策事業費でございます。主なものをご説明いたします。

歳入につきましては、分担金及び負担金では、社会福祉協議会人件費負担分として3,500千円を見込みました。国庫補助金の内総務費補助金では、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を3,028千円計上、民生費補助金ではコロナ対策でひとり親世帯に再度給付金が支給されることになったことに伴い3,650千円を計上しました。また、当初予算でコロナワクチン接種に伴う国庫負担金及び国庫補助金を誤って過大計上した分について、精査をし減額させていただきました。県支出金では、都市部の企業との連携による小海町のブランド化推進事業が県の元気づくり支援金事業の対象となったため4,000千円を計上しました。

歳出につきましては人事異動に伴う人件費の補正の他、総務費では元気づくり支援金事業による、都市部の企業との連携による小海町のブランド化推進事業のため5,000千円を計上しました。民生費ではやすらぎ園の業務増加に伴う職員の増員による人件費等で9,162千円を計上、また、ひとり親世帯に対する給付金関係で3,650千円を計上しました。衛生費ではコロ

	<p>ナワクチン接種費用の過大計上分を減額させていただいたほか、ワクチン接種に必要な看護師等の報酬などを追加で計上しました。農林水産費では、タブレット端末を使った作付け確認に係る補助事業が採択にならなかったため、予定していた事業費 2,589 千円を減額しました。商工費では、長引くコロナ禍により増加する中小企業の皆さんの借入金の利子補給をするため 1,800 千円を増額するほか、懸案でありました松原湖町営駐車場の用地を、地権者のご協力により購入するため、用地購入費 7,100 千円を計上しました。消防費では、町及び郡のポンプ操法大会中止に伴い、出動手当等で 1,536 千円を減額しました。教育費では新型コロナウイルス関連事業費として、通学バス借上げ料で 2,760 千円を計上いたしました。</p> <p>以上本定例会にご提案いたしました議案について、その概要を申し上げます。よろしくご審議の上、可決決定をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
<p><u>日程第 4 諸般の報告</u></p>	
議長	<p>日程第 4、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告事項は、議事日程つづりの 4 ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方はお願いします。以上で「諸般の報告」を終わります。</p>
<p><u>日程第 5 行政報告</u></p>	
議長	<p>日程第 5、「行政報告」を行います。町長から行政報告をお願いします。黒澤町長。</p>
町長	<p>では 2 件についてご報告いたします。まず 1 件目ですが 5 月 11 日に小海町商工会の定期総会が開催され、新しい小海町商工会長に株式会社黒澤組の黒澤和彦氏が選任されました。2 件目ですが、こちらも役員改選ですが、5 月 14 日に郡町村会が開催され、郡町村会長をお務めになられていた北相木村の井出高明村長退任に伴い、新たに南牧村の大村公之助村長が郡町村会長に選任されました。以上 2 件ご報告といたします。</p>
議長	<p>以上で町長の報告を終わります。</p> <p>他に、行政報告がありましたらお願い致します。</p>
	<p>総務課長 【令和 2 年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告】 【令和 2 年度一般会計事故繰越明許費繰越計算書の報告】</p>

	<p>教育長 【中学校組合議会の報告】</p> <p>総務課長 【長期振興計画審議会の報告】</p> <p>町民課長 【小海町国民健康保険事業の運営に関する協議会の報告】</p> <p>【小海町交通政策審議会の報告】</p> <p>観光交流センター所長 【松原湖高原観光交流センター運営委員会の報告】</p> <p>副町長 【小海町開発公社経営状況の報告】</p> <p>【人事異動の報告】</p>
議 長	<p>以上で「行政報告」を終わります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。</p>
<p><u>○ 議案の上程</u></p>	
議 長	<p>これより議案の上程を致しますが、本日は議事日程のとおり、同意第5号は上程から採決まで、承認第1号から議案第26号、請願・陳情につきましては上程から付託までと致します。それでは、順次議案を上程いたします。</p>
<p><u>日程第6 同意第5号</u></p>	
議 長	<p>日程第5、同意第5号</p> <p>「小海町教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。井出議会事務局長。</p>
<p>(事務局長朗読)</p>	
議 長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p>
<p>(町長説明)</p>	
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議 長	<p>これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(討論なし)</p>	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから同意第5号を採決致します。本案を原案のとおり同意する方の挙手を求めます。</p>

(挙手全員)	
議 長	挙手全員を認めます。したがって同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。
<u>日程第7 承認第1号</u>	
議 長	日程第7、承認第1号 「小海町税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。井出議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	これで質疑を終わります。これより11時15分まで休憩とします。 (ときに10時58分)
<u>日程第8 承認第2号</u>	
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。(ときに11時15分) 日程第8、承認第2号 「小海町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。井出議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第9 承認第3号</u>	

議 長	日程第9、承認第3号 「令和2年度小海町一般会計補正予算（第9号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(副町長説明)	
議 長	説明が終わりました。これより1時まで休憩と致します。 (ときに11時55分)
議 長	再開致します。(ときに13時00分) 議事に入ります前に先程12時30分から議会運営委員会及び各常任委員長との合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。議会運営委員長 的埜美香子 君。
議会運営 委員長	ご報告いたします。 議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程が決定しましたのでご報告いたします。 6月14日(月)午後1時より総務産業常任委員会、視察なし。午後2時より予算決算常任委員会、6月15日(火)午後1時より民生文教常任委員会、視察なし。午後2時より予算決算常任委員会の審査を行います。 また、全員協議会につきましては、6月10日に行います。なお、現地視察は行いません。以上で、報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。引き続き令和2年度小海町一般会計補正予算（第9号）について」の質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 7ページ 第2表 繰越明許費補正 第3表 地方債補正 【歳入】 10ページ 1 款 町税 1 項 町民税 2 項 固定資産税 11ページ 3 項 軽自動車税 12番 篠原義従君。
12番議員	はい、12番篠原義従であります。よろしく申し上げます。先程の町税、条例のところで同じような文言が出てきたんですが、この環境性能割、という文言がよく理解できないんですけれども、ここら辺のところちょ

	っと説明をお願いしたいんですが。
総務課長	はい、ご説明申し上げます。これ、令和元年度に法改正があって名前が変わってるんですが、環境性能割というのは昔で言う軽自動車の取得税の関係になります。それから種別割っていうのは、自動車税、軽自動車税になるわけですけど、こういうふうに呼び方が変わったということでございます。で、ハイブリッドですとか電気自動車については先程も税制改正の中でできましたけれども、引く率になりますから、50%、75%の要するに軽減措置が電気自動車ですとかそういったものには出てくるというものでございます。
12 番議員	この同じ文言が 14 ページでも出てきてるんですけど、14 ページに行ったらやりますかね。説明してもらえれば。はい、お願いします。
総務課長	これについては環境性能割交付金になります。県の方から来るんですけども、県が集めたものについて一定の割合で市町村の方へ交付してくれるものでございます。それで質問の内容はいいですか？
12 番議員	そうするとその、環境性能に適した車に乗ってないと、その恩恵は受けられないということですか。個人に来る場合は。
総務課長	この 14 ページの環境性能割交付金というのは町へ県が交付してくれるものですね。県が自動車税を取ってますけれど、その集めた中から町へ対して交付してくれるもので、その使用者というのは先程のご質問で出た町税の中でこの種別割ですね、種別割っていうものが電気自動車の場合には、具体的に申し上げますと、軽自動車の乗用車のタイプですと平成 28 年から税金が上がりまして 1 台 10,800 円の税金になってるわけですけど、これが電気自動車、今現在小海には登録がないんですけど、電気自動車になりますと取得した年 1 年に限り、課税されるのは次の年ですから 75%軽減されるということで 10,800 円が 2,700 円になると。それはただ 1 年限りの措置だということでございます。
12 番議員	はい、わかりました。
議 長	他に質問ありませんか。4 項 市町村たばこ税 5 項 入湯税 1 2 ページ 2 款 地方譲与税 1 項 地方揮発油譲与税 2 項 自動車重量譲与税 3 項 森林環境譲与税 3 款 利子割交付金 1 3 ページ 4 款 配当割交付金

	<p>5 款 株式等譲渡所得割交付金 6 款 法人事業税交付金 8 款 ゴルフ場利用税交付金</p> <p>1 4 ページ</p> <p>9 款 環境性能割交付金 1 1 款 地方交付税 1 2 款 交通安全対策特別交付金 1 3 款 分担金及び負担金 2 項 負担金</p> <p>1 5 ページ</p> <p>2 項 負担金続き</p> <p>12 番篠原義従君。</p>
12 番議員	はい、篠原です。15 ページの 4 目、1 節の指定管理者納付金というのが半分の△になっているんですけど、ちょっとここの説明をお願いします。
産業建設 課長	はい、お答え致します。こちらの指定管理者の納付金でございますが、レストハウスふるさとの指定管理の納付金でございます。50 万円のところを半額ということなんですが、収支状況を提出頂いてますし、また各議会のところで報告もさせて頂いてますけれど、やはりコロナの影響を受けたということで、収支の状況はマイナスとなったということでして、そこを鑑みまして、協定にもあるんですけども、甲乙相談の上ということで半額とさせていただきました。以上です。
12 番議員	はい、わかりました。
議 長	他に 1 5 ページ 1 4 款 使用料及び手数料 1 項 使用料 1 6 ページ 1 項 使用料続き 2 項 手数料 1 7 ページ 1 5 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 2 項 国庫補助金 1 8 ページ 3 項 国庫委託金 1 6 款 県支出金 1 項 県負担金 2 項 県補助金 1 9 ページ 2 項 県補助金続き

	<p>3項 県委託金</p> <p>20ページ</p> <p>17款 財産収入 1項 財産運用収入 2項 利子及び配当金</p> <p>18款 寄付金</p> <p>19款 繰入金 1項 特別会計繰入金</p> <p>21ページ</p> <p>2項 財産区繰入金</p> <p>3項 基金繰入金</p> <p>21款 諸収入 3項 受託事業収入</p> <p>22ページ</p> <p>4項 雑入</p> <p>23ページ</p> <p>5項 延滞金加算金及び過料</p> <p>22款 町債</p> <p>歳出に入ります。24ページ</p> <p>1款 議会費</p> <p>2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費</p> <p>25ページ</p> <p>1目 一般管理費の続き</p> <p>2目 財産管理費</p> <p>26ページ</p> <p>3目 広報費</p> <p>4目 企画費</p> <p>6番 的埜美香子さん。</p>
6番議員	はい、6番です。お願いします。企画費の中の委託料で弁護士委託料っていうのがあるんですけど、ちょっと予算書見てなんだっけ。と思って分からなかったんですけどこれ何でしたっけ、お願いします。
総務課長	はい、お答え申し上げます。これにつきましては本間の特定空家の関係で空家対策で弁護士費用を取ってあったわけですけど、結果的には30万しか使わなかったということでございます。
議長	他に、26ページ。 27ページ
	<p>4目 企画費つづき</p> <p>5目 地域振興費</p> <p>6目 積立金</p>

	<p>7目 総合センター運営費</p> <p>28ページ</p> <p>2項 徴税費</p> <p>6番 的埜美香子さん。</p>
6番議員	6番です、お願いします。2項の徴税費の中の負捕交で滞納整理機構の関係ですけど、これ何件分になりますか、お願いします。
総務課長	はい、ちょっとこの件数につきましてはまた後程ご報告させていただきます。
議長	<p>他に28ページ。</p> <p>3項 戸籍住民登録費</p> <p>29ページ</p> <p>4項 選挙費 2目 北牧財産区議員一般選挙費</p> <p>3目 参議院議員補欠選挙費</p> <p>5項 統計調査費</p> <p>30ページ</p> <p>6項 監査費</p> <p>3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費</p> <p>31ページ</p> <p>1目 社会福祉総務費続き</p> <p>6番 的埜美香子さん。</p>
6番議員	はい、6番です。お願いします。1目の負捕交の中で多子世帯支援事業、299千円減額の623千円ということなんですけど、これの国保と建設国保と医師国保の内訳が今分かるようでしたらお願いします。
町民課長	はい、お答えを申し上げます。多子世帯の支援事業につきましては、国保の方が17名、建設国保の方が4名、医師国保の方が1名でございます。以上です。
議長	<p>他に31ページ。2目 老人福祉費</p> <p>32ページ</p> <p>2目 老人福祉費つづき</p> <p>3目 やすらぎ園運営費</p> <p>4目 心身障害者福祉費</p> <p>33ページ</p> <p>4目 心身障害者福祉費つづき</p> <p>5目 あゆみ園運営費</p> <p>2項 児童福祉費 1目 保育所費</p> <p>34ページ</p> <p>1目 保育所費つづき</p>

	<p>2目 児童措置費 3目 児童館運営費</p> <p>35ページ</p> <p>4目 結婚推進・子育て支援費</p> <p>36ページ</p> <p>4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費 2目 予防費</p> <p>37ページ</p> <p>2項 生活環境衛生費 1目 生活環境衛生総務費 2目 塵芥処理費 3目 し尿下水処理費</p> <p>38ページ</p> <p>4目 住宅管理費</p> <p>6番 的埜美香子さん。</p>
6番議員	<p>はい、6番です。住宅管理費で町営住宅修繕ということで、9万の減で4,910千円ということなんですけれども、かなり町営住宅古い所が出てきてこの修繕費で追いついているのかどうかっていうところをお聞きしたいと思います。</p>
町民課長	<p>はい、この予算につきましては途中の補正予算で増額をさせて頂いたというものでございます。そういう中で内容としましては特賃住宅の排水の修繕、また特殊のような窓がついてまして、横の開く窓ではなく、外に開けるような窓、そういう窓のハンドルの部分の修繕、そういうものが主であります。大きいもので馬流団地の内装の修繕を行っております。いずれにしても利用される方は町民の皆さんでありますので、よりよい環境でお過ごし頂くということが大切な事ではないかと思っております。古いものは古いものなりに手入れをしながら使っていくということになるかと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長	<p>他に38ページ。5目 町営バス運行管理費</p> <p>39ページ</p> <p>5款 農林水産費 1項 農業費 2目 農業振興費</p> <p>6番 的埜美香子さん。</p>
6番議員	<p>はい、農業振興費でそばと鞍掛豆の状況なんですけど、在庫の方はどれくらいになりますか。</p>
産業建設課長	<p>はい、お答え致します。令和2年度につきましては、大変、そば、鞍掛豆とも作柄が良かったと。それから作付の面積も鞍掛豆は特に増えたという事がありまして、まずそばにつきましては玄そばという形で町の方が買い</p>

	<p>取るわけですが、約5 tですね、その在庫を抱えました。そしてその在庫を加工品であったり、それから玄そばで売ったり、それから冷凍麺を昨年度末から手掛けているわけですが、そういうものの試作等、そういうものに使っております。で、今言われました在庫については約4 tほどありますので、これから加工なりそばなりで販売等していきますので、かなり利用はしていけるかなあと目論んでおります。そして鞍掛豆についてですけど、こちらのほうは1名の方、大変大きく作付けしてくれた方がおまして、これで一気に倍以上、通常の倍くらいの9.7 tくらいですね、というような量になりました。で、その買取したものをこちらはそのままちょっと多いものですから市場ですとか、問屋さんっていうんですかね、そういうところへ通じて販売もしております。あまりはこちらの方、地元でも色々なもの、アイスクリームですとかソーセージですとか、きな粉ですとか加工もするんですけど、それほど急激に多くなることはありませんので、そのままなるべく時間のたたないうちに販売をしていきたいというふうに考えています。以上です。</p>
議 長	<p>他に…。3目 畜産振興費、39ページ。 12番 篠原義従君。</p>
12番議員	<p>はい、12番、篠原です。3目の18節、食肉センター負担金とありますけれど、佐久市の食肉センター、運用が停止したという話を聞いたんですけど、なんかそこら辺の関係で金額が変わってきているのかどうか。</p>
産業建設課長	<p>はい、お答え致します。食肉センターにつきましては、報道等でお知らせされてる通り、閉鎖ということでございます。小海町の畜産の方々の関わりはというところなんです、酪農…牛乳ですよ、その生産をされる方、それから繁殖といいまして、種付けをして子をとって販売する、そういう農家が小海の場合は主でございます。で、肉の為に肥育をする、そういう方々は大変少ないために、実際にはこちらの方の利用、大変少なかったという事で、一番大きく報道されているのは蓼科牛のブランドの維持がなくなるんじゃないかというような大きい影響、そういうことは小海においてはございませんでした。こちらについては人件費分ということで、年度の精算ということでございます。以上です。</p>
議 長	<p>他に 4目 農地費 40ページ 4目 農地費つづき 2項 林業費 1目 林業振興費 12番 篠原義従君。</p>
12番議員	<p>はい、12節の新たな森林管理システム委託料とありますけれど、新しく</p>

	何か管理システムを導入したのかどうか。
産業建設 課長	こちらにつきましては、平成元年度から森林経営管理制度という新しい制度が始まりました。これについてのこちらの方は管理システム、基本のデータ作成を林業コンサルさんというところへ委託して、その委託費用なんですけれども、こちらの制度についてなんですけれども、中々手入れをされない人工林がだんだん増えてきている、そういった手入れのされない森林を意向調査といいますか、森林の所有者方とやりとりをして、それで適正に管理されるようお願いもしたり、もしどうしてもダメであれば町の方でね管理を請け負いましょうというような、そういうことを整理していく制度がスタートしたということです。それで令和2年度についてはその前段としまして、色んな小海の今の経営の状況、実際、人工林の中でも手入れのされているところはどの地域、そして手入れされていないのはどの地域ですとか、あとその中でも土砂災害の発生しそうな地域とか急傾斜ですとか地滑りとか色々あるんですけれど、そういったエリアを地図で、地図を作成して示せるような、そういうものを作成した、そういった内容の委託料でございます。以上です。
12番議員	これ、委託とありますが、じゃあどこかの会社へ委託してシステムを作ってもらっている…。
産業建設 課長	はい、林業コンサルさんというところへ小海町では委託しました。また県内、長野県内ですけれども、この林業コンサルさんは各地域に事務所を構えていますので林業コンサルさんが請け負うことがとても多いという事で小海町もこちらの方へ委託しました。以上です。
議長	40ページ他にありませんか。 2目 県有林受託事業費 41ページ 6款 商工費 1目 商工業振興費 42ページ 2目 観光費 3目 国際交流センター運営費 4目 松原湖高原観光交流センター運営費 43ページ 4目 松原湖高原観光交流センター運営費つづき 7款 土木費 1項 土木管理費 6番 的埜美香子さん。
6番議員	はい、6番です。ハザードマップの作成の精算ということなんですけれども、先日、大きな大きなハザードマップが全世界帯に配られたと思うんで

	すけれど、あれをどのように活用して行く予定なのか、ちょっとその辺聞かせて頂きたいです。
産業建設課長	はい、お答え致します。あの地図のところに説明という事でね、文字でも記載はあるんですけど、県の方で作成した調査でして、それは台風19号災害、それによって大きな被害を受けたという事で、これから可能性のある、そういう場所、それを示した、新たに県で調査をして千曲川沿いのみなんですけど、調査をして、まず調査が千曲川のみ終わったので、それを市町村へ提供するから市町村ではそこに地滑りですとか土砂災害警戒情報だとか、そういうものを重ねて地図にして示しなさいということで補助なども頂いております。ですので、千曲川のみであの支流、本間川ですとか相木川、それから大月川とかそういった支流については、あそこには示されておりませんので、避難地域とかも載せましたけれど、今回示させてもらったのは千曲川沿い、そこがどのくらいの雨量になったら避難をして頂くようにというような警戒をして頂くための地図、ハザードマップということでございます。以上です。
6番議員	今、産建課長おっしゃられたように19号災害を受けての千曲川沿いということなんですけれど、一番やっぱり被害の大きかった、例えば今、本間とかって言われましたけれど、川平とかもすごく被害が大きかった訳なんですけど、この地図には載っていないということでその辺の地域的な関係のところは、今後示していくというような予定はないんでしょうか。
産業建設課長	県の管理する河川については順次調査を進めていって頂けるようですのでまたそれができ次第、そのマップを作成するっていいですか、そこへ情報を載せて提出するよう、提出するといえますか、お示しするよう、そういう形になって行こうかと思っております。ただ今度町の管理の河川もございまして、そういった調査をしていくにはやはり費用も掛かっていくんですけど、やはり大きい河川の方から順次という形で進めていきたいと考えております。以上です。
6番議員	前回配られた地域ごとのハザードマップがあると思うんですけど、やはりあそこから変わったところというのは19号災害を受けて、洪水のレベルが4とか5に上がったところが今回載っているのかなあと思うんですけど、あのハザードマップ、各家庭に配られたっきりで、それをどのように活用していったらいいのかっていうところにお考えがあるのかっていうところをお聞きしたいんですけど。
産業建設課長	はい、以前に各区長の皆さんに集まって頂いた区長会がありました。で、その時も同じような説明をさせて頂きまして、避難場所、各地区に公民館等が避難所になっているわけなんですけれど、そういった際に考慮して頂

	<p>くといひますか、今回の場合は千曲川のみということですので関係のある方々、関係のある区長の皆様は特にとということをお願いをしたところでございます。そして地区の防災マップ、こういったものも地区によって作成をされているようではございますけれども、こういったところへも反映をされて行ければというふうにも考えております。</p>
議 長	<p>4 3 ページ</p> <p style="padding-left: 40px;">2 項 道路橋梁費 1 目 道路維持費</p> <p>4 4 ページ</p> <p style="padding-left: 40px;">1 目 道路維持費つづき</p> <p style="padding-left: 40px;">2 目 道路改良舗装費</p> <p style="padding-left: 40px;">8 款 消防費 1 目 非常備消防費</p> <p>4 5 ページ</p> <p style="padding-left: 40px;">1 目 非常備消防費つづき</p> <p style="padding-left: 40px;">9 款 教育費 1 項 教育総務費 1 目 教育委員会費</p> <p style="padding-left: 80px;">2 目 事務局費</p> <p>5 番 渡邊晃子さん。</p>
5 番議員	<p>はい、5 番渡邊晃子さんです。よろしくお願ひします。9 款教育費、事務局費の負補交、一番最後奨学金返済支援補助金、こういう制度がありますけれども 129 万減っている、その分佐久広域管内や町に帰られてないということだと思ふんですが、この内訳、どれくらいの方が、どういったところに就職されて、どれくらい町に帰ってらっしゃるか、数字が分かれば教えていただきたいと思ひます。お願ひします。</p>
教育次長	<p>はい、お世話様です。奨学金返済支援金という事で小海の方へ帰ってきてもらうことを目的として始められた事業でございます。2 年度については佐久管内補助で 1/2、これが 7 件、町内への事業者の方へ 2/3 補助ということで 4 件、それから医療介護の関係で 1 件ということでございます。佐久管内については営業、それから製造業者でございます。町内については農協の方が主でございます。それから医療については佐久病院の看護師という形になっております。以上です。</p>
議 長	<p>4 5 ページ。</p> <p>4 6 ページ</p> <p style="padding-left: 40px;">2 目 事務局費つづき</p> <p style="padding-left: 40px;">2 項 小海小学校費 1 目 学校管理費</p> <p>4 7 ページ</p> <p style="padding-left: 40px;">2 目 教育振興費</p> <p style="padding-left: 40px;">3 項 社会教育費 2 目 公民館費</p>

	<p>48 ページ</p> <p>3 目 美術館運営費</p> <p>4 項 保健体育費 2 目 小海小校学校給食費</p> <p>3 目 スケートセンター運営費</p> <p>49 ページ</p> <p>3 目 スケートセンター運営費つづき</p> <p>10 款 災害復旧費 2 項 農林施設災害復旧費</p> <p>11 款 公債費</p> <p>50 ページ</p> <p>12 款 予備費</p> <p>その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。</p> <p>11 番 篠原伸男君。</p>
<p>11 番議員</p>	<p>はい、11 番篠原伸男です。細かい所のあれじゃなくて予算この全体に対しての町側のスタンスをお尋ねしたいと思います。まあ 9 号補正という事が出てきたわけですけど、ここのところに来て、予算計上しといて皆減になったのが私ができるだけでも 4 つあります。公園整備だとか、立看板だとか、それから商工審議会の報酬、それからもう 1 こ何だったけな、それから芦谷の消防詰所ですか。それから先程副町長の説明を聞いてますと総務費戸籍住民登録費のところ委託料の所で重複して計上してあるとあっていうようなことを発言されておりました。まあ予算は町長の特権事項でありまして、我々議会側が提案することはできません。従って町長が提案されたものが我々議会は町民益、それから投資効果はどうかということを慎重に審議して、そして議決してくるわけでありませぬ。ところがこの 9 号補正へ来て、これが最終になるかどうか分かりませぬけれど、あまりにも皆減、0、全然やらない、経緯はあったでしょうけれど、例えば公園整備のところは中学校の管理棟の跡地のところは補助金をもらったからというようなことですけど、これは前にも我々はその話を聞いてるわけですよ、それでもこういう公園整備費つてものを計上されてある、それが今聞きましたら、そういったことの補助金を返還するよりということでも皆減したようにも聞きました。いったい、こういうものを立てる時に金額の大小のずれはあると思います。これは仕方ないことだと思いますけど、しかし、ある程度精査して出されてきてもらわないと、我々議会で審議したことはいったい何だったんだろうかと、例えば 25 ページの 13 節使用料及び賃借料 法令システム使用料、231 万円が 1,054 千円で、126 万の減額、これ、元値より半分以下になっちゃってるんだよね。そういったものに対してこの町長の特権事項であ</p>

	<p>る予算の提案権の時に精査はどの程度のスタンスでやってるか、これからも、それから今年度の2号補正見ると、3月にコロナの関係も我々慎重審議させて頂きましたけど、今度2号補正で後程議論されると思いますけど、かなり大きな変更が出てきていると、3月の6月ですよ。そういったところで、やっぱりやることはやらなきゃいけないわけでありませうけれど、この2重に載っけてあったなんつーことが、今更にならなきゃわからなかったのか、そういったところでどういうスタンスに立って予算を計上して議会に諮ってくるのかお尋ねいたします。</p>
<p>町 長</p>	<p>ただ今11番議員のおっしゃる通り、慎重に進めていく、これは勿論のことでございます。私どもも色々な事業を思いっきり元気な町づくりのためにやりたいということで計上したわけですが、その2重の部分については、私の方の監督も不行き届きだったというふうに思いますが、他のものに関しまして、例えば中学校の駐車場の跡地を公園にしたいという事は、これは町民の皆さんが本当に大きな要望でございました。私もそう思いました。そして補助金があつてやるということは承知してましたけれど、額が結構大きく、そしてまた違う部分の案も出てきましたので、ここは皆減させて頂いたということでございます。それから芦谷の4分団の車庫につきましては、私がここで言ったのは、芦谷の場合に小型ポンプ車を出すのに道路にみんな駐車してですね、それを出してたということもございまして、対面の畑が無料で借りられるというのがそのあと出てきました。従ってそちらの方が安全に、そして効率的にこれは出来るということで広さの関係もございましたので、皆減させて頂いたということになります。あとなんだったかな。まあ様々な理由はございますけれど、この皆減ということはなるべく少なくしていかななくてはならないという状況はございました。ご指摘ありがとうございました。</p>
<p>11 番議員</p>	<p>私は町長、この事業がいいとか悪いとかって言うわけじゃないんですよ。提案してくるときに、いかに精査して上げてくるかってことなんですよ。ここにも芦谷の所もいいとことがあるんだったらそれはそれでやればいいんですけども、ただ予算計上してくるときにそういったところまで含めて、それから中学校の跡地のところにも、これは補助金が絡むことだから、あそこの駐車料金もとらないということも我々は聞いてるわけなんですよ。そういうことも分かっているんであげてきているんだから果たしてこういうものを上げてくるとき、予算を上げてくるのは町長の特権事項ですからね、それを我々議会に出してきたときに、我々が審議する時に我々も真摯に精査していきます。町が上げてくるのだったらこれが町民にプラスになるだろうからと言って賛成していくわけな</p>

	<p>んですよね。そういった時に、こういうものを出すときに、たとえ遅れる分でもきっちり精査していかさま、私 1 年かかってきて皆減なんて、そりゃ色々な事情があるかもしれませんが、その辺の所を私は本当に予算査定、毎年 12 月頃から始めてるわけでしょ、それで今度補正という事もあるわけですから出す以上はやっぱり精査に精査を重ねて出して頂きたいと。今後どうですか。</p>
町 長	<p>はい、諸事情たくさんあるわけですが、精査に精査を重ねて出させていただきます。</p>
11 番議員	<p>まあ町長、我々もこういうの予算化されてくると、今度は町ではこういうことやる、ああいうことやるって町民の皆さんにも話すわけですよね。そういった時に「おい、あれはどうなったか。」って「ああ、あれやめたらしいよ。」ってわけにはいかないですから、ぜひ精査して、我々は町長が提案したらそのものに対して、やみくもに反対とかなんとかじゃなくて、町民のプラスになるということの大前提で 1 つ、慎重の上にもまた進めて頂きたいということを強く要望しておきます。</p>
議 長	<p>他に全体を通じて質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。これより 2 時 10 分まで休憩としますが先程 28 ページ総務費、2 項徴税費、18 節負捕交の件を再開した時に説明をお願いします。 (ときに 13 時 55 分)</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (ときに 14 時 10 分) 井上総務課長。</p>
総務課長	<p>すみません、先程、的埜議員さんの方からご質問のありました滞納整理機構への移管の件数ですけれども、3 件お願いしたんですが、1 件につきましては手に負えないということで断られて最終的には 2 件の移管だったということでございます。以上です。</p>
6 番議員	<p>差押えとかそういう状況には至ってはいないですか。</p>
総務課長	<p>はい、物件の差押え等には至っていませんけれども、給料ですとかそういったものについてはそちらのほうへ通知をしたりとかいうような行為は毎回のことですけれども行っております。</p>
議 長	<p>よろしいですか。はい。</p>
<p><u>日程第 10 承認第 4 号</u></p>	
議 長	<p>日程第 10、承認第 4 号「令和 2 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。</p>

(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも予算書でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 【歳入】 7 ページ 1 款 国民健康保険税 2 款 使用料及び手数料 4 款 県支出金 8 ページ 5 款 財産収入 6 款 繰入金 7 款 諸収入 1 項 延滞金及び過料 9 ページ 2 項 雑入 1 2 番 篠原義従君。
12 番議員	はい、篠原です。ただ今説明があったかどうか、私が聞きもらったかどうか知りませんが、この1節の第3者行為、1件っていう聞きなれない言葉なんですけれど、どういったことか教えて頂きたいんですけど。あれ、今説明して…。
町民課長	はい、第三者行為については交通事故など、他の傷害事件もありますが、相手方に損害を与えた場合、第3者が損害を与えた場合、医療保険ではなく第3者がその補償をするという制度がございます。その補償金が本人から支払われたということで1回保険給付をしていたものに対し清算をするというものです。以上です。
議 長	他にありませんか。次、歳出に移ります。 1 0 ページ 1 款 総務費 1 項 総務管理費 2 項 運営協議会費 3 項 趣旨普及費 1 1 ページ 2 款 保険給付費 1 項 療養諸費のうち 1 目 一般被保険者療養給付費 2 目 一般被保険者療養費 3 目 審査支払手数料 1 2 ページ

	<p>2項 高額療養費 1目 一般被保険者高額療養費 2目 一般被保険者高額介護合算療養費</p> <p>3項 出産育児諸費</p> <p>13ページ</p> <p>4項 葬祭諸費 5項 移送費 6項 傷病手当金</p> <p>14ページ</p> <p>3款 国民健康保険事業費納付金 4款 保健事業費 1項 特定健康診査等事業費</p> <p>15ページ</p> <p>2項 保健事業費 5款 基金積立金 6款 諸支出金</p> <p>16ページ</p> <p>7款 予備費</p> <p>その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。 6番 的埜美香子君。</p>
<p>6番議員</p>	<p>はい、6番です、お願いします。全体を通じてということなので、給付費の方がだいぶ減ってるという事でコロナと入院だとか通院だとかの関係がどのような感じになってるかっていうところを少しお聞きしたいと思います。</p>
<p>町民課長</p>	<p>はい、コロナと医療費の関係ということでありまして、まず保険料の関係につきましてもはコロナの要因、コロナを要因としまして保険料を減免してくれという申し出が9件ございました。そして7件の方が該当をし、それぞれ所得が減った分を算定しまして減額をした経過がございます。そして給付費であります、コロナを要因としての給付費が増えるかどうかということについては、小海町そのものが正直、明確には分かりませんが、国保新聞とか医療機関の運営とか、そういうものを聞いている限り、医療機関の運営が非常に苦しい、通院控えというか、病院にあまり行かないということが言われております。そういう中であります、小海町の場合医療費が令和2年度伸びているということでありまして、これは入院されている方が当然いらっしゃいます。そういう中で重病患者、脳疾患障害、そして悪性腫瘍、そういう皆さん、月に200万単位で医療費がかかってしまう、そういう皆さんが発生しまして、全国的には抑えられてるというマスコミ等の報道がありますが、小海町は若干それに反</p>

	していると、医療費が伸びてしまったという状況だと思います。以上です。
議長	他にありませんか。これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 1 承認第 5 号</u>	
議長	日程第 1 1、承認第 5 号 「令和 2 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 【歳入】 8 ページ 1 款 保険料 2 款 使用料及び手数料 1 項 手数料 2 項 使用料 9 ページ 3 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金のうち 1 目 調整交付金 2 目 地域支援事業交付金（日常生活支援総合事業） 5 目 介護保険事業費補助金 4 款 支払基金交付金 5 款 県支出金 1 項 県負担金 1 0 ページ 2 項 県補助金 6 款 サービス収入 7 款 財産収入 8 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金 1 目 介護給付費繰入金 1 1 ページ 2 目 その他一般会計繰入金 3 目 地域支援事業繰入金（日常生活支援総合事業） 4 目 地域支援事業繰入金

	(日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)
	5目 低所得者保険料軽減繰入金
	2項 基金繰入金
12ページ	
	10款 諸収入
	【歳出】
13ページ	
	1款 総務費
	2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費のうち
	1目 居宅介護サービス給付費
	2目 特例居宅介護サービス給付費
14ページ	
	3目 地域密着型介護サービス給付費
	4目 施設介護サービス給付費
	5目 特例施設介護サービス給付費
	6目 居宅介護福祉用具購入費
15ページ	
	7目 居宅介護住宅改修費
	8目 居宅介護サービス計画給付費
	2項 介護予防サービス給付費
16ページ	
	2目 介護予防福祉用具購入費
	3目 介護予防住宅改修費
	4目 介護予防サービス計画給付費
17ページ	
	3項 その他諸費 1目 審査支払手数料
	4項 高額介護サービス費
18ページ	
	5項 高額医療合算介護サービス等費
	6項 特定入所者介護サービス等費のうち
	1目 特定入所者介護サービス費
	2目 特例特定入所者介護サービス費
19ページ	
	3目 特定入所者支援サービス費
	4目 特例特定入所者支援サービス費
20ページ	

	<p>3 款 地域支援事業費 1 項 日常生活支援総合事業費のうち</p> <p>1 目 介護予防・生活支援サービス事業費</p> <p>2 目 介護予防ケアマネジメント事業費</p> <p>2 1 ページ</p> <p>2 項 一般介護予防事業費</p> <p>3 項 包括的支援事業任意事業費のうち</p> <p>1 目 包括的支援事業費</p> <p>2 2 ページ</p> <p>1 目 包括的支援事業費つづき</p> <p>2 目 任意事業費</p> <p>2 3 ページ</p> <p>2 目 任意事業費つづき</p> <p>4 項 その他諸費</p> <p>4 款 基金積立金</p> <p>2 4 ページ</p> <p>5 款 諸支出金</p> <p>6 款 予備費</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。</p> <p>1 2 番 篠原義従君。</p>
12 番議員	はい、篠原です。20 ページから 21 ページに介護予防、1 目、2 目あるんですけども、それにみんな委託料、委託料、委託料とみんな委託料がついてますけど、どういったシステムというか委託の運用になるのか、お願いします。
町民課長	申し訳ありませんでした。サービスを受けるプログラムを作成する…何ていうのかな、ケアマネジメントというか、サービス計画を作成するための費用でございます。ケアマネジャーとかそういうところにサービス計画を作ってもらおうという為の費用を委託しているということだと思います。
12 番議員	サービスの計画書の委託をするということですか。計画書を作るのを委託すると。
町民課長	はい、その計画によりまして色々なサービスを受けると。ある一定の量というか、そういうものに従ってサービスを受けるためにその計画書を作る、その委託をしているということです。
議 長	その他、全体を通してありませんか。これ質疑を終わります。これより 3 時 5 分まで休憩とします。 (ときに 14 時 51 分)

<u>日程第 1 2 承認第 6 号</u>	
議 長	再開致します。 (ときに 15 時 05 分) 日程第 1 2、承認第 6 号 「令和 2 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 【歳入】 5 ページ 1 款 後期高齢者医療保険料 2 款 使用料及び手数料 3 款 繰入金 6 ページ 5 款 諸収入 1 項 償還金及び還付加算金 2 項 雑入 【歳出】 7 ページ 1 款 総務費 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 3 款 諸支出金 8 ページ 4 款 予備費 その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 3 議案第 2 3 号</u>	
議 長	日程第 1 3、議案第 2 3 号 「小海町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。井出議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。

(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。6番 的埜美香子君。
6番議員	はい、6番です。今の説明で大体のことは分かったんですけど、予算書の関係なんかはどのように変わってきますか。
総務課長	はい、予算書の関係につきましてはこの条例を定めれば、今度債務負担行為をうたう必要がございませんので、普通に単年度に支出する分の予算を計上するということになります。
議 長	他にありませんか。12番 篠原義従君。
12番議員	はい、12番篠原です。これを5年以内とするということで、契約すると町になんかメリットは。普通我々リースで借りる場合は1日で借りるよりも10日、10日で借りるよりも1ヶ月っていうように割安になってるんですけど、そんなようなメリットはあるわけですか。
総務課長	メリットではなくて、例えばパソコンですと、パソコンを1回導入しますと、だいたい5年くらいの期間の契約にしないと、我々も大変ですし、業者も大変になるわけなんですけど、そういったものを今までは業者の方をお願いして便宜的に1年ごとの契約で1年いくらという形で、要するに5年間で200万のものを1年間40万という形でお金をお支払いしてたわけですけど、本来そう言ったやり方というのは、法的にはあまり好ましくないと、債務負担、長期に渡っての契約が分かっているものについては予算書で債務負担行為を明示しなければいけないわけですけど、今までは単年度契約ということで、それを慣例的にやってきていたんですけど、きちっとした形で今後処理していきたいということで、これを定めさせて頂くというものですので、先程篠原議員おっしゃったような、1日で借りるより1ヶ月で借りた方がいいというような、そういったメリットという意味ではないということです。
12番議員	はい、今、予算の関係で的埜議員が質問したんですけど、契約は5年で契約して、単年度で予算を計上して支払っていくということですね、あの5年契約で5年分を5で割って払うじゃなくて、単年度で払っていくと、予算計上して、はい、わかりました。
議 長	他に質疑のある方はございませんか。これで質疑を終わります。
<u>日程第14 議案第24号</u>	
議 長	日程第14、議案第24号 「小海町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたしま

	す。事務局長に議案の朗読を求めます。井出議会事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 5 議案第 2 5 号</u>	
議 長	日程第 1 5、議案第 2 5 号 「小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 6 「議案第 2 6 号」</u>	
議 長	日程第 1 6、議案第 2 6 号 「令和 3 年度小海町一般会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(副町長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 【歳入】

	<p>7 ページ</p> <p>1 3 款 分担金及び負担金 2 項 負担金</p> <p>6 番 的埜美香子君。</p>
6 番議員	<p>6 番、お願いします。負担金の関係ですけど先程説明頂きましたが、人件費の関係で半分を社協の方が持つということの説明だったと思うんですけど、これはどういうこと、社協の職員になるってということですか。お願いします。</p>
副町長	<p>社協の職員になるってということではなくて、やすらぎ園費のところから 1 人派遣しまして、町の職員という体制でございます。それで職務命令で社協の介護保険の事業もやって、介護保険会計から 1/2 はもらうっていか負担して頂くという予定でございます。</p>
6 番議員	<p>先日その社協の理事会が開かれたんですけれど、その中で令和 2 年の関係で赤字から黒字に転じた。社協の努力もあって、人件費も極力抑え気味で頑張っているという話をお聞きした中で、こういった人件費を社協の方から出すというのはいかがなものか。その辺どのように考えていますか。お願いします。</p>
副町長	<p>社協、いわゆる 2 つの会計がありまして、地域福社会計、本当、一般会計、やすらぎ園費でみて、社協自身の会計でやってますけれど、その人件費というのは町から補助している…例えば社協の職員で地域福祉をやってる人もいるわけですよ、その人には町から補助金をやって、要は介護保険事業とは違いますので、だからそれに対して今は赤字になっちゃって経営が大変なもんだから、1,000 万、去年からやってますけれど、他の町村はそれ 500 万円くらい全部赤字なもんで、本当ならば 500 万円づつ、昔からねその分は介護保険事業じゃない、昔からの社協の福祉事業なもんで、町民課の福祉と同じなんですけど、社協の会計の中でやっている職員の給与とかそういうものは地域福祉の会計は町の地域福祉というか福祉の仕事の延長みたいなもんで、町から負担しても当然いいという判断の元に今までね他の町村は 500 万とか 1,000 万とかやっているとところあるんですけど、小海町は介護保険事業が儲かったもんで、この赤字分を解消して今まで町から負担はしてなかったんです。更に言うと局長の分も 300 万円くらい社協の会計から一般会計へ入れてたんですよ。そういう中でやってきたんですけど、やっぱりこういうご時世で社協の会計が大変だって言って来たもんで、じゃあどうしようと言った中で局長の分をねやすらぎ園費に、局長の部分はあるんですけど、局長は町からの 1,000 万の補助と同時に局長の分の負担は当面取らないとかいうのはあります。そういう中で今回は町の職員でやすらぎ園に派遣され</p>

	<p>て、地域福祉の部分を半分やるもので、その負担金は取らないんですけど、やっぱり介護保険会計の方もね、車運転したりとか手伝うもので、トータル1/2、1/2の仕事の割合にしまして、じゃあ1/2だけは社協の会計から入れましょうということでちょっとそれだけは補助じゃなくて正規にねやりたいということで今回載せたという事でございます。今後また1,000万の補助をどうするかとか、黒字になったから今後どうしていくかって言うのはね、これからまた研究していきたいと。その中に含めて局長の人件費はどうか、この1人の人件費はどうかというのはいもう1回検討していく対象にはなっていくと思います。以上です。</p>
議長	<p>7ページ 15款 国庫支出金 1項 国庫負担金 2項 国庫補助金</p> <p>8ページ 16款 県支出金 2項 県補助金 21款 諸収入</p> <p>歳出に移ります。</p> <p>9ページ 1款 議会費 2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 2目 財産管理費 4目 企画費</p> <p>10ページ 4目 企画費つづき</p> <p>12番 篠原義従君。</p>
12番議員	<p>はい、10ページの12節、関係人口創発事業ということなんですけれど、この資料綴を見ますと特産品、特産加工品の開発ホームページだとか、特産品のブランド化だとか色々書いてありますけれど、今までもこういったことは散々企画してやってきたような経過があると思いますが、どこがどんなように違うですかね。</p>
総務課長	<p>はい、今までも国の補助金等頂いてやった経過はあります。特産品、商品化したりだとかやってきましたけれど、その出口戦略といいますか、作るは作るんですけど、一番どこへどういうふうに売ればいいのかという、そこまでが今一つ事業として足りないところがあったということで今回はどちらかというとなら出口の方から逆に色々意見をいただいたり、プランをいただいたりして、消費者の欲しがってる物をどういうふうに作っていったらいいとか、そういった研究をしたいということが発端であ</p>

	りまして、ですから都会の都市部のそういったことに関連する皆さんに集まって頂いて、色々地域のフィードワークだとか、そういったものを通じて物事を考えて行きたいということで、今までとはちょっと事業が、さっき説明したように出口から入っていくという形のものにしていきたいというところです。
12 番議員	はい、12 番。出口からということなんですけれど、まあ中々これね今まで再三やってきて大変な事業だと思いますけれども、まあ都会の人も入れてといいましたけれど、プロの何かこういう活動の人は頼んでくれるんですかね。
総務課長	はい。これに関わって頂く皆さんは、皆さんが色々な部門でプロの皆さんです。話の発端は都市部の企業の社長たちが集まっている会がありまして、その皆さんとの交流があったことがきっかけで、その皆さんも小海町に対して非常に興味を示して頂いておりまして、まあ自分達ができることで小海町に貢献もしたいというような話の中で、そういったプロの、色々な部門のプロの皆さん、そういった皆さんに参加して頂いて意見を頂ながらそういったことを考えて行きたいというものでございます。
12 番議員	そうすると内訳のところに 170 万、248 万、82 万というようにありますけれども、これはその人たちの人件費が入り、また開発費用も入っての金額ですか。
総務課長	はい、この説明資料の一番下にありますけれど、一番こういった事業に取り組んでいるのがネイチャーサービスコンサルティング株式会社という会社でございます。元請けというかここにすべてを委託をして、この会社の方で色々振り分けをして、人を要するに雇うといたしますか、人を集めてもらったり会議をやったり、フィードワークをやったりということをしてすべてこの会社で費用を分配してやって頂くということでございます。
12 番議員	はい、わかりました。
議 長	6 番、的埜美香子君。
6 番議員	はい、6 番お願いします。今の関係ですけど、今の話で中々これまで特産品の開発っていうところで町内だけでは中々難しいかなってというのが私も感じていたところですが、先程副町長もイメージ湧きづらいっていうことでおっしゃられましたが、外部にお願いしていくっていうことで、それは大事な事かなって思うんですけれど、例えば直売所で、直売所っていうか加工所で今特産品、まだまだ頑張っていますし、あとお豆腐の関係だとか、そういうことともコラボしてとか、そういうものを外部のニーズに合わせて商品化していくっていう、そういうイメージでよ

	ろしいんでしょうか。
総務課長	はい、勿論、既存のそういったものも売り込んでいかなければなりませんので、それは当然入れていくものと考えて頂いて結構だと思います。ただ先程申し上げましたように今まではこちらが売り先とか売れるかどうか、そういったこともたいして研究もせず、研究もせずって言っちゃいけないんですけど、まあ豆があるから豆腐を作ろうとか、きな粉を作ろうとか、そういう形で特産品を作っていた。けどもやはりマーケティングという部分で行きますと、誰がどういうものを欲しがっているとかいうことをまずはリサーチをして、それでそのニーズにあった商品を作らなければ売れないっていうのが今回この事業の根底にありまして、そういったものの考え方で、特産品づくりを考えて行きたいということでやっておりますので、まあ当然既存のものも勿論一緒になって、またメンバーにもこの地域のフィードワークのメンバーにもおそらく入って頂くようになると思いますので、その説はよろしくお願ひしたいと思ひます。
議長	10 ページ 2 項 徴税費 11 ページ 3 項 戸籍住民登録費 3 款 民生費 1 項 社会福祉費 1 目 社会福祉総務費 3 目 やすらぎ園運営費 12 ページ 3 目 やすらぎ園運営費つづき 5 目 あゆみ園運営費 2 項 児童福祉費 1 目 保育所費 6 番 的桠美香子君。
6 番議員	保育所費の関係で報酬と給料という事で職員を1名減らした中で、会計年度任用職員の方を増やすという、そういうようなことだと思うんですけど、職員を1人減らす、そしてまた今募集していると思うんですけど、この辺の弊害は出てきてないのか、そこだけちょっとお願ひします。
子育て支援課長	はい、お疲れ様です。ただ今の的桠議員の職員の体制、予算措置も伴いますが、についてご説明申し上げます。まず、予算科目通りに行きますと報酬につきましては、副町長よりご説明ありましたように保育所は、議員さんもお存じのように大変、未満児保育というのが多くなってきて保育所、保育士さん等ですね、色々取り組みについてだいたいウエイト

	<p>が上がっているという状況の中で、昨年でございますが、佐久福祉事務所の保育の指導員さんに入って頂いた経過の中で、今の体制ですと、未満児のクラスは、基本的に最低でも保育士さんが2人はいらっしゃいますが1名が正職員で固定と、あともう1人は昔の言い方で言いますと、今は会計年度任用職員であります。と代替の保育士さんがシフトに基づいて、極端な言い方をしますと日替わりで未満児の保育を行っていた中で、やはり未満児さん、小さいお子さんになりますと、やはり先生の顔を覚えていくにも担任の先生は覚えられるけど、パートの先生は中々、正直言って顔が覚えにくくて保育についても色々と支障と申しますか、色々影響のある中で、指導員さんにはぜひとも固定した方がいいと、未満のクラスの先生も固定がいいというようなご助言を頂いた中で、当初の予算措置の取り組みが遅くなった部分があったんですが、基本的には4月1日から今すべて未満児さんの保育士さんは固定という事で取り組んでいるという状況でございます。またその下の正職員につきまして、確かに今1名、男性保育士でございますが、この4月1日より、庁舎内に入っておりますが、1名ですね新規の保育士の経験則のある保育士さんが女性でございますが、採用になっているという状況の中では、正職員の数から言いますと、令和2年度と令和3年度につきましては増減はないという認識でございます。ただ当然、経験則という中で言いますとやはり異動した先生は3年目、かたや1年目ということで、そういうような経験則のことはございますが、基本的には体制的には今、正職員についてはそういう状況で行って、新しい保育士さんも2か月経過した中で、これ今は未満のクラスを持って頂いていますが、鋭意取り組んで頂いてるという状況でございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>1 2 ページ他にありませんか。 1 3 ページ</p> <p style="padding-left: 40px;">1 目 保育所費つづき 2 目 児童措置費 4 目 結婚推進・子育て支援費</p> <p>1 4 ページ</p> <p style="padding-left: 40px;">1 項 保健衛生費 1 目 保健衛生総務費 2 目 予防費</p> <p>2 番 鷹野文則君。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>はい、2 番鷹野です。コロナワクチンの費用の方で個別接種費用の内訳を教えてもらってよろしいですか。</p>
<p>町民課長</p>	<p>はい、個別接種の費用につきましてはお一人1回 2,277 円を見込んでお</p>

	ります。
2 番議員	すみません、そちらの内訳じゃなくてですね、600 人の方の内訳を教えてください。
町民課長	はい、600 人の方なんですけど、想定できる皆さんなんですけど、医療従事者の皆さん、そして高齢者施設の従事者の皆さん、そして、消防署の救急隊員、そして入院患者と老健入所者等を想定しまして、何の分野が何人という把握は実際できませんので、おおよそ 600 人という目安を付けたものであります。以上です。
2 番議員	はい、そちらの方は分かりました。あと、医療用廃棄物の廃棄費用が計上されてますけど、これはどういう形で廃棄を委託されるわけですか。
町民課長	はい、これにつきましては注射針とかそういうものでありますけど 20 リットルの入れ物を 1 万円という想定をしまして、それが 48 回という計算であります。実際に総合センターで接種をしまして、どれだけのボリュームが出てそれで結局となりの分院さんに、分院さんの医療廃棄物と一緒に処分をしてもらうということでもありますので、最終的には清算をさせてもらって、かかっただけというか、その金額で接種が終了した段階で精算をして補正予算をお願いをするというものであります。以上です。
2 番議員	はい、そちらのほうは今のやり方でいいんですけど、恐らく排出者が、要するに責任者が明示されてないと契約が大変だと思うんです。そうなってくると町長なのかなという部分が出て来るんで、ちょっとよく検討して頂きたいと思います。
町民課長	はい、今ご指摘されましたことはまたうち…保健師と分院の事務課長さん等々と相談をしまして間違いのないように対応して参りたいと思います。よろしく申し上げます。
議 長	6 番、的埜美香子君。
6 番議員	はい、6 番です、お願いします。今のコロナワクチンの接種費用に関して 3 月議会の方で、前鷹野議長が二重計上ではないかという事を指摘を致しました。先程の説明で 2 月の段階でこういう…今説明資料の方で、予算を立てたということで、副町長、精査した結果という話でしたが、これ、いつ精査したのかお答えください。
町民課長	はい、3 月の段階で 1 人 2,277 円、これが小海町の人口 4,500 人にかかるのはちょっとおかしい…というか違うのではないかということをご指摘を頂きました。私、担当になりましてから制度の再確認、そして集団接種をするものには医師の派遣を頂く費用のみで接種ができることが段々分かってきました。そういう中で制度の捉え違いが判明しまして結果的には過大な計上だったということでもあります。そういう中で判明と

	<p>どうか、この補正予算を作成の段階では4月20日頃から連休頃にかけて確認作業をしたという状況であります。以上です。</p>
6番議員	<p>制度の捉え違いということで、国からくる制度をね、中々、理解するって言うのは難しいと思うんですけど、今後の課題としてどのように考えているかお願いします。</p>
町民課長	<p>はい、先程9号の補正予算の最後にもご指摘をされましたが、やはり私ども自分の立場としてしっかりした予算管理をし、そして、しっかりしたアドバイス、指導をした中で、このような計上の間違いが少しでも少なくなるように努力をしなければならないという感じに考えておりますので、また間違いのないようにしては行きますがよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>15ページ</p> <p>2項 生活環境衛生費 1目 生活環境衛生総務費</p> <p>2目 町営バス運行管理費</p> <p>5款 農林水産費 1項 農業費 1目 農業委員会費</p> <p>2目 農業振興費</p> <p>4目 農地費</p> <p>16ページ</p> <p>2項 林業費</p> <p>6款 商工費 1目 商工業振興費</p> <p>2目 観光費</p> <p>17ページ</p> <p>2目 観光費つづき</p> <p>4目 松原湖高原観光交流センター運営費</p> <p>18ページ</p> <p>7款 土木費 1項 土木管理費</p> <p>3項 都市計画費</p> <p>8款 消防費</p> <p>19ページ</p> <p>9款 教育費 2項 小海小学校費</p> <p>3項 社会教育費 1目 社会教育総務費</p> <p>3目 美術館運営費</p> <p>20ページ</p> <p>12款 予備費</p> <p>21ページから25ページ</p> <p>補正予算給与費明細書</p> <p>21ページ</p>

	<p>22 ページ 23 ページ 24 ページ 25 ページ</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。</p>
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第17 「陳情・請願等」</u>	
議長	日程第27、陳情第1号についてを議題といたします。今定例会で受理した陳情はお手元に配布したとおりであります。陳情書の朗読及び審議は、付託した委員会をお願いいたします。
<u>○ 質疑終了</u>	
議長	以上を持ちまして、承認、議案、陳情に対する質疑を終結いたします。
<u>○ 常任委員会付託</u>	
議長	本日、議題としてまいりました承認第1号から議案第26号と陳情第1号は、会議規則第39条の規定により、お配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。議案付託表のとおり付託いたしますので、よろしくご審査の程をお願い申し上げます。
<u>○ 散 会</u>	
議長	<p>以上で本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>一般質問は9日、午前10時から行います。これにて本日は、散会といたします。ご苦勞様でした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに16時25分)</p>

令和 3 年 第 2 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 7 日」	
*	開会年月日時 令和3年6月9日 午前10時00分
*	閉会年月日時 令和3年6月9日 午後 4時45分
*	開会の場所 小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さんおはようございます。本日は令和3年6月定例会、一般質問であります。今回は6名の方が一般質問を行います。新人議員の方にとって初めての一般質問となるわけですが、質問に当たられた60分の中で、事前に提出されました通告書の範囲内であれば何回でも質問ができます。持ち時間を有効に使い、黒澤町長をはじめ理事者の皆さんに対し、町政への疑問は施政方針などをただしていただきたいと期待をしています。2期目以上の先輩議員の方は、新人議員の皆さんのお手本となる質疑をお願いするところであります。定刻になりました。ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。 本日、答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、教育次長、所長、会計管理者であります。
<u>日程第1 「一般質問」</u>	
議 長	日程第1、会議規則第61条の規定により一般質問を行います。 あらかじめ申し上げておきますが、同第63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。 それでは順次質問を許します。

第9番 小池 捨吉 議員

議 長	初めに第9番 小池捨吉議員の質問を許します。小池捨吉君。
9 番議員	おはようございます。9番の小池捨吉です。本日、1番ということでもありますので、ひとつよろしくお願ひします。最初に、今話題の世界でも脅かしているコロナの話ですが、当小海町でも5月下旬よりコロナワクチン接種が始まりました。町長も住民も安堵していることと思います。我が町も、レベル3まで下がりました。いつまで続くか分かりませんが、今後も緊張を持って対策に配慮していただきたいと。いずれも関係職員に感謝をするところでもあります。それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。最初に、資料は出していただきましたが、松原湖音楽堂から稲子白駒線につながる松原湖海尻線バイパス新設計画についてお伺ひします。この道路について、新しい議員も参加しておりますので、細部について認識を共有したいと思います。最初に、この道路の位置づけは、広域道路になるんですかね、ただのバイパスですかね。お願ひします。
産業建設課 長	おはようございます。お疲れ様でございます。それではお答えいたします。この計画につきましては、まず資料を求められていますので、そちらをご覧ください。資料つづりの1ページをお願ひいたします。まず、設計業務委託契約書ということなんですが、これは本契約のバイパス工事につきまして予備設計ということで行ったものでございまして、令和2年度に調査を終了してございます。2ページをお願ひいたします。こちらの図面がそのバイパスの計画ということでして、こういった計画を案として、これで最終決定というわけではありませんが、これを実施するに向けてどのような進め方がよいかというようなことで進めてまいりたいと考えております。以上です。失礼しました。広域ということではございません。バイパス道路、ここにありませんバイパスということで計画をしてございます。
9 番議員	かような話でもって、広域道路ではなくてバイパスということでもありますということでもあります。それで、長期計画では、今年3月の予備設計も載っておりますり、それから概略図ですね、提示されましたが、横断・縦断は今年度設計だと思ひます。令和4年、5年にかけて完成ということですが、現在の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。
産業建設課 長	お答えいたします。今年度の実施状況ということですが、予算の際にも、3月の定例会ですけれども、こちらでもご説明させていただきましたが、今年

	<p>はその実施に向けた下調査ということでございます。令和2年度で、このような図面のおりの設計を、概算設計を行いましたので、こちらの実施に向けてということで行っております。そして、本計画の説明を地元松原区の役員の皆様にも5月、説明をさせていただきました。この計画を進めることによりまして、南牧村海尻地区の皆様も交通量が増える等の関連がありますので、協議を行いました。今年度につきましては、中部横断自動車道のルートが発表されると言われております。工事用道路がどこになるかといったようなこと、そしてインターがどこになるかといったことも関連性を考慮して調査していきたいと考えております。当面ですけれども、松原集落内の通行を極力減らせるよう、長湖へ行く方面、海尻方面へ行くその交通量を減らせるよう、案内標識の設置等を行ってまいりたいと考えております。そしてまた、音楽堂からは八ヶ岳方面の景観についても課題となろうかと思っておりますので、併せて検討してまいりたいと考えております。以上です。</p>
9 番議員	<p>ありがとうございました。図面、一番上を見てもらうと分かりますけれど、2車線でもって延長が427m。Wということで、道路幅5.5m (7m) ということであり、舗装工が2,950平米ということでありまして、これを逆算すると道路は7mというふうになると思います。そんなことで理解していいでしょうかね、7mということで。</p>
産業建設課長	<p>2ページの資料の図面は、幅員2車線7mで設計をしてございます。南牧村側はセンターラインのない5m、平均ということですが、改良が、工事がされております。国庫補助を受けるということを考えますと、現在は国庫補助事業採択、非常にハードルが高いということでして、高規格道路でないと採択につながらないというような状況もございますので、県のほうと打合せをしていって、7mでもなくてもいいということであれば1.5車線、そういったことも検討してまいりたいと思います。以上です。</p>
9 番議員	<p>今、産建の課長から7mでなくもいいということは、もっと広げてもいいよという解釈も取れるわけですけど、私としては、7mでなくともう1mぐらい広げて、歩道をきちっとつけたいと思っておりますけれど、その辺の考えはどうでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>こちらの松原海尻線のバイパスのもともとの整備と申しますのは、観光客、主に中央道側から入ってこられるお客さんの交通量が増えたために危険だ、そして現在の道路は狭い、そういうことが問題点とされて、この計画が出たものでございますので、仮に小海町側が歩道付きの改良された道路でありまして、南牧村側についてはもう既に改良が済んでおりまして、5.5mとい</p>

	<p>うようなサイズの規格で工事が終了していますので、やはり観光客を誘導するという事になれば、統一した道路のほうがふさわしい。また、費用もかかることですので、その費用対効果も考えなければならないと考えております。以上です。</p>
9 番議員	<p>今、課長のほうから、南牧のほうに少し合わせるような話でしたけれど、私としては、そんなに合わせることもなく、もしかして中部横断道がどういふふうに入ってくるか分からないもので、できればこの際取得していくはどうかと思います。その辺は、今答弁いただきましたもので、再度考えておいてもらいたいと思います。それから、設計の図面を見ますと、側溝とかそういうの、これ全て自由勾配と記されておりまして、それに合わせる自由勾配はいいですけど、道路勾配で一番急なところはどこになるかということで、ちょっとその辺、ただの農道のバイパスということですから道路勾配は急でもいいですけど、一番思っているのは、稲子白駒線から音楽堂に向かって入るところが一番急になるではないかと思いますが、この辺の勾配はどういふふうにご考慮しておるでしょうか。まだ、縦断・横断出てきていないからちょっと分かりませんが、考え方としては。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。資料の図面の道路の、計画道路の絵があるんですけども、その上側にナンバー1、2、3というふうに入側から右側にかけて振ってございますので、こちらをご覧ください。左上が先ほど言われたように松原から稲子集落に行く道路でございます。起点はB Pというふうにあります。そして、小池議員おっしゃいました入り口側がやはり勾配がきついということで、ナンバー1からナンバー8、ナンバー8には、これは湖水に、長湖ですね、入る流れ、入るその水路もありますけれども、この間が最も勾配がきつくなります。8%の勾配という、これも概算設計の縦断勾配で、その勾配ですけども、おおむね140m間で8%ということでございます。そして、そのナンバー8から緩やかに終点のほうに向かって上っていくと。終点には音楽堂の駐車場、南牧村側に近い駐車場がありますが、そちらのほうに向かって緩やかに上っていくと。そして現道に接続するというような計画でございます。以上です。</p>
9 番議員	<p>大体の概略は分かりましたが、それでちょっとお聞きしたいのは、この道路のメンテナンスはあれですかね、集水柵も兼ねた、除雪も含めて、これ町で行うのか。それとも、松原区が行うんですか。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。まだ地元の区の皆さんとも、そのような計画の段階ですので、できる方向で進むようになりまして、そのような除雪の関係、維持</p>

	<p>管理の関係も必要にはなると思いますので、協議はしてまいりたいと思います。今現在のことをお知らせしますと、今、小海でも集落内は地区の皆さん除雪をするんですが、峠といいますか、南牧、海尻に出る、そちら側、南牧のほうも集落内はされますけれども、冬場は主に利用がされませんので、除雪はされていないというのが現状でございます。以上です。</p>
9 番議員	<p>いずれにしろ、まだはっきり分からないというような回答であります。農道でありますもので、恐らく松原の区でやるようになるのではないかと思います。そこで、一番最初に集水柵について伺いますけれども、図面を見ますと、集水柵が小さ過ぎないかというふうに考えます。上流と下流側、同じ大きさで設計ですが、下流側を大きくできないかというのが私の考えです。それで、根拠としては、集水柵も人が入って土砂撤去できるような大きさにしてもらいたい。考え方によっては重機を使ってスムーズに作業ができるような大きさを希望するわけですが、この辺はいかがでしょうか。これは、集水柵1号から最後、集水柵11号までであるわけですが、非常にちょっと小さいように感じるもので、その辺の考え方はいかがでしょうか。今までの産業建設課の、産建で地区からいろいろ要望を聞いていると思いますが、その辺の要望を聞いた中でどんなふうに設計したでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>この集水柵につきましては、設計を担当するところでおおむね周囲の状況を見て標準的と思われる、そういうサイズのものを設置してあります。数字でいいますと、集水柵何号と図面でもありますけれども、600型、そして800、1,000というようなサイズが載っております。そして、またボックスカルバートというのもあります。こちら水路として水量が多いのでこれはナンバー8ですね、ナンバー8付近に設置するものは1,000、1,000というのは1m角のもの、そして17、18、現状ある水路、流れておりますけれども、こちらでは700掛ける500、そういったものを現状を見て設計をしているわけですが、実施になった場合にはまた実際にこちらで水を利用されている方、そしてまた周囲に農地がある方、このような方々とも協議の上、必要があればサイズの変更、そういったことは可能であると思います。以上です。</p>
9 番議員	<p>今、課長のほうから概略、大体500から1,000ぐらいまでの大きさという話を聞きましたけれど、私としては、上流側はともかく下流側については大きいのを入れてもらいたいということでもあります。それから、今ちょっと話も出ましたけれど、ボックスカルバートのほうなんですけれど、今言いました一番、ナンバー8のところのボックスカルバートが1,000掛ける1,000で延長30mということでもありますけれど、延長30mのボックスカルバートが入るとい</p>

	<p>うことは、非常に中に土砂とかそれがたまるおそれがありますということで、できればもっと、1,000掛ける高さが1,600以上のものを入れてもらいたいというのが私の希望です。今までいろいろ経験した中で、私もいろんなところにいたもので経験しましたけれど、やっぱり人が入る大きさのボックス、特に30mもあるんですよ。それについては、そういうふうに入って清掃できるボックスにしてもらいたいということですが、今、課長のほうで変更も可能だということでもありますので、その辺の考え方、ひとつよろしくをお願いします。</p>
産業建設課長	<p>ナンバー8のところのボックスカルバートということなんですけれども、延長30mと長いということなんですけど、こちらは一番低い位置になりますので盛土をするというような関係で、道路幅7mのほかに盛土する分、そういったものがございまして、30mと長くなってしまいます。そして、その管理の関係ですけれども、確かに小池議員さん言われるように、人が入ることができる、そういうサイズのは管理しやすい、そのとおりだと思います。必要最低限、費用のこともありますので、やはり必要最低限ということになるかと思いますが、その点について、実施の際にはまた検討してまいりたいと考えております。以上です。</p>
9番議員	<p>今、課長のほうからそういう答弁を聞きましたけれど、ぜひ、誰が管理するにしてもやっぱり中に人が入って土砂撤去ということを考えられますもので、そのような人が入れる設計にさせていただきたいと。それから、ボックスカルバート、これは土砂がたまるかたまらないかというのはいろいろあるんですけど、2か所入るわけですけど、これの勾配についても検討しておいてもらいたいと。私としては、最低5%ぐらいの勾配はつけてもらいたいと思いますが、その辺の考えはどのように考えておりますか。</p>
産業建設課長	<p>一般的には、水の関係ですので、流れ、入る場所と流れ出る場所、現状がどのぐらいの高低差があるかということで設置の傾斜は決めるんだと思いますが、それが、できれば管理側からすればなるべく急なほうが中には堆積しないということになるかと思いますが、ただ反面、勾配を変えた場所に堆積しやすいというデメリットも出てくると思います。いずれにしても、そういった後の管理も含めた検討を行いながら実施計画に入る、そのときには考えたい、そういうふうには思っております。以上です。</p>
9番議員	<p>いずれにしても将来的な話で、管理がきちっとできるような構造をお願いしたいと。全て町でこれ管理するでなくて、恐らく松原の区がいろいろやるようになると思いますもので、特に松原の区の要望も聞いた中で、管理しやすい</p>

	<p>やり方、それから人が、何というか、手がかからない。だんだんに、何というか、若い人もいなくなりますもので、年寄りがあまり苦労しないような設計をしていただきたいと思います。それで、盛土についてということでもありますけれど、盛土も、何というか、大きいのり面というか長さになりますと、犬走りを細かくつけてもらって管理しやすいようにということをお願いしておきます。将来、いずれにしろメンテナンスを考えた設計をしていただきたいということで、よろしくお願いします。松原湖海尻線についてはこれで質問を終わりにいたします。次に、畑地帯総合土地改良事業小海原地区計画概要ですが、令和3年度ということで、これは次の図面、ちょっと見てもらえれば分かりますけれども、V P管バイパスでパイ300でもって、当初1,000m行っ計画でしたが、今日の図面を見ますと1,692mということで長くなっておるとということで、これは地下埋設だと思いますが、この辺の設置、当初設置して何年ぐらいたっているでしょうかね。</p>
産業建設課長	<p>資料つづりの3ページ、4ページがこの小海原に係る水管でございますので、こちらを見ながらということをお願いいたします。この以前に設置されている水管の施工時期ということなんですけれども、はっきりこの時期というような書類関係は残っていないんですけれども、40年代というふうに考えられております。昭和40年代ということで、現状は管内にカメラを入れて調査をしたところが、ゆがんでいるところがあるというようなこと。そして、今後の利用も考えますと伏せ替えが必要。そして、これは上流、今年度やる場所は下の赤い用水路工事、L=1,692と書いてある場所なんですけれども、下流側、図面の右上のほうになりますけれども、こちらのほうの国道やJRに近い、そういった圧力のかかる管路で実際に破管した、漏水した、そういう事故が何件かありました。そして、この計画が始まったということでございます。今年につきましては、この3ページの赤い部分と、そして次に4ページ、4ページはその国道やJR、千曲横断ということなんですけれども、2つの事業を県でも取り入れておりまして、名称が異なっております。4ページのほうは県営農村地域防災減災事業で小海原にというような名前で施行が進んでまいります。予算的にもこういった地域防災減災、そういう事業で進めたほうが事業費もつくだろうというようなことで、2本立てとなっております。以上です。</p>
9番議員	<p>ただいま、設置が昭和40年頃だということではありますが、かなり古くなっていて、カメラ入れたらば歪んでいるということは漏水も考えられるということで、今回計画したということではありますが、いずれにしろ、上水道の関係</p>

	<p>も特にいろいろあると思いますけれど、こういうところ、早めに対処してもらってありがとうございます。それで、令和4年度実施予定が計画されている上人沢の頭首工からの水管橋45m、当初44mが45mになっているわけですが、これについての構造は今と同じ構造で設置という考えでいいでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>水管につきましては45m、当初架け替えの計画もあったんですけども、現在も調査中ということで、できれば選択肢として現状の管をそのまま利用するというので、塗装ですとか接続部の交換ですとか、そういったものも考えていくというような話を聞いております。以上です。</p>
9番議員	<p>大体おおむね分かりました。それでは、先ほど課長のほうからありましたが、これが2つの件名で分かれているということで、次に、県営農村地域防災減災事業小海原2地区の計画されている小海原に水を揚げるサイフォン管路についてお伺いいたします。これは、長期計画ではかん水用で水路管の変更とあるが、ルートとして、現在通してある既設の管路敷地では駄目という理由は何があるんですか。</p>
産業建設課長	<p>これは、昨年度までの調査設計、比較検討をしておりました。そして、以前、この地図には以前のルート表記がないんですけども、もっと最短距離で設置されておりました。4ページですと、ちょっと千曲川、ちょうど中央下ぐらいですかね、千曲川を既設管路ということでここに表示はあります。そして、終点とありますこの小海原の上のところに配水池がありますが、ここまでの管路、これが最も距離的には短いわけですが、この施工が非常に山の中ですね、山林の中を、これ急なんですけれども、この施工をする方法、現在は機械が入ること、そして最も大事なのは施工の安全性、そういったことも考慮されて比較をされました。結果、今のこの赤と青で示された、ルートの的には随分長い距離なんですけれども、こういったことでも水が流れるためのロスというのがあるようなんですが、これは長くても水は上まで届く、そういう結論が得られたようでして、施工する工事費を検討してもこちらのほうがよかったというふうに聞いております。以上です。</p>
9番議員	<p>私は、これ水路ですから水管橋、かなり圧力もかかりますもので、できれば最短距離でいくのが好ましいと。それで、何というか、千曲川を横断して直に上へ上がるということは施工に困難だということですが、今は大体工事やってもかなりモノレールという、工事用のモノレールがありまして、大きさによってそれも種類があるわけですが、人も乗れたり材料も運べるというようなモノレールがありますもので、私としては施工についてはあまり問</p>

	<p>題ではないかと思えます。そこで、一番は、最短距離がなぜ駄目だというのは今そのように話を聞きましたけれど、何か距離が長くなってお金がかなりかかるということで、私としてはあまりよくないと思っております。昨年、要するに10月の議会で提出されました図面ですけれど、当初の採択ルートということでありまして、2案載っているわけですけれど、当初の採択のルートと最終的に実施管路の案に決まったということでもありますけれど、この辺の考え方はどのように取っているのでしょうか。私は最短ルートが、どうせ下へ下げてくれたら最短ルートがいいじゃないかというふうに考えますが。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。当初採択ルートというのが右の凡例のところにはありまして、この地図の中に実際は載っておりません。今回の資料用にちょっと県のほうへ作り直していただくようお願いしたんですけれども、その当初採択ルートが抜けていますので、ご説明いたしたいと思えます。松原湖の駅の下に踏切がありまして、今、ここではオレンジの線があります。これを国道のほうから行って、踏切を渡って道なりに左へ曲がるんですけれども、その角から千曲を対岸に渡るコース、これが、ここに記載ありませんが当初の採択ルートであります。なので、当然に既設も検討はされたんですけれども、既に当初採択していただくときにも、この既設という考え方はなかったということでございます。先ほど、延長は長いほうが事業費がかかりそうだというようなお話もありましたが、実際には費用とそれから施工性、安全性、そういったものを考慮して決定されたようでございます。そして、その当初の採択ルートも現在は変更されたということについてですけれども、踏切渡ったところから対岸に渡る水管橋、大きなつり橋のようなイメージですけれども、こういったものを造らなければならない。この水管橋に費用的にはかなりかかる。そういったことをお聞きしました。予備調査としてボーリング調査、地質の調査、どんな基礎を造ればいいのかとか、大きさですとか、そういったものをやった上でこのルートは決定されましたので、もう既に変更ということでこの青と赤の線でいくということですので、もう今からこうしたいというようなことは、なかなか困難だと思えます。以上です。</p>
9番議員	<p>今聞きますと、当初の採択ルートを変更して実施管路のルート案に決定したということでありまして、これからの変更は無理だということであるということですが、最初、長振計画では、これ七、八年かかって竣工ということでありますが、予算もあれですが、2億158万の予算を計上してあったわけですが、これは大体どうも今回の資料を見ますと令和4年、5年ぐらいで完成ということでもありますもので、予算的に何というか、長期でなくて早く予算がついたとい</p>

	うことでいいでしょうか。
産業建設課長	<p>お答えいたします。今、県のほうから頂いている資料でございますが、採択のときから8年度間ということでおおむね今年度、令和3年度は事業費は1億円、そして町のほうではこれに対する負担金という形で支出をします。13%から17.5%の範囲です。畑地帯総合土地改良事業、こちらのほうが今年度予算で1億円、そして防災減災の事業が今年度事業費で7,000万円ということで、町の負担についてはそれぞれ1,750万円、もう一方は910万円ということで負担金として予算計上されております。今後につきましては、畑地帯総合土地改良事業のほうが令和8年度、おおむねですけれども、それまでの予定ですし、防災減災のほうにつきましては、令和5年度または6年度頃の終了というような計画をいただいております。以上です。</p>
9番議員	<p>予算的にもおおむね分かりました。それで、いずれにしろ私としてはサイフォンについて、特に距離が長くなれば圧力に関係するということでもありますもので、今変更ができないということでもありますもので、仕方がないですけど、あまり長くはやってもらいたいと思いませんということです。それで、このルートの中でもう変更が利かないということでもありますもので、いろいろ私が細かいことを言っても仕方がないということですが、事柄だけ言っておきますと、国道の掘削は、できれば起点から八那池の信号機辺りまでと、それでもって要するに町道になると思いますが、駅に下がる道路、小池床屋から下のほうへ向かって掘っていただいて、踏切については推進ということでもありますもので、あまり踏切の真ん中を推進するでなくて、海尻側を推進工事をしていただいて、通行にあまり支障がないようにというふうに考えております。それと、最後ということで、千曲川、これ水路を横断するですが、今の橋を利用するですか。それとも、新しく横のほうに設置するですかね。その辺のほうはどのようになっておりますか。</p>
産業建設課長	<p>千曲の横断につきましては、その4ページの左真ん中辺りですけれども、ちょうど青い部分になっております。これは、青は来年度以降の施工ということになるんですけども、箕輪橋が点線で示されておまして、その下流側に水管橋を設置したいというような予定でございます。河川横断は88mで水管橋は74mというような調査をしておまして、こちらについても橋脚になる分、そしてその両岸に対してのボーリング調査なども行った上で検討されたということでございます。この橋の両側についてで赤く表記されておまして、令和3年度、この場所についても地元区の皆さん方とまた協議はしていくことになろうかと思っておりますけれども、予定が載っておりますので、また</p>

	連絡等来ようかと思しますので、そうしましたらお知らせいたしたいと思ひます。以上です。
9 番議員	橋の下の下流側のほうへ水管橋新設ということであります。私としては、どうせ新設するなら前の案、最初の案でもって踏切渡って真っすぐ向こうへ抜けるような案を通してもらいたかったと思ひます。それで、1つ、何といふか、頼みたいといふかあれですが、JRと協議する中で、推進工事をやるわけですが、大体推進やるのにさや管は幾つの管を計画しているでしょうか。
産業建設課長	お答えいたします。さや管と言われましましたが、こちらのサイズは、ちょっとすみません、把握はしておりません。JRの協議にも私ども当初同席したこともありますが、最終的な決定に当たっては協議には入っておりませんので。ただ、以前に農業集落排水の工事がありまして、既にそういった工事は施工、推進工法でしてありますので、これについてはスムーズに進むものと見込んでおります。以上です。
9 番議員	私としては、前、農業集落排水事業でもってあそこに、海尻のところに推進入っているのは承知なんですけれど、できれば将来のことを考えて、さや管800以上の大きいのを入れてもらいたいといふのが私の考えです。なぜかといふと、将来的にどうなるか分かりませんが、水力発電でも計画するには、さや管大きいのを入れておいて、今回のサイフォンにつながる管ともう1本、300か350ぐらいの管が入るよふにといふことで、800以上の管をお願いしたいわけですが、その辺の考えはどうでしょうか。将来利用を含めての話です。
産業建設課長	お答えいたします。こちら、県の施行ではありますが、国の補助を受けて実施していくといふことになろうかと思ひますので、その辺の理由づけができるのかどうか、そういった将来に向かつての投資ができるのかどうか、そういったことを聞いていただくよふに県のほうには伝えて、協議の際に伝えてみたいと思ひます。以上です。
9 番議員	いずれにしる、県のほうへ、企画も県といふことではありますが、いずれにしる過疎債を使うといふことですから町も相当の発言権はあると思ひますので、その辺を踏まえた中でやっていただきたいと。いずれにしる、細かいことを申しましたが、そのよふなことで計画をお願いしたいと。それで、最後に土村相木線といふことで、宿渡のシモガタ、これは市野沢川の道路沿いに東馬流に通じている道路がありますが、これは昨年台風でもってやっと復旧しましたといふことで、あまり通行量はないといふことではありますけれど、この道路は貴重な道路と認識してあります。昔は宿渡とか市

	<p>ノ沢の人は列車に乗るのにこの道を下がったということも聞いております。この道路ですが、問題点は、一番どん詰まりじゃないけれど、北原組の住宅がある須張踏切です。現在、二輪車と小型特殊車が通行可能ですけれど、この須張踏切の拡幅をJRに要請してはと思いますが、この辺は町としてどのように考えているでしょう。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。東馬流から宿渡に通じる道路、これは町道では須張線と呼んでおります。未舗装であり、幅員が1.8メートルから5.6メートルの延長885メートルの道路であります。高低差もありまして、勾配も急な場所があるというような路線でございます。過去に須張線を迂回路として使用した経緯はあるんですけども、今現在は土村相木線、通常宿渡または親沢方面に通行しているその道路が土村相木線といいますが、こちらはほとんどが改良済みと、2車線の道路になっております。舗装やのり面の工事の際に、片側通行で工事が通常はできますので、バイパスとしての可能性、そういうものはあまり考えなくてもいいのかなということを考えております。現在も安全な通行ができるように維持はしているんですけども、踏切の拡幅ということになれば、やはりそれなりの大きな理由といいますか、改良が必要だとか通行量が増えるんだ、そういうようなことが必要になると思いますので、簡単な協議はできないと思いますから、どうしても拡幅する、そういった強い要望、明確な理由、そういったことが示せるようになりましたら、進めることとなるかと思えます。以上です。</p>
9番議員	<p>今、課長のほうからは答弁はそういう答弁でありますけれど、現状は、実際車は通行しているわけです。ただし、これは規制がかかっておりまして、先ほど言いましたけれど、二輪車及び小型特殊車ということでもありますので、車が通って事故でも起こせば大変ということでもあります。この踏切も、遮断機も警報機もついておりますということで、現状の踏切の幅員よりも50センチ広げれば、これは普通車まで通行できるということで、踏切の規制がなくなるということでもありますので、ぜひ、要はバイパスというか、それを含めた中でこれを拡幅をお願いしたいということです。これは、例えば事故でもあれば、警察もJRも地域の住民も、規制がかかっているところを通ったからだというふうに言うだけであります。ところが、行政としては、多分批判はされないと思えますけれど、行政の心境としてはどうだろうというふうに思っております。最初から踏切の拡幅は無理だということではなくて、決めつけるでなくて、行政が率先して交渉すべきと考えます。そこで、今課長が言ったとおりでありますもので、それは踏切の拡幅は大変だと言うけれ</p>

	<p>ど、実際はそうでもないということで広げているところもかなりありますので、JRとの協議をやっていただきたいと。それで、もしそれが駄目だったならば、須張踏切より宿渡側に向かって100メートルぐらい行ったところにその山をトンネルを開けて、何というか、東馬流の駅の裏側ということで、そっちへ向かってトンネルを掘ったらどうかという考えであります、トンネルでなくも、あの山でありますもので、ちょっと勾配つけてやればオープンカットでいいじゃないかというふうに考えますが、その辺はどうでしょうかね。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。踏切の拡幅についてですけれども、現在東馬流地区でも須張のほかにもあと3つ、筆岩の踏切まで入れれば3か所、全部で4か所ですね、ございます。須張の踏切よりもっと狭い踏切もございます。地区の要望とすればそういうところ、軽トラも安全に通れないほどのというような場所もありますので、そういったことが可能であるのかどうか、その辺については検討、協議をしてみたいと思います。それから、後半のトンネルということにつきましては、大変必要な部分なのかどうか、そういうことをお示しいただいたり、こちらでもそういう調査をした中で、必要があればということで行いたいと思います。今現在東馬流を通っている道路、中央を通っているのは県道でございます。集落内の県道の拡幅が今最大の検討事項だと思っておりますので、そういったことより優先するのかどうか、そういうところを判断した中で進めていけたらと考えております。以上です。</p>
9番議員	<p>通行量も少なくお金もかける必要もないというような考えでありますけれど、私としては、卒道のところもいろいろ問題もあろうかと思っておりますので、地形的に見た中で防災及び非常時に備えた道路ということで、ぜひ踏切を拡幅して、最低普通車が通れるぐらいの処置をしておいてもらいたいと思います。この辺、最終的に町長の考え方は何かありますか。今のこの道路について。</p>
町長	<p>東馬流の中央を横断する道路につきましては、手前ども常に懸案でございます。狭いのは、さらに狭隘であることは重々承知しておりますが、JRとの関係、それから住民の皆さん、それからもう一つは千曲川沿いというような計画もございまして、まさにそれを実行するにはもう少し時間がかかるというところでございます。今、小池議員のおっしゃるとおり、いろんな部分についての目配りは常にしているつもりでございますが、相手のあること、それから予算の関係すること、常に我々は目を張らせているわけですから、その辺がスムーズにいくような施策というものを常に模索して</p>

	いるところでございますので、ご理解願いたいと思います。
9番議員	いずれにしろ、3件ちょっといろいろ要望したわけですが、これも、私もいろいろ土木に従事しておりましたもので、いろいろ経験した中での意見でありますもので、参考にさせていただきたいと思います。いずれにしろ、JRとの協議はちょっと頭に入れておいてもらって、長期振興計画にももしあったら入れておいてもらいたいと思います。そんなことで、私の質問はこれで終わりいたします。
議長	以上で第9番 小池捨吉議員の質問を終わります。 ここで11時15分まで休憩いたします。 (ときに10時58分)
第2番 鷹野 文則 議員	
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (ときに11時15分) 次に第2番 鷹野文則議員の質問を許します。鷹野文則君。
2番議員	2番、鷹野文則です。よろしく願いいたします。コロナ禍となりまして1年以上が経過し、いまだ終息が見通せない中、一步踏み出した対策としましてワクチン接種が開始されました。集団免疫効果がどの程度あるとか、どのくらい効果が持続するとか、変異株への効果など、まだ明らかになっていないことはありますけども、有効な抗ウイルス薬がない状況の中で、ワクチン接種というのは重要な位置を占めると思います。ついては、町のワクチン接種の指針をお伺いしたいと思います。また、現在までの接種状況と今後の実施計画について、併せてお伺いいたします。
町民課長	お疲れさまです。新型コロナウイルスの蔓延に伴う方針についてどのように考えるかというご質問でございます。新型コロナウイルスの感染症につきましては、感染の拡大を防止し、そして町民の生命と健康を守るためにその対策に取り組みながら、併せて社会経済活動の両立を図っていかねばならないと考えております。そういう中で、新型コロナウイルス感染症の発症を防止し、そして死亡者や重症者の発生をできる限り減らす、結果として新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図ることができる。そんなことを目的に、ワクチン接種等々の施策を展開しているところであります。また、現在の状況ということでございますが、まず小海町にワクチンが4箱届いております。具体的には4月30日に2箱、そして5月18日に2箱届いております。接種の内容、集団接種の内容につきましては、小海分院へ医師の派遣を依頼をしていると。そして、月曜日と火曜日と金曜日に接種日を設け、行っておりま

	<p>す。月曜日には医師をお二人派遣していただきながら行っていると。そして、5月24日からスタートしたわけでありますが、医師2人の日は約200名を目途に、そして火曜日と金曜日は100名ずつを予定をしまして、順次進めているという状況であります。後期高齢者の皆様方に3月26日に接種の希望調査を行いました。郵送で発送をしました。4月の下旬までにお答えをくださいというものであります。そして、4月16日に前期の高齢者の皆さん、希望調査書をお送りしまして、5月の下旬までにお答えくださいというものでございます。そういう中でありますが、現在、高齢者の皆さんから1,650名の回答がございました。小海町の高齢者の人口約1,800人に対しまして、92%ほどの皆さんが接種を希望されているという回答でございます。この回答の到着順に書類確認事項が整った順から、今度は接種の日程を決めた通知を送付しまして、時間ごとに総合センターへお越しいただき、接種を行うというものです。接種を始めまして、やはり接種の時間より前に行かなければいけないとか、遅れば次の人が先にとか、いろいろなことがありまして、時間より若干早くお見えになる方がいらっしゃいます。そのようなことを避けるために、防災行政無線などでぜひご通知申し上げた時間にお越しください、そうしますとスムーズに接種ができますというご案内をしているところであります。接種が始まってまだ日が浅いわけでありますが、いずれにしましても、接種を受けに来る皆様方に失礼のない対応をしていくということが大切ではないか、こんなことを思いながら進めているところであります。以上です。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>しっかりした指針をお聞きしまして、安心したところでございます。現在の状況の中で、ワクチン接種を粛々と計画し実施している職員の皆様に敬意を表するとともに、そのご苦勞に感謝を申し上げたいと思います。しかし、今のところ、今お聞きしたようなワクチンの指針について、明確に広報されたようなものを見た記憶がないんですけども、変異株の問題や副反応の問題はありますけども、今後65歳以下の接種が対象になっていく中、改めてこのワクチンの種類や期待される効果等を広報するという予定はございますでしょうか。</p>
<p>町民課長</p>	<p>ワクチンの効果等につきましては、正直言って私どもではニュース、新聞等で流れる情報しか分からないということでありまして。しかし、今置かれているこのワクチン接種というものが、現段階においては最善の効果があるということが進められているということでありましてから、先ほど92%の方が、高齢者の方ですが申し込まれております。そして、まだ返事をいただいている皆さんには、この6月18日に返信を促すご通知をする予定であります。そ</p>

	ういう形の中でいずれ町民の皆様には広報というか、知らなかったとか通知が来たが分からなかったということのないように対応してまいるといこととであります。以上です。
2 番議員	ワクチンの効果とか、そういう部分じゃなくて、こういう効果が期待されるからみんなで打ちましようねというような広報をお願いしたいなというふうに思います。それで、あと、こここのところの報道や公民館報等では集団接種のみという表記になっているかと思ひます。ただ、小海町の場合、医療・介護・福祉のレベルというのが一定以上の水準を満たしているのひで、恐らく集団接種のみというのひは一般の町民の皆様ひ混乱を来さないようひそう広報したんだとは思ひうんですけども、今の小海町の状況からいつたら、集団接種あり、個別接種あり、それからサテライト接種、これは恐らく先般特養とかへ利用者さん・職員、両方打ちに行つたんだと思ひうんですけども、そういうのひはサテライトかなと思ひます。といひことは、小海町の場合ミックスで全体像を考へていかないと、厳しくなつてしまひうのではないかといひうふうに思ひます。それにつひいて、ワクチン接種の接種体系を全体を広報しておひいて、それで一般の後期高齢者の皆さん、前期高齢者の皆さん、65歳以下の皆さんといひうような形はこひうふうになりましようといひう細かな広報をしていただかないと、何か誤解を受けてしまひうのではないかといひうふうに感じましようが、いかがでししようか。
町民課長	町内の医療機関、小海分院、小海の診療所、高齢者施設の特養こひみの里、そして老健こひみと町と検討を重ねまして、地域の医療体制を維持しつひつ、新型コロナワクチン接種をスムーズに行ひうために、集団接種をメインとする現在の方法を選択し、実施をしてひいるものであります。町内では、個別接種はござひいませんが、基礎疾患をお持ちの方が主治医の下で接種する場合など、実際には個別接種も実施をしてひおります。町民の皆様方に集団接種におひいても個別に対応できるよう事前に調査票をお配りし、細かひ部分までご希望をご記入いただき、その希望に沿つた形で接種をするよう調整をしてひおります。先ほど申されましようように、混乱を避けるために、集団接種といひ言葉を使つておひるのは、そのおっしやられるとおひりでござひいます。こひう中でありましようが、やはり全体像がこひだよ、そしてこひんな形で進めてひいきますといひうような広報といひうこととであります。やはりこひうご意見があるといひうことは、広報はしたほうがかひいと思ひつてひおりますので、何らかの形で町民の皆様へお知らせをするこひことを検討をしてひまいりたいと思ひます。以上です。
2 番議員	今後優先接種される、優先的に接種するといひうようひ考へてひらっしやる職

	種だとか対象者、これについて教えてください。
町民課長	今後、優先的に接種をされる方など、どうしているかということでございます。まず、一般の方に通知を今週の金曜日に発送をする予定です。そういう中において、一般の方で高齢者施設へ従事をされている人、また基礎疾患をお持ちの方等々いらっしゃると思います。特記事項としてそのような記載欄を設けまして、その把握に努め、そしてそのような記載がある方には、国の指針の下、優先的に接種を行うということを考えております。以上です。
2番議員	たしか、その優先接種者の中に今後消防署の職員とか入っていたような気がするんですけど、それはぜひ進めていただきたいと思います。先ほど課長、個別接種はないというふうにおっしゃいましたけど、入院患者さんが打った場合は個別接種に当たるので、だから個別接種は一切ないというふうにはならないんだと思うんですね。だから、総合的に考えて、柔軟的な接種計画をぜひお願いしたいと思うんですけども、あと優先接種の中に、ちょっと考えますとデイサービスをやっているようなところ、社協の職員さんですよね。あと障害者施設は、これは感染対策がほかのところより大変になってくるので、やはり優先順位を上げていただくというのはいいような気がするんですけども、その辺をぜひ考えていっていただきたいと思います。それから、現在集団接種は総合センターで実施されていますけれども、今後1年のうちでも一番暑い時期がやってまいります。そうなってくると、総合センターはちょっとそういう冷房とかならないような気がしますので、大変じゃないでしょうか。
町民課長	先ほど個別接種ないという発言は、ちょっと私、言い間違いかどうかと思いついて、個別接種は実際には主治医の下で接種される方等々、入院患者さん、今おっしゃられたとおりであります。それで混乱を避けるために、集団接種というような言葉を使わせていただいたということでもあります。そして、消防署の職員、消防署も佐久広域のほか、上田広域、長野、いろいろありますが、主にお勤めは佐久広域だと思います。佐久広域の皆さん、多分2回の接種が終了しているのではないかと、こんなことを感じております。そして、優先接種の福祉施設、障害者施設にお勤めの皆さんをということでもあります。それはそのような形で対応してまいるということです。そして、最後に集団接種会場、総合センター、冷房設備等なく、状況によっては厳しいのではないかとご指摘であります。確かに今1つ、悩みの種の一つでございます。さりとて、どこの施設でどのような体制でやっていいかということ

	<p>しっかり検討した中で、接種場所の変更を行うとしたら事前に告知をし、トラブルのないように周知をしていきたいと思っております。以上です。</p>
2番議員	<p>ぜひそのようにお願いいたします。あと、現在入院されている入院患者さん、それから在宅医療を受けていらっしゃる方、この辺の方というのは、接種についてどういうお考えでやっていこうと思っているのか教えてください。</p>
町民課長	<p>入院されている方、また在宅で、極端に言えば寝たきりの方という皆さんであります。入院の皆さん等につきましては、それぞれの病院で医師が付き添っておるということでもありますので、その医師との連携の中で進めていくのが一番ではないかと。また、在宅の方については、実際には小海町の寝たきりの方で本当に移動ができない方はいらっしゃるという医師の判断であります。デイサービスセンターへ入浴を目的にストレッチャー等でお出かけいただく方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、そのようなときに調整をしまして、接種を進めていくという形になろうかと思っております。以上です。</p>
2番議員	<p>在宅で受けられない方はいないということで、1つ安心しましたけども、入院患者さんに関しては、恐らく慢性期病棟とかの入院ならば接種という可能性は出てくるけども、急性期に関しては恐らく無理だと思うんですね。ついては、追跡でもないですけど、退院されて少したってから打てるとか打てないか、もう一度お声がけいただくとか、そんなような対応でお願いしたいと思っております。もう1点ですけども、2回目の接種の副反応が非常に強いというような報道が出ておりますし、実際に2回目打つと非常に高い確率で発熱するというような状況がございます。ついては、その副反応の対応についてお尋ねいたします。</p>
町民課長	<p>副反応の対応についてということでもあります。確かに2回目を打たれた方で、打ったその日はまだそれなりなんだけど、ちょっと腕が1回目より痛いとか、その程度なのが、次の日になって急にだるくなり、そして発熱、朝大丈夫だったから仕事に行ったらとても夕方まで勤められないから早退をするとか、やっとの思いで帰ってきてすぐ休むとかいう方がいらっしゃるということは、お話をよく聞いております。そういう中で、そういう皆さんに熱冷ましとか、そういうような処方をどうするかということでもあります。薬剤師の皆様とも今後情報をいただいた中でできる範囲で対応していくということが必要であると考えております。以上です。</p>
2番議員	<p>ぜひお願いしたいんですけども、どうも医療従事者とかその辺の2回目を打った人たちに聞きますと、やはり休みの前の日に2回目を打つとか、いろ</p>

	<p>いろ対応されているようなんですよね。それで、もう相当な確率で発熱するので、2回目を打つときに解熱剤をお渡しするとか、そんなような対応になっていると思うので、その辺も今後検討をしていただくとありがたいと思います。よろしくお願いします。</p>
町民課長	<p>今おっしゃられるとおりのようであります。そのような薬が手に入る皆さんは、前もって飲んでいるということが現実に行われていると聞いております。今おっしゃられるようなことは町民の皆さんが安心して接種を受けていただく一端でありますから、検討をさせていただきまして、町民の皆さんが喜ばれるような形で施策を展開したいと思っておりますので、よろしくお願いします。</p>
2 番議員	<p>よろしくお願いします。続いて、次の質問に移らさせていただきます。松原の長湖において水草の大量繁茂が見られまして、上部のほうは湖面に出て花を咲かせているような状況で、景観上問題あるかと思ひますし、魚釣りはその近辺ではできないというような状況になっております。今後、水環境の悪化等危惧されますけれども、水質検査の状況や防除対策についてお尋ねします。</p>
町民課長	<p>長湖における水草の問題ということでもあります。水質の状況ということですが、水質につきましては、毎年1回、水質検査を町で行っております。直近では、長湖の南側の中央付近で水を採取しまして、令和2年9月1日に行った検査であります。検査の項目としましてはpHまたBOD等々8項目の検査を行っております。湖沼の環境基準、pHで申し上げますと、6.5から8.5が基準値以内という目安があり、長湖は7.4という値で基準値内の水質ということでもあります。また、令和元年度に調査を行った結果、pHは7.1ということで、これも基準値内ということでもあります。検査項目から判断しますに、湖沼の環境基準値は水質としてワカサギ等生息に適している状況ということが結果として報告をされております。そして、対策ということでもあります。町でも現場を確認をしております。長湖に繁茂している水草は、北アメリカ原産の外来種だということでもあります。これは既に日本全国に定着をしていると、そういう中で、生育中は窒素やリンなどを吸収し、水質の浄化に役立っていると。しかし、枯れてしまうとそれが沈み、吸収した栄養塩素が水中へ溶け出し、水質の悪化を招いてしまうということのようでもあります。景観的に好ましくないこと、また岸に漂着した後腐ってしまうことなど、景観と生態系に影響が出るという観点から、生態系被害防止外来種リストというものに掲載をされ、重点対策外来種として指定をされているということ</p>

	<p>であります。そして、先ほど釣りの話もありましたが、夏場のヘラブナ釣り、大勢の皆様が楽しみにお越しをいただき、そういう中で、なかなか根がかりがして楽しい釣りを楽しんでもらえないということも悩みの種かと思えます。町で調査をしましたところ、駆除にはいろいろな方法があるようですが、やはり人手による駆除が多くの湖や池で行われているという状況であります。町では、地元の区、松原区、そして松原湖の漁業組合の皆様などと協議を行いながら、有効な駆除について研究というか検討、そして支援を行っていきたくと考えております。以上です。</p>
2番議員	<p>その水質検査の中で、リン酸の状況を教えていただきたいと思えます。</p>
町民課長	<p>申し訳ありません、リン酸の調査結果について持ち合わせてありませんから、後ほどお答えさせていただきます。</p>
2番議員	<p>値は後ほどで結構ですけども、町民課長おっしゃるように、これコカナダモだと思えます。おっしゃるように、生態系被害防止外来種というやつで、非常に対策が難しいかと思えます。担当課は町民課でよろしいですかね。そういう中で、今後これが流れ藻といって藻が根から取れて、それが流れていって、今度は腐敗してくるわけで、そうなってくると近隣異臭問題になってくるかと思えます。そうなる前に何とか対策していただきたいんですけども、松原区としましては、従前アサザですか、の防除を行ってきました。ただ、この生態系被害防止外来種に関しては、いろんなところを見ますと、早急に自治体へ相談するようというふうに書いてあります。だもので、この防除に関しましては、町主体で対策していただかなければいけないのかなというふうに思うんですが、いかがなものでしょうか。</p>
町民課長	<p>地元の松原区の皆様からも、地区の要望として上げられております。そして対策をどのように講じていくかということですが、これは、また協議をさせていただきますして対応してまいりたいと思えますので、よろしくお願ひします。</p>
2番議員	<p>この生態系被害防止外来種に関しましては、日本全国いろんな湖沼で問題になっているようなんですけども、一番最初は、琵琶湖からほかの地域へアユの出荷とか、あとワカサギの卵の出荷とか、そういうので日本全国に広まったような話を聞きましたけども、どこも、この近辺ですと野尻湖ですとか榛名湖、それから尾瀬沼等々、いろんなところで問題になっているんですけども、どこもこれといった解決策がないんですけども、それで、どこだか忘れてしまいましたが、漁協の対策としてソウギョを放したらしいんですけども、ソウギョを放し過ぎて生態系に影響を及ぼしたようなんですけども、今、</p>

	町としてこんなような対策をしたいとか、そういうお考えがありましたら教えてください。
町長	大変これ危機状態だというふうに私は思います。これは刈り取って処分しちゃったほうがいいのか、あるいはそういったソウギョ等々の放流がいいのかという方策があるかと思います。最善を尽くしていきたいと思いますので、また松原の皆さんにもお知恵をお借りしまして、私も現場を見た限りでは、これは早めに手を打たなければというふうに思っております。また、検証した結果もございます。生きているうちはいろんな水の浄化等々に役立つけれども、枯れてしまった場合には有害なものだということが分かっている限り、それなりの手を打ちたいを思います。よろしくお願いいたします。
2番議員	ぜひお願いしたいと思います。どうもこのカナダモというやつは刈り取ってもどんどん増えていって、その刈り取ったものが悪臭を発生するので、自治体がどこかで処分するという方法を見いださないとならないので、自治体に相談しろというようなことのようなので、ぜひ町主導での防除対策をよろしくお願いいたします。これで私の質問を終わりにします。ありがとうございました。
議長	以上で第2番 鷹野文則君の質問を終わります。 これで1時まで休憩とします。 (ときに11時53分)
<u>第5番 渡邊 晃子 議員</u>	
議長	休憩前に引続き会議を開きます。 (ときに13時00分) なお、暑いようでしたら、上着を脱いでいただいて結構であります。黒澤町民課長より発言を求められていますので、これを許します。黒澤町民課長。
町民課長	先ほどの2番 鷹野議員さんのご質問の中で、長湖の水質検査につきまして、リンの値をお答えが滞りました。大変申し訳ありませんでした。リンの値については、検査結果であります。0.024でございます。以上です。
議長	次に第5番 渡邊晃子議員の質問を許します。渡邊晃子君。
5番議員	5番 渡邊晃子でございます。よろしくお願いいたします。アレルギー性の鼻、のどに来てしまっていて、大変恐縮ですが、持参のお茶を用意させていただきました。よろしくお願いいたします。まずもって、このたび初めて町民の皆さんのお力で議会に送り出させていただきました。移住して5年、移住の際には、ここにもいらっしゃいます担当の係の方はじめ本当に町職員の皆さんにお世話になりまして、親身になっていただきました。その後も八峰では今

	<p>の総務課長や議会事務局長にも大変お世話になりました。これまで町で何をできてきたわけでもないんですけども、今回こうして議員にさせていただきましたので、町民の皆さんのお役に立てるように、お一人お一人に幸せだと思っただけのまちづくりを、町長をはじめ職員の皆さん方、また先輩同僚議員の皆さんとともに精いっぱい頑張っていきたいと思っております。何分分からないことだらけで至らないこと多々あるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>前段が長くなり申し訳ありません。それでは、通告に従い、私の一般質問をさせていただきます。まず1点目、子育て環境の整備についてです。私も今年3歳になる息子の子育て真っ最中です。黒澤町長のお孫さんとは保育園で同じクラスでして、一方的に親近感を抱かせていただいております。町長も公約で子育て支援をおっしゃられ、たくさんのお祝い金やおむつ補助券など、特に経済的にご援助いただき、本当にありがたく思っております。まず黒澤町長にお伺いいたします。子供は宝とおっしゃっておられるかと思いますが、現在の町の子育て支援は十分とお考えでしょうか。さらなる何かビジョンとございますか、あるようでしたらぜひお願いいたします。</p>
町長	<p>行政にとってこれで十分だという部分はなかなか見えてこないわけですが、現況を踏まえた中でそれなりに充実はしているという考えを私は持っております。そういった中で、お子さんたちが健やかに育つことを願っているわけですが、そういったところで環境整備等々につきましても、様々な意見を集約した中でさせてもらっているというふうに思っておりますけれども、そういった中にもいろんな意見がございます。そういったいろんな意見の中のものを集約して、実行に移すのが行政でございますので、またこれからもそういう意見がございましたら出していただければというふうに思います。現況につきましても、できる限りのことはしているというふうに認識しております。</p>
5番議員	<p>ありがとうございます。先ほども述べましたように、経済的な支援は随分前に進めていただいているかと思えます。一方で、施設の整備はどうだろうかということで、まずは保育園、資料をご提出いただきありがとうございます。まず保育園の施設建設年や概要について、平面図出していただきましたが、簡単にご説明をお願いいたします。</p>
子育て支援課長	<p>お疲れさまでございます。では、資料請求ございました施設の状況についてご説明させていただきます。資料つづりの5ページをお願いいたします。こちら、小海保育所の平面図となります。小海保育所は、平成5年にまず園庭</p>

	<p>に面しました南棟、そして遊戯室等が建設されております。その後でございますが、やはり施設の老朽化、また少子化による園児の減少等によりまして、平成12年に渡り廊下を挟みまして、図面の上側になりますが、北棟が建設されまして、旧たかね、松原保育所を統合しまして、現在に至っております。南棟は築27年、北棟は築20年が経過しております。毎年当然施設の修繕は行っておるわけでございますが、特に屋根につきましてはやはり経年劣化が見られるということで、大規模な改修が必要になっているところでございます。この改修につきましては、長期振興計画によりまして、2年間で南棟、北棟の順で改修を行う計画でございます。計画では総額で約4,000万円となっております。また、年々3歳未満の入所も増えている状況でございます。現在、乳幼児用の保育室は北棟、南棟、図面でいいますと乳児ほふく室という名称で記載してございますが、こちらが乳幼児用の部屋となっております。ただし、北棟の残りの部屋につきましては、今現在2歳児、クラスがおのおの2部屋使っておるわけでございますが、こちらの使用につきましては、3歳児以上の園児の基本的に使う仕様になっておるところでございます。今後といたしましては、未満児の入所状況等を見た中で、現在の保育室は、現在の乳児保育室の使用でございますが、畳を敷くなど、また給湯室、乳幼児トイレの屋内の設置等の模様替えが必要になってくると思われまます。以上でございます。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>ご説明ありがとうございました。おっしゃったように、大分年齢が経過して実際先生からも大分がたが来ていてちょっと手直しでは済まないところもありますという話も伺いました。今またご説明あったように、この平面図ではかなり保育可能な人数たくさん書いてあります。トータルすると200人も入るようなことが書いてありますけれども、実際、お部屋のほうは子供たちの物を入れる棚や先生の机などもあって、もっとお部屋狭いようになっています。これは国の問題ですけれども、2歳児以上の保育園の面積基準は1人当たり1.98平方メートル、何と1948年以来72年も変わっていません。一方で、こどもたちは大きくなっていると。参考にですけれども、この上の欄、左から3番目、真ん中の2歳児保育室20人というところで私の息子もお世話になっていきますけれども、9名のクラスです。先生にお布団を敷いて狭くはないでしょうかということをお尋ねしたところ、あと1人くらいは全然余裕ですとのお返事でした。私も実際よく見てみて、まだ余裕があるなど思いまいたけれども、それとその下の真ん中、左から3番目、5歳児20人というところを見ていただきたいんですけれども、そこには今、5歳児が16人という教室、</p>

	<p>これどう考えても狭いです。また先ほどお話あったように、3歳未満児さんが増えている中で、未満児さんの教室が足りていないという現状があると。また、現在3人の障害のあるお子さんが通っておられるということです。この子たちには加配の先生がお一人ずつついていただいて、サポートをさせていただいているわけですが、こういう子たちが元気いっぱい保育園の中においてちょっと落ち着きたい、ゆっくりしたい、そういうときのお部屋も整備がされていません。そういうときには、今この図面でいいますと一番左上の予備室というところを使うということですが、ここにはボールプールがあって、雨の日などはほかの子供たちが使うということもあり、必要なときには使えないケースもあるわけです。小海には障害に応じて必要な療育を行うあゆみ園もあり、友人が入園しておりまして、とてもありがたいと言っていました。そのあゆみ園と連携を取って、保育園のほうでも障害児も受け入れていただいているということですが、環境の整備を進めて、障害があってもなくても、どんな子でも望めば安心して保育園のほうでも保育を受けられるような設備、施設整備をぜひお願いしたいと思います。先ほどもご紹介いただきました長期振興計画で、来年度、再来年度と屋根の改修については触れていただいていますけれども、こういった教室のほうの整備、もちろん周辺の土地確保など難しいということも理解をしておりますけれども、例えば交差点の森林組合の土地を利用させていただけないですかとか、知恵を絞っていただいて、施設の整備のほうなど広げていただくことなど、こういった考え、町長、いかがでしょうか。</p>
町長	<p>交差点のところの今度壊しました土地につきましては、これ東信森林管理署という、森林組合ではなくて県の施設のものでございまして、町のほうでもぜひ使いたいということで、東京電力の関係の土地というふうに思っております。されど、今度大変な被害といいますか、事故によりまして、東京電力は今機能していないということで、その間、工事が終わるまで使いたいということでしたので、いつ工事が終わるのか、1年ぐらいかかるということでしたので、それ以降また交渉に入りたいと思います。あそこは児童館と併用しまして、なかなかいい土地でございまして、また考えていきたいと思っております。それから、あゆみ園との連携でございまして、先生方、非常にいい連携を取っていただき、お子さん一人一人に手厚い保育等々をしていただいております。そういう中で、大変ご理解のある一般の方がおりまして、毎年50万、100万の寄附をしていただいております。そういったものを活用しながら、毎年毎年卒園し、そして小海の保育園へ入っていく子たちもおる</p>

	<p>わけですが、施設が不十分であるということであれば、これは十分なように整備をしていかなければならないというのは事実でございますが、そういった面につきましても、内容の精査というものは常に必要でございます、私もそっちの面に関しては先生方あるいは親御さんの意見を十分拝聴した中で進めていきたいと思っております。</p>
5番議員	<p>ありがとうございます。第6次長期振興計画に、少子化、核家族の進行、就労機会の増加などにより家庭養育力の低下など子供を取り巻く社会環境は大きく変化し、誰でもが安心して子供を産み育てられる環境の整備が求められていますとあります。保育園の先生方のご努力に甘んじることなく、やはりどの子も伸び伸びと安心して、先生方もゆとりを持って保育を受けられるような施設の整備をぜひ早急をお願いしたいと思います。次に、なかよし児童館、子育て支援センターのほうについてです。こちらも平面図をお願いしていましたけれども、施設の整備、概要、建設年など簡単にご説明をお願いいたします。</p>
子育て支援課長	<p>では、引き続きまして、資料つづりの6ページをお願いいたします。こちらが小海なかよし児童館、子育て支援センターの平面図となります。小海なかよし児童館は、平成9年に建設されまして、築23年となります。町内におきましては、旧北牧小学校区に北牧ふれあい児童館も運営しておりましたが、平成24年に小学校が統合され、その北牧ふれあい児童館は閉館され、現在に至っております。施設としましては、基本的にその運用は、午前中は子育て支援センターとして、保育所に入っていないお子さんと保護者の方が利用され、午後は児童館として、主に小学生になりますが、放課後児童クラブという形でも皆さんがご利用されているところでございます。この間、施設整備につきましては、若干の様様替えといえますか、間仕切り等の部屋をつくった経過がございますが、基本的に大きい改修は行ってきていないところでございます。しかしながら、昨年からのコロナ禍の状況で、この図面でいきますとちょうど中央左下の網かけになっている部分でございますが、こちらの図書館、集会所というスペースに、子供たちがこちらに来館した際、勉強したりまたゲームをしたりしているところでございますが、やはり面積上どうしても密になりやすい状況になってしまうことから、本年度は予算をお認めいただきまして、この図面で言う上部になりますが、遊戯室、体育館でございますが、こちらにエアコンを設置いたしまして、集会室が手狭な場合はこちらに適宜、基本は運動するスペースでございますが、勉強等に使う環境もつくって、子供たちの健康管理を図ってまいるところでございます。また、</p>

	<p>保育所と同様、こちらの児童館につきましても、長期振興計画では来年度、4年度の計画でございますが、施設の増床を計画しております。現在の児童館の整備計画ではこのようになっておりますが、町長からも立地的には大変いいところということをおっしゃっておりますが、ただ、皆様もご存じのとおり、この児童館の敷地というのはやはり大変河川敷に近く、敷地が限られておまして、隣接する土地、現在は水田として活用されている部分でございますが、このような土地も、なかなかいろいろ状況の中で取得も難しい面もございます。また、現在の敷地から、施設から近いところに新たな土地を取得いたしまして、施設を建設してはというご意見もいただいているところでございますので、また子育て支援センター、当然児童館の運営状況も踏まえて、また整備計画を進めてまいりたいというところでございます。以上でございます。</p>
5 番議員	<p>ありがとうございます。この児童館の施設整備については、昨年、令和2年度第4回定例議会において、有坂議長も質問をされておられ、私も傍聴させていただきました。すみません、今、令和4年、増床の計画があるということですがけれども、それ具体的にというか、何かありますでしょうか。お願いします。</p>
子 育 て 支 援 課 長	<p>前段でもご案内させていただきましたように、一応1つの案といたしましては、こちらのちょうど図面の中央左側に図書館、集会施設のスペースもございますが、その前がやはりちょっと園庭になっております。ただ、その部分を要は建て増しするなりして増床して、よりそういう使い勝手をよくしたいという、そういう計画もある中では事実でございます。ただし、前段でも申し上げましたが、第一どうしても土地が面積が限られていると。そうすると、また園庭もちょっとそのまま単純に増床しますと園庭も、庭も狭くなってしまうというような状況もありますので、いずれ、一応長期振興計画は来年度という中でうたっているわけでございますが、また今後予定されます振興計画のローリング等の中で、よりまた現状を考えて、また先ほどもご説明いたしました、新たな施設の建設等を、今このタイミングでできるかどうかということもございますが、そういうことを踏まえて、いずれ計画を進めてまいりたいというところでございます。以上でございます。</p>
5 番議員	<p>ありがとうございます。なかよし児童館、こちら私も本当にお世話になりました。この場所で大切なママ友達もできました。様々なイベントにも力を入れていただいて、本当に助けてもらえました。ただ、小さい子たち、やはりお昼までしかいられないので、もっと好きな時間に行けたらなというこ</p>

	<p>とも思っておりました。一方で、お昼までと時間が限られているから、生活リズムができてありがたいというお母さん方も多いようです。それでもやはりそれぞれのペースで、好きな時間に行かれる場所があったらというのは、産後赤ちゃんとずっと一緒に、近くで少しでも息抜きできたらなというお母さん方、またお仕事がお休みで子供とゆっくり遊びたい、雨だし公園は無理だけど近場で出かけた、そういう親御さんたちにはありがたいと思います。参考でご紹介をしたいんですけども、お隣の佐久穂町にさくほっこという施設があります。図書館も併設されており、イメージとしてはなかよし児童館と北牧学習館が一体になったようなものです。8,800万円ほどかけて平成30年に開所し、子育て世代からは交流の場、子供の遊び場として、またデザインが今風のおしゃれなものなんですが、好評ということでした。私も友人と親子3組で利用したことがありますけれども、ここで好きな時間にご飯やおやつも食べられ、快適なトイレや授乳室もそろっている、本当にすてきな施設でした。小海町では、北牧学習館も図書館は児童図書コーナーも充実させていただいていますけれども、図書室以外も、申請して部屋を借りるようなスタイルではなくて、自由に使えるようなフリースペース、赤ちゃんもごろごろできるような、また小さい子が大きな声を出しても差し支えないような、そんなスペースがあるといいなと母親目線では思っております。立地条件としては、現在の児童館は小学校や保育園に近くて本当にいいなと思っておりますけれども、やはり先ほど子育て支援課長おっしゃっていたように、ぜひよく考えていろいろ計画をしていただいて、北牧学習館の活用も含めてぜひ考えていただきたいと思っております。子育て支援課長の意見はお聞きしましたけれども、町長はどうお考えでしょうか。</p>
<p>町 長</p>	<p>児童館等々につきましては、大変使用が多岐にわたっているということで、親御さんのリクエストはたくさんあるわけです。しかし、私は基本的に思うのは、自分でつくった子供は自分で育てるんだという気持ちをまず根源に持っていたいただきたい。それについて、行政が応援することはたくさんあるかと思っておりますけれども、その考えを根底に持っていたいただかなければ、どうにもこうにも進まない部分がたくさんあります。ぜひ、いいお子さんをたくさん育てるには、やはり親御さんも行政と相談したり、それから自らがきちっとした気持ちをもってやっていただきたい。それについてのいわゆる協力は惜しみませんもので、また意見として言っていただければありがたく拝聴するつもりでございます。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>ありがとうございます。ちょっと気になりました。自分でつくったものは自</p>

	<p>分で育てる。もちろんどんな親もいい子供を育てたいというのは当然だと思います。それに対して行政が支援していく、それは当然だと思いますけれども、昨今いろんな社会環境がありまして、本当に育てたくても育てられない、育児放棄など大変悲しいこともございます。そういったつらい思いをされる親御さんたちが絶対に出ないように、悲しいことが起こらないように、ぜひ町のほうでも本当に一生懸命子育て支援のほう、やっていただきたいと思います。次に、保育園と児童館の職員の処遇について、職員状況ということで資料をお願いいたしました。保育所のほう、保育士の先生と給食の先生など内訳、これは今年度限りのことで結構ですけれども、そういうことも含めて、また臨時職員の先生方の大まかな勤続年数も含めてご説明いただけたらと思います。お願いいたします。</p>
<p>子 育 て 支 援 課 長</p>	<p>では、引き続き資料つづりの7ページをお願いいたします。こちらちょうど左半面にお示ししてございますが、一応平成24年から令和3年、10年間の年度別の保育所の職員状況、また下段のほうにはなかよし児童館の職員の状況をお示ししてございます。まず、一応根本的にまた後段、総務課長からご説明もあるかと思いますが、小海町の雇用体系につきましては、渡邊議員もご承知のこととは思いますが、令和2年度より従前の臨時職員という雇用体系から会計年度任用職員という体系に変わっているところでございます。ただ、一応こちら過去のこういう一覧の状況でございますので、正職員、また臨時職員、代替え職員という形での表記を取らせていただいております。ちなみに臨時職員、この10年間でございますが、基本的に臨時職員の方というのは、通常職員と同じように月曜日から基本金曜日まで丸一日お勤めいただいている保育士さん、そして、代替え職員という方は当然正職員また臨時の職員の方がお休みの場合、また正職員が会議等で不在等になる場合、当然時間内の保育ができない場合、そのところに入らせていただいているということでございます。職員につきましては、年度ごとにまず保育所でございますが、このように推移しているわけでございますが、基本的に正職員につきましては、一番直近の令和3年度でひとつ例を申し上げますと、こちら13人のうち保育士の正職員は12人、そして今給食につきましては、令和元年より、こちらの備考欄にも書いてございますが、管理栄養士が今まで町民課の管理栄養士と兼務していたのが、今度保育所の管理栄養士、施設としての採用となりましたので、そちらが1名ということでございます。それで、令和元年以降につきましては、小海保育所、学校関係もそうですが、いずれ現在は調理員の正職員の方はいらっしゃらないという状況でございます。あと臨時職員</p>

	<p>10名につきましては、今年につきましては、先ほど渡邊議員さんからもご発言がありましたが、今加配の保育士が3名でございます。保育士が8名中加配の保育士が3名、あと残りの5名につきましては、保育士さんは先般の議案質疑でもご答弁させていただきましたが、今年より未滿のクラスに各副担任という形での先生を臨時職員で配置いたしまして、そこにあともう1人、臨時の職員のフリーで入れる先生を含めて全部で8人体制が保育士の臨時職員、そしてあと給食の調理員さんが2名こちらに入っておるところでございます。代替職員につきましては、8名が保育士、残りの2名が調理員という形になっているところでございます。あと勤続年数、臨時職員の保育士でございますが、当然個人のいろいろ勤務年数等差異があるわけでございますが、一番長い方につきましては、19年ほどの勤務をしている方がいらっしゃいます。あとの方につきましては3年から7年ほどになるわけでございます。あと、代替え保育士さんは、こちらのうちほぼ半数は、実際は役場のOBの方がご勤務いただいている状況でございます、長い方で9年ほど、短い方では1年ということでございます。調理員につきましては、やはり長い方で8年、短い方だと1年という状況でございます。その次、なかよし児童館につきましては、こちら正職員の人数というのはほぼこの10年間変わっていないわけでございますが、基本的には保育士さんがこちらのほうに回っているという状況が主なものでございまして、あと令和3年で申しますと、1名が保育所からの異動職員、もう1人は事務を中心にやっていた正職員でございます。臨時職員1名につきましては、やはり児童館でございますので、子育ての児童支援ということで、その専門職の資格を持っている先生を1名配置しているところでございます。あと代替職員につきましては、全て保育士の資格を持っている方に当たっていただいているところでございます。いずれ、在職年数につきましては、臨時職員の方につきましては、長くて、そうですね、10年ほどになる方もおりますし、また代替職員の方も役場のOBの方に入っていて、おおむねやっぱり8年ほど、長い方ですね、にお勤めいただいているという状況でございます。いずれ、保育所並びに児童館の職員の配置または勤続年数の状況については以上でございます。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>ありがとうございます。すみません、もう1点確認したいんですけども、正規の先生と臨時職員とか会計年度任用職員の先生のお仕事の負担と申しますか、シフトは同じになっていますけれども、その中身、何か違いをご説明、お願いいたします。</p>
<p>子 育 て</p>	<p>基本的に、当然保育士さんでございますので、各クラスで園児の皆さんの日</p>

<p>支援課長</p>	<p>課に基づいて保育をさせていただいているんですが、基本、やはりまず正職員の方は全てクラス担任ということで、各クラスの一番のまとめということで業務を取り組んでいただいております。それで、臨時職員の保育士につきましては、先ほど特に未満クラスでございますが、正式名称でございませませんが、いずれも副担任というような位置づけでサポートに入らせていただいているということでございます。そこには当然渡邊議員さんおっしゃったように加配のお子様は現在3人いらっしゃいますので、その保育士につきましては基本的にもうそのお子さんを一日保育させていただいているという状況でございます。あと、やはり一番正職員と臨時職員の保育士の違いといいますと、各保育士は基本やはり担任でございますので、毎日の保護者との連絡帳のやり取りというのは全て正職員の保育士が基本やっという形で、あとはやはりいろいろな施設の安全面、健康面ですね、あと給食等の、いろいろなそういう各部門がございまして、その担任の保育士は、正職員の保育士は各部門に入らせていただいて、その部門に合わせて調整をして取り組んでいただいていると。また、文化ですね、園内の園内研究という当然各園で1年こういう取組についての研究課題を見つけまして、それにつきまして当然、昨年もちよっとコロナの関係で中止になったんですが、年度末には研究発表会というのがありますし、そういう保育士、当然発表の保育士、またそれをサポートする正職員の保育士などで取り組んでいる状況で、やはり通常の保育プラスそういういろいろな施設の運営面、またはそういう研究面ということで正職員の方はそういう業務に取り組んでいるという状況でございます。以上でございます。</p>
<p>5番議員</p>	<p>ありがとうございます。もちろんやはりお仕事の負担が少し違うというのは当たり前といいますか、そうなんだと思います。しかし、実際保育それ自体にかけていただいている労力いささかも変わりありません。私も送り迎えの際に先生方とお会いしていますけれども、この資料にもありますように、会計年度の先生方も正規の先生方も関係なく働いていらっしゃる。一方で、会議にはやはり正規の職員の先生方しか出られないと。保育所の情報共有は個々のレベル、クラスのレベルでされておられる、広く共有する場がないようにちょっとお聞きをしたんですけれども、実際のところいかがなんでしょうか。またもしこの先何かそういう改善ですとか、お考えあるようでしたらお願いいたします。</p>
<p>子育て支援課長</p>	<p>いずれやはり基本的に保育は、渡邊議員さんご存じのとおり、午前8時、延長で午前7時半からも受入れはしているわけでございますが、受け入れて、</p>

	<p>それで基本的に夕方の4時ですね、その後はまた延長保育に入るわけですが、その中でお子さんは絶えずずっと施設にいらっしゃるということで、やはり会議等を開く場合は基本的に正職員、定期的にですが、保健会議という町の保健師さんが来られて各クラスごとにお子さんのそういう健康状態、またいろいろな取組について確認するときには、当然加配の先生方も会議に参加されるわけですが、どうしても今保育のこういう状況の中では、私も含めて正職員の方が基本的に会議に出て、そのいろいろ決定事項、またいろいろ協議事項をまた臨時職員の皆さん、代替保育士の皆さんに伝えていくというのが一つの形になっているわけですが、ただ、今年度につきまして、臨時職員さんがやはり増員になっているという状況の中で、当然年度当初には臨時職員さん、代替え職員の先生も入っていただいて、いろいろな1年間の取組について情報共有はしているわけですが、今後こういう体系の中でやはりはっきり毎月何日とは申し上げられない部分もですが、定期的に今度臨時職員の方もいずれ私また新任保育士もおりますので、含めた中でこういう会議を開きながら、広く情報共有、また臨時職員さん、代替え保育士さんのところでいろいろお感じになっている部分を広く集めて、またそれを保育に生かしていきたいという体制をつくっていききたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>ありがとうございます。前向きなお話でありがとうございます。正規ではないからという理由だけで半分以上の先生方の声、届きにくいというような状況がもしあるのであれば、本当にぜひ早急に改善していただきたいと思います。また、先ほど障害児3名のお子さんたち、在園しているというお話、それについていただいている加配の先生もお話ありましたように臨時職員の先生、会計年度の先生方です。また児童館と兼務の先生も臨時の職員の方がやられていると。臨時職員から試験を経て正規になられたという先生もいらっしゃるということですけど、もちろんおのおのの考えで正規でなくてもいいという方もいらっしゃるかもしれません。けれども、同じお仕事で格差があるというのは、やはりどうなんだろうと思います。すみません、内容が次につながってまいりますので、次の質問に移らせていただきます。大きい2、町職員の処遇についてです。過去5年の会計年度任用職員、平成31年までは臨時職員ですが、正規職員また技能職の職員数について資料をご提出いただきました。これ見たままかとは思いますが、技能職が2が1になったなど、その中身などの詳細をご説明をよろしく願いいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お疲れさまでございます。それでは、資料の8ページをご覧いただきたいと</p>

	<p>思うんですが、今ご質問の技能職が2が1になったとか、その内容についてということでございますが、この技能職といいますのは、その昔に給料表が行政第1表というのと行政第2表という表に当てはめて給料を支給する表があったわけなんです、どちらかという行政第1表というのは普通の事務職ですね。行政第2表というのは、技術吏員、例えば給食ですとか道路の整備をする方ですとか、そういった皆さんが行政第2表というところに位置づけられたんですが、どちらかという1表よりは2表のほうが給料が多少低かったという時代がございました。それで、それが1つに統一されたときに、事務吏員というのと技術吏員という扱いにさせていただきました、そのときにいた皆様について、技術吏員に位置づけられた皆様は、バスの運転手とそれから給食の調理員の皆さんと学校の用務員の皆さんが技術吏員というような形で位置づけられました。それで、この技術職2名というのは、1名は給食の調理員です。1名はバスの運転手ということで、31年に給食の方が定年退職しましたので、1というのは今現在バスの運転手でございます。以上です。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>ありがとうございました。そういう定義があるということをお聞きしなかったもので、分かりました。ありがとうございます。給食の職員さん、定年ということで辞められて、そのままそのポジションは臨時職員さんになってしまったということで、ちょっと定義が知らなかったものであれなんですけれども、すみません、保育士さん、保健師さんも現在の予算書で見ると一般職というものになるということですよ。ありがとうございます。保育士さんや保健師さんという方々は国家資格をお持ちで完全に、何と申しますか、これ定義違うのですが、技能職だと思って、なぜこういった皆さんもいわゆる普通の一般職にまとめられてしまうというのが、ちょっとその辺が私は理解できないところがあります。今のご説明の定義でありましたけれども、予算書で見ますと、一般職ですと今年度の一般職平均給与月額が30万5,450円、技能職36万3,500円ということです。こういう国家資格を持ったような方々が本当に任務過多で苦しまないように、保健師さんも今現在コロナの関係で本当に頑張らせていただいていると思います。私も妊娠中からどれだけお世話になったか分かりません。そもそも絶対数も足りないのではないかと思いますし、また来年度の募集されていますけれども、こういう資格を持った方々が任務過多で苦しまないように、そのお給料、お仕事に見合ったもうちょっと多いようなお給料を手に入れたらと思います。町独自の奨学金制度もつくっていただいて、これもありがたいと思っていますけれども、健全な安心できる就職先を町に増やすという観点からも、職員の処遇改善は必要では</p>

	<p>ないでしょうか。こういった専門職の皆さんのお給料をちょっと一般職とは変えて賃金アップ、また長年働いていらっしゃる正規を望む保育士の先生方、ぜひとも正規職員にと考えますけれども、町長、予算の面もあるとは重々承知ですが、こういった考えはいかがでしょうか。</p>
町長	<p>私も3年前まで民間人だったときは、できるやつはいっぱい金取る。それから資格のある者もいっぱい取る。これは当たり前。しかし、これは行政の、公務員の世界というものは、それなりのルールがあって、それなりの決まりがあるわけです。私を変えられるものでしたら、それは変えます。そういうことをご理解願いたいんですけど、そのルールの中でできる限りのことはしているということをご理解ください。ただ、限られたものがありますし、そして上限があります。そういったもののルールの中でやっていることをぜひご理解願いたいと思います。</p>
5番議員	<p>ルールの中でできる限りということで一応理解はいたしました。また考えていただきたいと思います。保育士さん、保健師さんだけではなくて、そもそも全体の職員数は足りているかというのも気がかりで、2番目の質問、次の質問です。令和元年度第4回定例議会で、的埜美香子議員が台風19号被害について質問をされました。その中で、復興に当たる職員が足りないのではないかという質問への町長のご答弁、最後の部分で、この役場全体を通じて私は職員ちょっと足りないという実感はしておりますとご答弁をされております。このご答弁から1年半たっており、資料を拝見すると、数字だけで見ますと職員増やしていただいている。臨時職員がそこから20名増えているということですが、現在率直に職員数は足りているかどうか、町長はどうお考えでしょうか。</p>
町長	<p>これは、その職に立ってみて思うわけなんですけど、いくら人数がいてもこれは足りない場合もあります。それはやり方が悪い。これは一人一人が一生懸命やっていたら、これは十分足りる場合もあるんですよ。したがって、私は七十数名の職員が強い意思を持って一生懸命働くということを通じて毎日お願いしているわけなんですけれども、その気持ちのほうはまず大切ではないかというふうに思います。数を増やして解決できる問題と、職員の気持ちをしっかり持ってもらうということは別ですが、現在、非常に職員、よくやっていただけだと思います。そういう中で、ぎりぎりのところでやっているわけなんですけど、これ難しい問題で、不用意に増やしてしまうと今度減らせないな、そういうものが私の頭の中にはしょっちゅうあって、そういうところで悩んでいるもので、またいろんな場面があろうかと思っておりますけれど</p>

	も、これはこれなりに進めていきたいというふうに考えております。
5 番議員	ありがとうございます。お考え、よく分かりました。ちょっと気になる、この臨時職員の方は今のお話の中で令和元年、平成31年から20人増えているということですが、これはどういった方たちなのかということをご説明お願いします。
総務課長	会計年度任用職員につきましては、先ほどから出ておりますとおり、保育士の、昔、臨時職員と言われた皆さんですね、そういった皆さん。それから代替え保母も入りますけれども、そういう皆さんがカウントされていまして、特に今年増えているのは、コロナのワクチン接種の関係で、看護師さん、それからそこにお手伝いいただく皆さんが、それだけでも8名でしたか、たしか、ちょっとうろ覚えで申し訳ないですが、増えております。そういった関係で急激に増えたようには見えるんですけども、これはまたその職務がなくなれば来年はその部分で減ってくるというものでございまして、今、地方公務員法の改正によって会計年度任用職員となったことから、全てその臨時職員については会計年度任用職員扱いでやらなければならないということで、今までは賃金というところであまり人数は出てこなかったんですけども、今度会計年度任用職員ということで予算書の一番後ろのところにあるんですけども、そこにきちっと出てくるようになったものですから、人数が表へ出てくるんですけども、ここはかなりその時々によって上下するというご理解をいただければと思います。
5 番議員	ありがとうございました。近年、自然災害が猛威を振るう中で、またいつ台風19号災害のような、いやもっと大きな災害が起こるとも知れない中で、減災・防災には力を入れなければならないと思います。今、各区独自の防災避難計画、またご高齢の方や障害のある方をどうするかといった支え合いマップも新たに作っていただいているわけですが、それも本当に一刻も早くという中で、全体の4分の1ほどしか完成には至っていないと。特に支え合いマップについてはデリケートな部分がありますので、時間がかかることは重々理解をしております。こういうお話を町民課で伺ったときにも、やはりマンパワー不足を感じました。限られた職員さんに過重の負担がかかっていないかと大変心配です。非常時の余力を残すためにも、責任を持って頑張っていただけ、会計年度任用職員というのは1年契約でどんなに勤続年数が長くても任期の更新がないような、こういう不安定な雇用ではなくて、正規の皆さん、正規の職員さんこそ増やすことがやはり必要ではないかと思えます。すみません、先ほど来会計年度任用職員制度というものが出てきております。

	<p>昨年度から始まっていますけれども、これに関しても最後の資料を作ってくださいまして、ありがとうございます。これに関しても、これ保育士の臨時職員の先生は入っていないのか。また上段、この左上の臨時職員さん、これ先ほどのご説明にあったのかな、例えばどういう内容なのかなど、ご説明をお願いいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>8ページの右の表でございますけれども、この表の中の左から2列目、臨時職員とありますけれども、これは会計年度任用職員制度になる前のものでございます。それで、まず見ていただきたいのが、勤務日数、勤務時間ですけれども、臨時職員の皆さんというのは、一般職と同じで7時間45分の勤務でした。今度、会計年度任用職員制度になってから、今まで一般的に町で臨時職員としての身分であった皆さんにつきましては、パートタイムの会計年度任用職員という形になりまして、勤務時間が1日7時間ということで決めさせてもらいました。ここにフルタイムとありますのは、これは学校の講師、先生ですね。学校の要するに臨時の先生、今講師という言い方をしていますけれども、この皆さんについてはフルタイムの会計年度任用職員ということで、勤務時間については一般職と同じ勤務時間だというものでございます。それで、任期ですけれども、臨時職員時代には、6か月で任期を更新していかなければならなくて、11か月を超える雇用はしてはいけないということに実際にはなっていました。ただ、そういうわけにもいきませんので、慣例的に続けて雇用はしてございましたけれども、今回、会計年度任用職員になることによって、単年度の契約ではありますけれども、何年でも続けて働けるということになりましたので、そういう部分ではかなり身分的には改善をされてきたというものでございます。それから、給料につきましても、臨時職員の場合、一般事務職の場合には日額6,600円という形で、最終ですけれどもやっておりましたけれども、今度はパートタイムの会計年度任用職員の場合、月給という形になりまして、月額13万8,600円、これは6,600円の21日分なんですけれども、初年度はこの額なんですけれども、今度は毎年毎年給料が上がっていくと。表がありまして、その表に基づいて給料が上がっていくということになりました。臨時職員時代には、周りの給料が上がらなければ据置きということになっておりましたけれども、今回は上がっていくということをやっております。それから、休暇等につきましてもかなり改善されておまして、今、どちらかという会計年度任用職員の皆さんは確実に年間22日間お休みが取れると。平均しますと一般の正規職員でも、そうですね、有休取得率って10日前後だと思うんですけれども、会計年度任用職員の皆さんにつ</p>

	<p>いてはほぼ年間22日の休暇については取得をされているというのが状況でございます。それから、各種休暇についても、ここにありますように夏季休暇ですとか忌引きですとか結婚休暇ですとか、そういったものが認められるようになったということで、待遇、処遇につきましては、臨時職員時代とはかなり改善されて、国の言う同一労働同一賃金に近づいてきているということが言えると思います。以上です。</p>
5 番議員	<p>ありがとうございます。私たち日本共産党が1、2月に行わせていただいた町民アンケートでこんな訴えがありましたので、ご紹介をいたします。町政へ望むことは何ですかのご意見があればという欄に、町の臨時採用職員の待遇改善、産休すら認められなかったとありました。この表を見ますと、いまだにこの産休、育休ということは書いていないわけですがけれども、これはやはり認められない、そうなった場合はやはり辞めざるを得ないということなんではないでしょうか。</p>
総務課長	<p>すみません、ちょっとスペースの関係で省いてはしまっているんですが、産休ですとか育休については、無給ではございますけれども、認められるようになりました。以上です。</p>
5 番議員	<p>ありがとうございます。会計年度任用職員、そういうことで分かりました。関連して、ちょうど先週の3日、男性の育児休業、育休取得を促す改正育児介護休業法などが衆院本会議で可決成立をいたしました。子供が生まれてから8週間以内に最大4週間の休みを取得できる男性版産休が新設されました。また、これまでは非正規労働者は同じ職場で1年以上働いていないと取得できなかった育休が、1年未満でも取得できることになりました。ただし、労使協定次第ということで、引き続き対象外になってしまう可能性もあると。この男性版育休、そして新たな産休についてですが、今後、町の職員の皆さんは取得できますでしょうか。お願いします。</p>
総務課長	<p>それにつきましては、また職員労働組合と理事者側とのいろいろ折衝もあると思いますので、そういった中でいろいろと決めていきたいなど。この間衆議院通過したばかりでまだ下々まではそのあれが来ていませんので、そういった中でまた決めていきたいというふうに思います。</p>
5 番議員	<p>ありがとうございます。男性の家事・育児時間が長いほど、妻の継続就業の割合や第2子以降の出生割合が高くなる傾向にあるといいます。しかし、2019年度の育休取得率は女性が83.0%に上るのに対し、男性は7.48%にとどまっています。先ほどの子育て支援とまさに一体で、こういった面でもまずは公の町の職員さんたちが、お父さんたちが堂々とそして安心してこういった休</p>

	<p>暇を取れるような体制づくり、ぜひお願いしたいと思います。時間があれでするので、ちょっとまだ人事評価制度についてもお聞きしたかったですけれども、ちょっと時間が危なさそうなので、また次回にお願いしたいと思いません。令和2年度の町長の施政方針についての的埜美香子議員の質問に対して、町長、職員の皆さんには自分のハートをしっかり持っていただけて勤めていただく以外ないと思っております、さらなる頑張りを望むというのが私の姿勢でありますとおっしゃられました。先ほどお話の中でそういう精神的なことをおっしゃっておられました。町長の機動力5か条ですが、まず第1に言い訳をするなど書いてあります。これは私個人の見解でご容赦いただきたいんですけれども、全体の奉仕者である公務員、職員への訓示でこれを言われると、かなり威圧されると思います。私もスポーツをやってきましたのでそういうスポ魂の面もあるんですけれども、これはちょっと威圧されるんじゃないかという印象を持ちました。いずれにしましても、言い訳をするなど、さらなる頑張りを求めるとおっしゃるのであれば、職員一人一人の健康状態、精神状態しっかりとケアをしていただきたいと思います。職員の健康診断、もちろんされているかと思いますが、精神的なケアなどはされているかどうか、お聞かせいただきたいと思います。</p>
<p>町長</p>	<p>言い訳をするな、まさしく私が言った言葉でございますけれども、私はこう見えても非常に優しい人間だと自分で思いませんか。そういった中で、私、町長になりまして、一人一人の皆さんを知らなきやいけないということで、7月1か月間かけて個人面談をしております。そういう中で、なるべく私にも話していただけるということを3年間努めてきたわけなんですけれども、これからは努めていきたいというふうに思っております。やはり今、精神の維持というものは大変重要なものになってきており、私も職員の皆様に十分働いていただけるのに、これは大変なことであるというふうに思っております。そういった中で、憩うまちこうみ事業等々ある中で、都会の皆様もやはりそういうものに頼っているなというものを実感しておりますので、そういった一人一人の職員の皆様の動向は、私も注視していきたいというふうに思っております。</p>
<p>5番議員</p>	<p>ありがとうございます。町長ご自身のそういうお気持ちはとても大事で、町長との個人面談はされているということですが、そうではなくて、やはりそんなもし気持ちが役場の中で病んでいたら、一番の上司である町長にはとてもとてもお話できないわけで、そうではなくて、外部の専門の方を入れて、そういうメンタルのケアもするようなことが必要ではないかと思いま</p>

	<p>す。職員の皆さんが健康を損ねるということは、住民のサービス低下に直結するわけですし、職員の皆さんがしっかりと町民お一人お一人と寄り添えるように、先ほど来質問させていただきました職員の処遇改善とともに、ぜひこういった精神面でのケア、十分なケアのほうもしっかりとお願いしたい、このことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で第5番 渡邊晃子議員の質問を終わります。 これより2時15分まで休憩とします。 (ときに14時01分)</p>
<h2><u>第8番 品田 宗久 議員</u></h2>	
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (ときに14時15分) 次に第8番 品田宗久議員の質問を許します。品田宗久君。</p>
8番議員	<p>8番 品田宗久です。通告に従って一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。まず、小海町の現状につきまして、小海町は昭和31年、北牧村と小海村が合併しまして、当時9,605人からスタートしております。そして、昭和53年より行政指導で駅前通り馬流の近代化計画が始まりまして、57年には千曲電子、企業誘致いたしまして、200名の企業を誘致しましたが、今では撤退して、おりません。58年にパロ、61年に駅、JA、サテンができて、62年にアルルが開業し、当時SSNC方式ということで、非常に次の63年に小海リエックスが開業いたしまして、当時、南北相木、川上、南牧の中心として、小海が一番の元気の頃でありました。当時は地元滞留率が60%ありまして、非常に活気があったわけでありまして、平成11年、佐久平にイオンができて、いきなり20%台まで地元滞留率は落ち、ただいま現在は6%ぐらいのところを低迷しているのが現状であります。当時、商店街は商売の場としてだけではなく、多世代の交流の場としての機能を果たしておりましたが、その弱体化がどんどん進む中で、人と人、世代間のつながりが希薄化してきてしまいました。今、人生100年時代と言われているとき、高齢者の孤独化、買物難民、認知症など人類がまだ歩いたことのない道を我々は歩いていかなければなりません。そんな中、私は人と人とのつながりを再構築すること、地域の中で経済を循環することが大切だと思っておりますが、小海町を元気にしていくために、町長、どうお考えでしょうか。</p>
町長	<p>品田議員の商工会長12年にわたる経験の中、そして小海町の歴史等々を説明させていただいたんですけれども、私もこの希薄化という部分につきまして</p>

	<p>は、私は大変いい先輩が大勢いるせいか、そういったものをあまり感じたことがございません。後輩もそういったことについてきていただいていると思います。それは個々のことであり、行政のほうで何とか指導してというような部分ではちょっとクリアできる問題ではなかろうかと思います。個々の気持ちの持ちよう、そして生き方、生きざま、それが全てを象徴するのではないかというふうに思います。先ほど、地元滞留率ですか、6%までに落ち込んでしまったということがございますけれども、それを活性、あるいは活発にするために、我が町でもお食事券等々、あと地域交流のための地域通貨等々によりまして努力しているわけですが、そういったものを思い切り活用していただくといことがまずの道ではないかというふうに思います。佐久地方にはまだまだ大きな商店等々がこれからできるようでございますけれども、そこに負けぬ気持ちとそれから個々の商店の努力、そういったものがもっと強く、必要になってくるのではないかというふうに思います。先ほど、昭和31年に北牧村と小海町が合併し、そして小海町ができたという中で、その合併した年の予算が3,700万という数字を見ております。今や50億でございます。我々がやることは十分にできるんじゃないかという自負もございません。そうした中、9,605人が現在4,463名ということで、少子高齢化、否めない部分はあろうかと思っておりますけれども、それはそれなりの方策は必ずあろうかと思っております。そこを模索しているところでございますけれども、ちなみに、北相木村が2,177名おったのが、今は692名、南相木村が2,546名が1,000人を切っておると、920何ぼですね、そういった形に人口が減っているということです。ですから、よほど中身を充実していかないと、これは同等にはなれず、どんどん衰退していくということは考えられます。したがって、行政のほうでできることは、やはり町の中でお金を回すということだと思いますので、そういう部分でのものを十分活用していただき、そして商店の皆さんも、町民の皆さんも、元気になっていただきたいというのが私の考えでございます。</p>
<p>8 番議員</p>	<p>ありがとうございます。私は、社会参加こそがやっぱり最大の介護予防であり、町の中心部に緩やかにつながれる環境をつくっていく必要があるんじゃないかなと思っております。今、家庭の中で3世代がつながっていくことはなかなか難しい時代ではありますが、地域の中でやっぱり3世代がつながれるような環境をつくっていくことが大切だと思っております。</p> <p>小海駅前再整備検討委員会での答申では、町民誰もが憩い、集うことができる拠点づくり、町の魅力の発掘と内外への発信、アルル駅前商店街継続のための再構築が提言として出されましたが、これについてどのような形で実現</p>

	していくのか、お考えをお聞かせください。
町長	<p>令和2年度の12月前、11月の終わりに、駅前再整備検討委員会の答申をいただいております。私は、その中で最も注目すべき、そして一番強く思ったのが、やっってもらうから自分たちが取り組むという部分がありました。まさにそれが小海の商店街の活性化につながるのではないかというふうに思います。その中で、今年度、駅舎の改築に伴いまして予算立てして可決決定いただいたわけですが、そういったところにも再整備検討委員会、あるいは小海町商店街の皆様のご意見を拝聴し、それでゴールに向かっていくというのがやり方ではないかというふうに思います。昨今ですね、昨今というか今日なんですけれども、JR長野支社の支社長、加藤氏、それからJR小海線の総元締めであります池田さん、お二人で今日昼休みに来ていただきました。その中で、令和4年度、令和4年に全国のJRで長野県の駅単体を集中的に応援したいと、あるいは活用したいというか、元気にしたいという部分のものをおっしゃって帰っていただきました。それには、やはり地元の我々がそのJRと共に、同じ気持ちで、同じ考えで一緒に汗をかくということが絶対の条件ではないかというふうに思います。その検討委員会の答申はもとより、やはり先ほど私が申したとおり、頼むんじゃなくて自分たちでやるんだよという気持ちをまず持っていただいて、そしてアイデアを出していただくと。これが一番スムーズに、あるいはすばらしい考えに、ゴールに向かっていることではないかというふうに思います。</p>
8番議員	<p>ありがとうございます。私も、これからの時代はやっぱり行政と民間がいかに連携していくかが問われている時代だと思っております。商工会、観光協会、Pーネット協同組合、サミット共栄会、JA、JRなど町中の組織を総動員して、元気なまちづくりのために努力していくべきだと思いますので、よろしくお願いします。次に、小海線の活用ということで、今、非常にお昼休みにいい話があったということで、私も話がしやすいんですけども、やはり今はないものを欲しがるのではなく、今あるものをいかに有効活用して、何をすべきかを考えるときであると思っております。そして、小海の強みは、何といても松原と小海線の小海駅だと思っております。そして、最近考えているのが、やはり佐久広域で観光で集客しようと思っても、なかなか焦点がぼけてというか、他地域との競争でなかなか勝ち目がないんですけども、私が考えているのは、やはり小海線という線で一度集客して、それでいろいろの企画をしながら、また地域の中へ面で広げていくという戦略ができないかと考えております。そして、これからは、我々の高齢者が車の</p>

	<p>免許返納とか、それで我々の世代が、都会へ出ていった人たちが定年になって、子供の頃を懐かしんだ田舎の旅をしたいという人がだんだん増えてくるのではないかなとも思っております。そして、だから例えばコンセプトを明確にしまして、小海線を日本の心のふるさとの旅みたいな形にして、小海線を使って多様な楽しみ方の提案と新しい価値の発見に力を入れていくべきだなと思っておりますけれども、そこらについてはいかがお考えでしょうか。</p>
町長	<p>ちょっと先に話してしまってますみませんでした。長野支社長も、それから小海線の所長も、まず言うておいでだったのが、ここ2年ほどで小海線も数十億のお金をかけたということです。したがって、廃線ということは非常に考えにくい。ということですが、やはり無人化、省力化、それから本数の削減等々は否めないというようなご返事でありました。されど、駅前というものは、今までの文化、経済見ても、まずは私は中心であるというふうに思います。そこを元気に活性化するということが、やはりこの町の活性化でもあるというふうに考えております。そして、先ほど私がちょっとフレーズに近い言葉ですが、令和4年度の目標としてJRがそういったことをやるよということで発していただきました。したがって、そういうところの連携をしっかりと取って、それから、小海線の小海ということでしきりに私も言っているわけですが、一時、八ヶ岳高原ラインというようなことが叫ばれたわけですが、今はやはり小海線という形で残るようございませぬ。また、残すべく私たちも努力しなければいけないというふうに思いますが、唯一日本で最高地点、あるいは我が町では新海誠監督の輩出というような部分が多々ございませぬので、これは観光、商業にとってもいろいろな戦略ができるというふうに思っております。今までのことも、これからのことも、やはり我々が、先ほど品田議員おっしゃるように、お互いに知恵を絞ってやっていかなければ、これは絶対通らないことだというふうに思っておりますので、ぜひ熱いお話をし、そして実行に向けてのことをいきたいと思っております。答申はしっかり受けましたので、これについてのお答えをまた行政のほうでしていかなきゃいけないわけですが、やはりそういったものも含めた中で進めていきたいというふうに考えております。</p>
8番議員	<p>今の町長も言ったとおり、小海線にはJRの最高地点、そしてまた駅も全国から多分上から9番目まで小海線が持っている。それでまた、佐久平では新幹線につながっているという、そして宇宙に一番近いということなど、いろいろよそに比べれば条件が、いい条件があると思っております。そしてまた、小</p>

海線には歴史、文化、自然、また人とか風土とかいろいろありますし、北相木には縄文時代の遺跡とか歴史もありますし、また臼田の五稜郭が、中の小学校を今度解体して整備するという形の中で、日本に2つしかない五稜郭という形だったり、小諸には小諸動物園もありますし、天文台、美術館もこの沿線にはいっぱいあります。そしてまた、千曲川、相木川等々使って、それと佐久にはおいしいお酒もありますので、バス旅行とかはお酒飲めるんですけども、自分の車で来たお客さんはお酒飲めませんが、JRで来れば、酒蔵巡りじゃないですけども、お酒飲みながらほろ酔い旅というか、そんなこともありじゃないのかなと思っております。この前、美術館へ行ったら、鉄道と聖地巡礼という本がありまして、新海誠が出て、君の名はとか、いろいろ出ているんですけども、小海ってあまり出ていないんですよ。非常に私、残念に思ったんですけども。それで、美術館にロケハンということで、ロケをしてその場面をアニメの中の場面にしたというのが8か所、この場面がこうなったよというのがありまして、学芸員にこれは小海で使えるのかと聞いたら、使えますということなもので、例えば駅前に自転車でそういう巡礼巡りというか、その8か所全部小海の中の写真を場面にしたということなもので、そういうことも可能かなと思いますし、また、私考えているのは、小海は今、憩うまちこうみ事業に力を入れているんですけども、小海線で来たお客の個人バージョン、小人数の、三、四人のお客をインストラクターが案内するとか、それとか町民バージョンとかという形の中で、例えば相木川とか千曲川とか土村公園等々を使って自然体験してもらったり、また高齢者のインストラクターというか、自然を使いながら昭和の再現というか、何かこう3世代がつながる仕組みができないかなとも思っております。やっぱりそういうことの中から、年寄りの技を次の世代につなげていくということも必要じゃないかとも思っておりますし、例えば小海線で来る体験農場というか、遊休地を使って畑を、例えば高齢者のインストラクターと一緒に栽培してもらって、取れたら宅急便で送ってやるとか、そういう小海へ何度も来てもらってやるような関係性をつくれないかななんてことも考えております。それで、ちょっと忘れちゃったんですけど、四国の何か田舎に、平家が千年のかくれんぼというコンセプトでまちおこしをして、いい場面のところを散歩するには高齢者が連れて歩かないと入れないみたいな形にして、高齢者の臨時収入というかにして、何というんだろう、お小遣い稼ぎをしているという話も聞いたこともあるんですけども、そんな、小海線を使った中で個人バージョンの憩うまちこうみ事業やなんかを、小海の自然と絡めなが

	<p>ら、小海線と絡めながらやっていくということもありなのかなと。</p> <p>それで、私、今駅長にもお願いしているのは、例えば小海線で2日間乗り降り自由の切符の格安チケットを出してくれないかと。そうすると、小海から上は自然があるし、下はまたいろいろあるという形の中で、それで小海線のどこかで泊らなければいけないという関係を、やはり小海線を使って、そんな憩うまちこうみの個人バージョンができないかななんても考えているんですけども、町長、そこらは何か形にしてもらえとか、何かお考えあればお聞かせ願いたいと思いますけど。</p>
町長	<p>通告になき質問でございますが、お答えさせていただきます。今、様々な提案をいただきましたが、それぞれ役場には課もございますし、職員もおりますので、ぜひ熱く語っていただきたいと思います。そういったものに対しての対応は、私は長として十分させていただくつもりですので、よろしく願いいたします。</p>
8番議員	<p>次に、小海駅前活性化についてということですが、私最近、中国の古いことわざにおじいさんが釣りをしているところに若者が通って、おじいさん、僕おなかがすいているから、その釣った魚くださいと言ったと。したら、おじいさんが、釣った魚をくれるはいいけども、それは今おなか満たすだけで、それよりも魚の釣り方を教えようと言ったという話に非常に共感している部分がありまして、なぜ私が今このことわざを言ったかということは、本当にその能動的と受動的ということだと思っております。能動的というのは自分から進んで自分の意思でやる。自主的、やりがい、そうすることによって、達成感とか想像力が育まれると。それに対して、受動的は受け身であり、人にしてもらおう搾取であり、ひとのせい、環境のせい、条件のせいにして被害者意識だよという形の中で、我々この戦後七十数年で本当に豊かな世界を生きてきたんですけども、国民の多くが受動的でもっともっとの世界になってしまって、本当に際限がなくというか、科学が進化すれば進化するほど、もっともっとの時代になってきていると思います。我々本当に高度成長のいい時代を生きてきた人間としては、これからの若者のために将来の不安を少しでも減らし、希望の持てる世界を見せてやる義務があるんじゃないかなと思っております。そういう中で、この前、議員必携を読んでいたときに、議員必携の当面の課題というところに、町村議員は万事世の中の動きが早まる中で、先例や慣行にとらわれることなく、新たな試みを次々に打ち出せるチャレンジ精神を堅持すべきである。これからの町村はこれまでにない難関に立ち向かうのであるから、先例や慣行だけではこの難関を乗り越る</p>

	<p>ことはできない。内外の知識や情報を豊富に取り込んで、新たな挑戦に臨む必要がある。その際、失敗を恐れることなく、大胆に新たな試みに取り組み、失敗したらその反省の上に立ってやり直せばよい。町村は小回りが利くし、また一般に地方自治は間違いを犯す権利とさえ言われてきたことを明記すべきである。そして、成功事例ばかりでなく、失敗事例もまた蓄積されることによって、他の町村議会の活動に大いに役立たれることになるだろうというのを読みまして、本当にチャレンジする必要があるのかなと思っております。それで、小海町、今四千数百の小さい町だからこそ、小回り利かせてスピード感を持ってチャレンジしていくときではないかなと思っておりますけども、そこらについて町長のお考えをお聞かせください。</p>
町長	<p>まさに、品田議員の今読んでいただいた必携そのものでございます。ただし、ちょっと今の時代ですから、失敗ということを恐れるということは、なかなかできないわけございまして、大胆な策、そして綿密な計画の下にやっていきたいと思っております。また、魚の釣り方を教える老人がいても、道具がなきゃ釣れないわけですね。したがって、その少年に道具を作る、あるいは道具を与えるというものがまず必要ではないかというふうに思います。釣りざおや針がなくてどうやって魚釣るんだという部分になってしまいますので、整合性の取れた方法で進めていきたいというふうに思っております。</p>
8番議員	<p>先ほどのその話にはもう1個意味があって、やはりお金には投資と消費があるということです。釣れる環境をつくること、釣り方を教えることは投資であり、まして一番確実でリターンの大きいのは人に対する投資であります。例えば、スポーツで考えれば、職員はグラウンドでプレーをしている選手であり、町民は観客だと思っております。この前、町である女性に小海町は税金が高いのよと言われたんですよね。今はインターネットで調べられるんだから、そんな町には誰も来ないわよと言われました。私は、なぜ税金が高いのかは知らないんですけども、やはり町は職員にしっかり投資をして、いろんなことを体験させ、経験値を積ませ、やっぱり観客が入場料が高くてもこの試合を絶対見たいと、そして試合を見て感動してくれる、そんな環境をつくっていくことが大事だと思っております。それで、先ほど町長も釣りざおが大事だと、必要だという話もしたんですけども、小海町にはチャレンジ支援金もありますし、県には元気づくり支援金があります。それで、国には地域おこし協力隊という制度もあります。しかし、なかなかいろんな支援策があっても、リスクが大きくチャレンジできない若者もいっぱいいると思います。やはり職員が経験値を積んだ中で、先ほど町長が言ったとおり、魚を釣る場</p>

	<p>所と釣り方を教えてやり、釣りざおを教えてやるというのが行政の仕事ではないかなと思っております。そして、当町にも地域おこし協力隊を卒業してこの町で頑張ってくれる人たちがおりますが、彼ら、彼女らたちがこの町は住みよいよと、こんな楽しい生き方があるよ、いい仲間と楽しく、将来に不安がないよなどと発信してくれるように行政が応援することによって、そういう発信が全国に行くことによって、小海町へいい人材が集まってくると、そんな仕組みができればいいなと私は思っておりますけども、そこらについて町長のお考えをお聞かせください。</p>
議 長	<p>品田議員、3番の小海駅前活性化と少し話がずれています。</p>
8 番議員	<p>駅前の活性化についてと思っております。やっぱりこういう人たちが集まることによって、駅前を活性化できればなと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p>
町 長	<p>協力隊あるいは外部の皆様、大切にするのは、これは十分納得のいくところであり、またそうしていかなければいけないと思っておりますが、私はその前に、ジネンジョがいまして、要するにこの町で頑張っ小さい頃から住んでいる皆さん、そういう皆さんにやはりこの町に住み続けたいというような考えをぜひ持っていただきたいということで、日々模索しているわけですが、外部から来る皆さん、それからもともと小海にいる皆さん、共にバランス取りながら、大切な時間を過ごせるような、そういう形にしていきたいと思っております。それから、駅前の活性化については、そういう皆さんが集まることによって活性になるわけですが、先ほど来申しているとおりの、注目の小海線の中にある駅前でございます。したがって、必ずや今回、また駅舎の改築等々含めた中で、商店の皆様あるいは商店街の皆様、それから工業の皆様を通じた中で、この駅前の活性につなげるべく、方法が必ずやあるかと思っておりますので、ぜひその折には、行政も真剣に取り組んでおります、また再整備検討委員会も来年の3月31日までが任期でございますので、そういうことですから、ぜひ皆でいい話をした中で、実のある充実したものにしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。</p>
8 番議員	<p>ありがとうございます。そして私、今、駅の2階が消防法とかいろいろでずっと使えなくなってきたおるんですけども、駅の2階へ絵本ミュージアムをつくりたいなと提案したいと思っております。絵本には、長い歴史と文化があるものが多くあります。それで、短い物語の中に起承転結があり、真理があると思っております。AIが進化し、情報が氾濫している今こそ、大人にも必要じゃないかなと思っております。そして、小海駅の2階に設置することに</p>

	<p>より、小海線の核にもなってくれると思いますし、小中学生が小海線で来るということも可能だと思っております。そしてまた、短時間で汽車の待ち時間にも読めるし、子供からお年寄りまでみんなが楽しめ、つながれる環境ができるじゃないかなとも思っております。例えば、地域おこし協力隊で絵本ソムリエか何かを募集しまして、読み聞かせとか読書感想会など、やっぱり3世代がつながったり緩やかな関係がつかれるような場ができればいいかなと思っております。そして、最近、鬱だとかひきこもりの人も多くあると思いますが、そういう人たちにも敷居が低く、場合によってはお医者さんや薬よりも効くんじゃないかななんとも思っております。いろいろ申してまいりましたが、小海町が小海線、小海駅、アルル商店街、また千曲川、相木川、土村公園等々を活用して、駅周辺全体の活性化に積極的に関わり、交流の場としてより発展的な役割を果たし、機能的な、能動的な人間を育て、新しい時代の先駆けとして、魅力あるまちづくりのためにスピード感を持ってチャレンジして行ってほしいと思います。これは要望としておきます。若者が希望と勇気とやりがいのある、全ての町民が将来の不安を少しでも小さくできる温かい、ぬくもりのあるまちづくりを目指して頑張っていてほしいと思っております。</p> <p>次に、小海高校の将来についてということであります。今、北高、南高の合併問題があったり、また南牧、川上は山梨方面に目が行っているという話も聞いております。そういう中で小海高校の将来を考えると、AIがどんどん進化し、これからの時代、今の仕事の半分以上がなくなるんじゃないかなんていう話もあります。そういう中で、これからの時代の先取り、これからの時代に必要とされる科の創設をお願いしていく必要があるんじゃないかなと思っております。都市部の高校ではなく、自然の中の小海高校だからこそできることを考えていただき、立地上の有利な条件、強みを見つけまして、例えば今叫ばれているSDGs科がいいのか、環境科とか高原野菜、林業等々、この地域でなければできない科を、全国から生徒を集められるような、人数は少なくともいいから特色のある科の創設を考えていく必要があるんじゃないかなと思っております。一流大学、一流企業へ入って一生安泰という方程式は今崩れてきております。これから必要とされる人材の育成、そして卒業してから地域で活躍できるような環境づくりの小海高校にすべく、今から研究を進める必然があると思いますが、いかがお考えでしょうか。教育長にお訪ね申し上げます。</p>
<p>教育長</p>	<p>お答えをいたします。県立高校の新しい科、どうだというようなご提案でご</p>

ざいますけれども、ちょっと否定的な答えになってしまうかもしれませんが、今の中学の子供たちの思考、考え方が、普通科が主でございます。例えば今年の高校入試、普通科でどこの通学区も子供の数減った関係で、さらには第6通学区といいまして、この佐久のあるところですけども、軽井沢と小海、これまで普通科3クラスずつ募集していたんですが、今年からは2クラスに減りました。減ったんですが、小海高校80人の募集に対して54人しか来ないという形です。普通科の志望が多くなっているのは、子供たちも中学の段階で自分の将来をこうしたいというふうな大きい意思を持っている子供がまだいないということです。先日、高等学校の先生、校長先生とも話す機会がありましたので確認したならば、やはり高校生で将来大学とか短大を選ぼうというときにも、まだやはり文科系を選ぶ傾向が強いと、特に小海高校については、というのは、まだ高校の段階になっても将来何になろうという強い意思が見えてこない実情があります。議員さんおっしゃるように、過去においては、一時期ですけど長野県内において大変成功した例、白馬高校の国際観光科という科、初めのうちは東京からどんどん来てという事実ございました。ところが、今現在は1クラス分40人の募集に対して、今年度の場合24人しかいないというようなことがあります。おっしゃる意味は大変分かります。ただ、県にしても、どういう方向を定めていったらいいのかというのがまだ分からない。今研究途上だと思うんです。今おっしゃられたように、AIがどんどん進展して行って就く職業がなくなるよと、残るのは介護とか、そういった人が動かすものしか残らないだろうと、ほかの一般事務は消えてしまうだろうというような時代です。そういった意味で、国のほうも若干スピードアップという形で、まずは1人1台端末持たせて、そういったところから情報をどんどん子供たちが小さいときに得ることによって、議員さんおっしゃられるような方向性を考え始める年齢をもう少し若くさせる。そういうことも必要なんじゃないかとは思いますが。ただ、現実問題、具体的に小海高校に新しい科と言われてしまうと、人が今いなくて、下手すればこれで佐久新高、北高と南高が統合されて、例えばうまくいってどこかの駅のそばに校舎ができちゃったとすると、10分程度で駅から通えるよとなったときに、駅から20分歩いて通っている小海高校はどうなってしまうだろうと。さらには、各町村、今盛んにやっているのが、高校生に対する通学費補助ということで、定期券の2分の1とか3分の1、行政出しますよという制度、どこもやり始めてしまいました。そういう話になると、逆に今しっかり考えなきゃいけないのは、議員さんおっしゃられたとおり、それが両方の着地点とし

	<p>てうまくいけばいいんですけども、まず小海高校が存続できるのかできないのかというのも1つ大きい中で考えていかなければいけないのかなど。そういった意味の中で、議員さんおっしゃられるように、これまでにはないものをというふうな考え方を持たないと、なかなか子供たちもその学校へ行ってくれないのかなというような気が今はしているところでございます。以上です。</p>
8 番議員	<p>ありがとうございます。私もそう思いますけど、本当に生徒数が減少していく中で、小海高校の存続を考えれば、何か対策を取っていかなきゃいけないかなと思っておりますので、そんな研究をぜひ早めに進めていただきまして、やはり児童数がなくなって廃業というか廃校にするなんていう話が出る前にいろいろ研究して、何とか地域に高校を残す算段を研究していってほしいなと思っております。ということをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上で第8番 品田宗久議員の質問を終わります。 ここで3時10分まで休憩とします。 (ときに14時56分)</p>
<p><u>第 1 番 黒澤 敦史 議員</u></p>	
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (ときに15時10分) 次に第1番 黒澤敦史議員の質問を許します。黒澤敦史君。</p>
1 番議員	<p>1番 黒澤敦史でございます。この5月から小海町第18代町議会議員として活動させていただき、初めての一般質問でございます。他の議員の皆さん同様、私なりの思いがあり、このたびの選挙に立候補させていただきました。その思い、考えを町長及び町管理職の方々に聞いていただき、また、町長の思い、そして管理職の方々の考えを聞かせていただく中で、これからの議会、そして町政というものの在り方についてお話をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。まず、1つ目の質問は、住民の政治参加に関してです。まず、私は、日本はすばらしい国だと思っております。歴史、文化、伝統、そして日本人の国民性、この国に生まれてよかったと思っておりますし、多くの人がそう思っているのではないのでしょうか。しかし、これからの日本の将来に希望が持てるかと言われると、疑問符がついてしまいます。このまま、今のままの小海町、日本でいいはずがないと思っております。それは、まず経済の点ですが、バブル経済崩壊以降、日本は経済成長をしない国になってしまいました。経済成長率はほ</p>

	<p>ぼ横ばいです。その間、実質賃金も下がり続けております。少子高齢化であったり、日本は成熟国だからという理由を上げられる専門家もおられますが、日本と同じような状況を持つ世界の先進国でも、多くの国はプラス成長を遂げております。肌感覚からしても豊かになっている感覚はないのではないのでしょうか。そして、この小海町の現状を見ても、町の人口は減り続け、中心の商店街はシャッター化が進んでおります。私が子供の頃は、駅前の書店で漫画雑誌を買うのが習慣でした。友達とあるおもちゃ屋さんでおもちゃを見て、ゲームセンターでゲームをして遊んでいました。それはそれはアルルをはじめ駅前通りはにぎわっていた記憶があります。この30年の間に、駅前からはスーパーマーケットがなくなり、佐久平に大型の商業店舗ができ、人の流れは完全にそちらに取られてしまいました。今のまま、さらに30年たったら、どうなってしまうのでしょうか。このような流れは小海町に限った話ではなく、日本全国がそういった状況です。人口減少が進み、日本経済、地域経済が衰退の一途をたどっている今のままでは、日本国民が幸せになることができないというのが私の認識です。そこで質問ですが、その点、日本全体と小海町の現状、そしてこうなっている原因、そして今後の目指すべき方向について、町長はどのように認識され、どのようにあればよいかとお考えになっているか、お聞かせください。</p>
<p>町 長</p>	<p>多岐にわたるご意見、そして希望的な考えをありがとうございました。私は、この日本の国、今回の新型コロナウイルスというもので、後進国であるという認識を持ちました。というのは、私どもがコロナに対する一筋の望み、これは鷹野議員からも発したとおり、ワクチンの接種というものがなければ、これは解決できません。しかし、これを日本の国の中で、これだけ信じていた我がジャパンがワクチンを造れないというところに、非常に落胆したわけでございます。政府は、ワクチンを幾らで買っているという発表はまだされていないように思います。1億2,000万の人間全員にワクチンを接種するという、その金額は膨大なものであり、計り知れないというふうに思います。私は、1年半前、そういうお金を使うんなら、日本にも立派な製薬会社、立派な研究者、学者がおるわけですから、そういうところへお金を使って、自力のものを造るべきであるという考えを持ったわけです。しかし、私は、小さな町の町長ではありますが、国会議員でもなければ大臣でもありません。しかし、私は、かねてから政治家の皆さんにはそういうことをお伝え申し上げましたけれども、やはり届かぬところで終わっているのではないかというふうに実感をいたしました。これが</p>

	<p>ら先、非常にこの力のなさを露呈した日本、大変ではないかというふうに感じております。次に、1番 黒澤議員のおっしゃる小海町はどうであるかと、どういうふうに考えてどういうふうに進めるんだということは、所信の表明でも申し上げましたけれども、私は、就任以来、「元気な小海町をつくる」ということで、これは、言葉では「元気」ということで簡単でございますけれども、例えば元気な農業、元気な商店、今問題になっている商店でございますが、そして元気な建設業等々、細部にわたりその元気さを出していくには、並々ならぬ努力が必要ではないかというふうに感じております。元気なものをつくるのに、私がまず奮闘して、いい考えを、アイデアを持ってやっていかなければならないということは、町長として実感しております。そういったところに議会とも十分な話し合いを持って、いい考えを持ち、いい施策をつくり、そして元気な小海町をつくっていくというのが私の信念でございます。何か足りないものがあれば、また町長室なり、どんな機会でもいいですから、お話し合いを持って進めていければというふうに考えております。以上でございます。</p>
<p>1 番 議 員</p>	<p>ありがとうございます。今、町長おっしゃったこと、まさにワクチンを日本が開発できないということが、私も今言われて、確かにそのとおりだなと思ったのが、これだけの経済大国で、技術大国で、学術の面からいってもそれなりの国である日本が、ワクチンであつたり治療薬をまだ開発できていないとそういったことから、私は今、日本という国が衰退しているというふうに思っております。国が衰退している、国力が下がっているという原因は、まさに国家の運営方法、かじ取りが間違っているからにほかなりません。国家のかじ取りをするのが政治家の役割であります。今の日本に国家のかじ取りを任せたいと思える政治家がいるのでしょうか。思い浮かばない人が大半ではないかと私は思います。政治家の質が下がっていると私は思っております。そして、それは政治家を選ぶ国民の質が下がっていることに行きつきます。国家のかじ取りを正しい方向へ向かわせたければ、まずは我々国民の質を上げていかなければなりません。</p> <p>そこで質問ですが、私は以上のように考えますが、町長は、国会議員に代表される現在の政治家の在り方についてどのようにお考えでしょうか。</p>
<p>町 長</p>	<p>はい、私も1番 黒澤議員と同じ憤りは感じております。ちょっと前までいきますと、桜だの森友だのという部分で、国民がそれに対する返答あるいは答えを聞いておりません。どういうことでそういうふうになり、そして誰がどうであったかということは、これは全部公開し、そして反省し、そ</p>

	<p>れで考えていくべきではないかと。どの部分を取ってもうやむやのまま終わっているような気がしてなりません。そういうことが政治不信というものにつながるわけですが、やはりそういう中でも、ああいう大きなものを動かせば動かすほど、そういう基本的なものが必要になっていくのではないかとというふうに思います。我が国はそうでございますけれども、やはり町政においても同じでございます。公開性を持ち、そして正直さを持ち、自分の意思をはっきり伝えるということがまず必要だと思いますので、私は、そういうふうに努めていきたいというふうに思っております。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>私の評価では、政治というどうしても遠い存在に思ってしまうがちですが、日常生活の中に深く関わるものが政治だと思います。日常生活で関わっているものは、全て政治で決められていると言っても過言ではありません。政治において責任が大きいのは、立法府である国会と行政府である内閣、そして中央省庁であることはもちろんですが、その迷走を許してしまっているのが我々国民一人一人です。そして、それを許してしまう根本原因は、私は国民の政治参加意識の希薄によるものであると思います。小海町、そして日本は今、様々な問題を抱えております。2040年、小海町の人口は2,500人との試算が出ていたかと思います。そうなったとき、この地域の歴史、文化、伝統、人との関わりは守られるのでしょうか。誰もその解決の方法を持ってはいないでしょう。しかし、それを解決するのが我々に課せられた責任です。過去の先人たちが想い、守ってきた未来は、まさに我々が生きている今この瞬間です。その今を我々の世代は託されております。先人たちから託され、そして未来の世代から借りているだけです。未来の世代に返さなくてはなりません。先人たちが築き蓄えてきた資産を食い潰して、次の世代に、空になった社会を引き継ぐなんていうことは許されません。今を生きる我々は、先人たちがしてくれたように、次の世代によりよい日本、社会を残す責任があります。その責任は政治家といった特定の誰かが負うのではなく、社会を構成する皆で負わなければならないと思います。住民一人一人が政治に参加する必要があると思います。そして、政治参加の方法は、必ずしも議員や政治家になるだけではありません。私が町議会議員になった理由の一つですが、私が議員として何をするというよりも、住民の皆さんの政治参加への意識を高めたいという思いがあります。そのためにどうすればいいかというのも、まだ私には具体案はありませんので、その方法も含めてみんなで知恵を出し合い、よい方法を考えていきたいと、そのように思っております。そのための議論をこの議会が率</p>

	<p>先して行うことが、まずは我々に課せられた使命ではないかと思えます。人ごとではなく、自分事、我が事として考えることが重要ではないかというふうに思うところであります。この流れで、次に2つ目の質問に移らせていただきます。若い人が政治に興味関心を持つためにはどうすればよいかというテーマです。先ほどから申し上げているように、これからの日本、地域をよくするためには、住民、国民一人一人が政治に関心を持ち、日頃から学びを繰り返し、賢くなっていかなければいけないと思っております。そのためには、政治というものが遠い存在ではいけません。皆が政治に関わっているということを自覚できなければならないと思えます。政治を身近に感じるためには、議会の存在が私は近くあるべきだと思えます。言い換えれば、誰でも議員になれるということが必要ではないでしょうか。誰でも議員になれるという仕組みがあれば、昨今問題となっている地方議員の成り手不足も解消されるのではないのでしょうか。そこで質問ですが、小海町では、女性議会や子ども議会といったものを定期的で開催しておりますが、それはどういった目的からでしょうか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お疲れさまでございます。女性議会、子ども議会の開催目的ということでございますけれども、町の活性化のためには、当然、女性の皆さんや子供たちの意見も重要なものとなってきます。なかなかそういった皆さんと懇談の機会というものが少ないのが現状でございます。第6次長期振興計画策定の際にも、女性だけの懇談会を実施しましたがけれども、多くの皆さんにお集まりいただくことはできませんでした。また、議会形式にして行政に関心を持っていただくという効果も期待して、このような模擬議会という形でやっております。まさに今黒澤議員おっしゃったように、誰でもが議員になれるというようなことを皆さんに知っていただくためにも、そういったことがいいのではないかとということでやっております。また、議員の成り手不足という問題も今おっしゃいましたけれども、昨今、そういった問題も、ものすごく大きな問題として出てきておりますので、こういった取組によって、少しでも議会や町政に対して関心を持ってもらうということで重要ではないかということでやっております。ただ、昨年、女性議会ということで開催しようと思って募集したんですけれども、なかなか女性の皆さん、お忙しいということもありますし、それから、何といいますか、私が本当にそこに出ていっていいのかというような、何かそういう気持ちもあるようでして、なかなか各種団体にも何回か呼びかけたんですけれども、結果的に、最終的に手を挙げていただいた方が本当に1人でございませ</p>

	<p>て、議会からも批判はされたんですけども、なぜ開催しないんだということで、どうしても1人しか集まらなくて開催できなかったわけですけども、こういったこともやはり関心を持ってもらうことの第一歩ですので、何かしかの工夫をまた凝らしてやっていきたいなというふうに考えております。以上です。</p>
1 番議員	<p>ありがとうございました。今お答えいただいた目的も、私が申し上げたことと同じ方向だと思います。私は性別にかかわらず、若い世代を含めた積極的な政治参加が必要であると考えております。若い世代が議員になるため、議会の仕組みを変えていく必要があるのではないかとこのように思います。そこで、まずは休日夜間議会を導入したらいかがでしょうか。平日の日中に開かれる今の議会の形では、今総務課長おっしゃったように、やっぱり忙しいという方もおられるということで、例えば平日の日中に開かれる今の議会の形では、例えば会社員の方は議員になることがもうその時点で難しいと思います。議会や委員会のたびに有給無給を問わず休暇を取る必要がありますが、そのためには勤め先の事業所の理解であったり協力を得るという必要がどうしても出てきてしまいます。全ての日程を休日夜間にすれば、それはそれでなりにくい人が出てきてもいいのではないかと、平日日中と休日夜間を組み合わせることができればいかがかとこのところでもあります。よりよい社会を築くため、そして問題の解決を図るためには、いろいろな立場、職業、そして様々な年齢層の人が集まり、建設的に議論を深めていくことが重要です。それにより政治への興味関心もさらに増すという相乗効果も得られるのではないのでしょうか。また、傍聴に来やすいというメリットもあると思います。休日夜間議会となると、役場職員の方々の負担が増してしまうかもしれません。しかし、住民サービスという点では、平日日中に担当職員が議会対応で不在ということがなくなるというメリットもあるのではないのでしょうか。議会のことだから議会で決めてくれと言われるかもしれませんが、そこで質問ですが、この休日夜間議会の導入や若い世代の議会への参加そのものについて、町長はどうお思いでしょうか。</p>
町 長	<p>非常に画期的なご意見ありがとうございます。今のところ、やはり私は、黒澤議員もこれで何とか議会をやっていけば理解していただけたらと思いますけれども、非常に町の重要な案件を決めていく、その会でございます。したがって、片手間というような感じに取れる方法は、ちょっと今のところ考えておりません。しかし、されど、やはり大勢の皆さんが参加してい</p>

	<p>ただくという部分については、これは画期的な考えではないかというふうに認識しております。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>なかなかそんなに前向きじゃないというようなお答えだったかと思うんですが、これからの中で、ぜひそういう方向に向かっていきたいなというふうに、私は個人しては思っています。今、私が40歳ですが、町議会議員の被選挙権は25歳であったかと思えます。私に与えていただいたこれからの4年間の議員活動の目標というか願いは、4年後の選挙で、20代、30代、40代など若い世代から町議会議員に立候補する人がたくさん出てくる、それが当選するかしないかは、また町民の方々の判断ですが、やりたいというふうに立候補する人がたくさん出てくる、そんな町の雰囲気であったり、議会の仕組みをつくることのできたらなというふうに思っております。諸先輩方の協力をいただけるよう、そして町の協力を得られるよう、私も尽力していきたいと考えております。次に、3つ目の教育について質問をさせていただきます。国家の発展の基礎となるのは、何といたっても教育であろうというふうに思います。明治天皇の玄孫であり、政治評論家として活動していらっしゃる竹田恒泰さんのユーチューブのチャンネルを趣味でたまに見ます。そこで日本建国の話をお聞きしました。古事記や日本書紀から推察される建国年は2,800年前、近年の研究結果からいろいろな説があり、2,800年じゃないという専門家もおられるということで、正確な年数が分からないが、少なく見積もって2,000年というのが現在の学説、それは間違いないということのようです。日本という国家が建国される前は、この日本列島に数十の小国があったと。それを初代天皇の神武天皇が、武力ではなく話し合いにより日本を統一した。古代の世界の他の国の国家統一は、みんな武力での統一でした。力の強い者が弱い者を武力で押しえつける。そして、国を統一した王様が民衆を搾取する。王と民は常に対立関係にあったと。そこには国家としての理念がなかったんだと。そのため、王様が亡くなって何代かたった後、別の強い武力が出てきてしまえば、それによって滅ぼされるということが繰り返されるため、国家としての歴史、伝統、文化が続いていかなかったと。しかし、日本は武力での統一ではなく、話し合いで統一を図って、そして国内で天皇家による婚姻関係を広げていったんだと。日本国建国の理念は、全ての国民が幸せになること、そういった理念で日本が建国されたということでした。天皇と民との間に対立関係はなかったと、そういう理念があつてこそ、世界に類を見ない2,000年という長きにわたる国家としての歴史がある。竹田恒泰さんのそんな日本建国の話でした。</p>

これが真実かどうかというのは、私も研究者じゃないんで分からないですが、神話の部類に入ってしまうのかもしれませんが、私もこの竹田恒泰さんのユーチューブを見て、そういった話があるんだなというのを初めて知りました。学校では、そんな話は習わなかったんじゃないかなというふうに思います。別の方ですが、こんな話もありました。私には父と母の2人の両親がおります。その両親には当然また2人ずつ両親がいて、私には4人の祖父母が当然おります。それを40代遡れば、2の40乗ですから先祖の数は1兆人になるということです。1世代30年と仮定すると、40代遡ると1,200年前になるということです。日本は1,200年前、平安時代の頃だと思んですが、当時、日本の人口が1兆人いるはずがないと。ということは、我々の先祖は、遡ればどこかでかぶっているということです。広い意味で考えれば、皆が親戚だということです。日本の2,000年の国家としての歴史は、そうやって続いてきたということです。国土も狭く、地震、台風、洪水等自然災害の脅威に、常に日本はさらされてきました。だからこそ、日本人は助け合って生きてきたし、これからも過度な競争ではなく、助け合って生きていくべきだと私は思います。私が今お話しした2つの話を聞いたとき、ああ、日本にはそんな歴史があるのかと、すばらしい国だなというふうに思いました。と同時に、この日本、社会をこの後もよりよい状態で次の世代へ引き継いでいかなければならないという使命感にかられました。これが私の教育を考える基になる原点と言ってもいいと思います。そして、以下のように入ります。経済的な豊かさを残してあげることも重要ですが、本当に重要なのは、よい教育を与えてあげることだというふうに思っています。子供たちに自分自身を愛することができる人間に育ってもらうことを誰もが願うはずで、日本という国家を愛するためには、国家の歴史を知る、そして教える必要があると思います。郷土を愛するためには、郷土の歴史を知る必要、教える必要があると思います。そして、同じように自分自身を愛するためには、自分のルーツを知る必要があるのではないかと。つまりは、親や祖父母といった祖先のことを知り、敬う気持ちが必要だというふうに思っています。それを育むための教育が重要で、それを知識として知るのではなく、心からそういうふうに親、祖先のことを敬うとか、そういうことを感じる必要があるのではないかと入ります。同じように、勉強が大事だから勉強しろと言っても、なかなか難しいんだと思います。そうじゃなくて、勉強することが楽しいと、学ぶことが楽しいということをお子供が感じれば、それは本当にその子にとっての幸せなのではないかなとい

	<p>うふうに思うわけであります。そのためには、幼少期にこそ、そういった教育を与えてあげるのがよいのではないかというふうに思います。今の教育方針が駄目とか非難するとか、そういった意識は全くありませんし、私自身、じゃ、どうすればいいんだというふうなことを言われても、私もまだ具体的なことは提案できません。ただ心から、やはり子供たちにそういうよい教育を与えてあげたいというふうなことを思う次第です。そこで質問ですが、今申し上げたように、自分自身であり、郷土であり、国を愛する人間を育てるということが大事だと思いますが、町長はどうお考えでしょうか。</p>
町長	<p>私自身もかように思います。と申しますのは、小さな頃、勉強しろよと親に言われた覚えがありますが、勉強しなかった結果がこういうことになっていると思います。大変な反省でございまして、そして1番 黒澤議員のおっしゃるとおり、今の子供たちが我が小海町を愛してくれるというような形を持ってくれることは、これは理想でございまして、そうしなきゃいけないというふうに思っております。また、我が日本国におきましては、世界で唯一、戦争して敗戦の宣言をした国でございまして、そして、敗戦、戦後、急成長を遂げたのは、そういった国民のやはりハングリー精神、あるいは親の教え等々が続いてきたからではないかというふうに思います。一時期、経済大国になりましたが、先ほど私が申したとおり、日本は今、なかなか非常に難しい状態にございまして、全て中途半端でございまして、そういったものも親の教育あるいは教育の中にあるかと思っておりますけれども、やはりひもといていきますと、皆知れば知るほど、いい教育をしたり環境の整備のために、頑張っているわけにございまして、1番 黒澤議員のいわゆる意見、理想を発していただいたことを私も十分受け止め、そして、大変重要なご意見として承り、今後の教育の場面でも、そういったことを生かしていければというふうに思っております。</p>
1番議員	<p>大変抽象的な質問で、お答えいただきましてありがとうございました。私の娘も今、小海小、小海中に通っておりまして、そこで年度始めに小海小学校で配布された「令和3年度学校要覧」にこういった文言が書かれておりました。「ふるさと小海のヒト、モノ、コトに学び、ふるさとを愛し、未来を生きる子供を育成する生活科、総合的な学習を中核とした学び。小海町地域の願い。これからの小海町を担う子供の育成、ふるさとのよさを感じ、ふるさとに心を寄せる子供の育成。」また、小海中学校で配布された「小海中だより」ナンバー1にはこうありました。「ふるさとをもっと知ろう、心</p>

	<p>を寄せよう。」これ、見たら、大変すばらしい教育方針だなというふうに、これを見ただけですが、これを教えるのに、じゃ、どういう教育をしているとか、その辺は私もまだ勉強不足で知らないんですが、これ、文言を見た限りでは、すばらしい教育方針を掲げていらっしゃるなというふうに感じたところでした。そこで質問ですが、ふるさとを愛そうというか、心を寄せようというふうなこと、非常にいいと思うんですが、同様に、日本国家というか、国に対してそういうものを学ぼうというような、何かそういう方針は策定されているのかなというふうな素朴な疑問を持ったんですが、いかがでしょうか、お答えいただけますか。</p>
<p>教育長</p>	<p>お答えをいたします。議員おっしゃるように、「郷土を愛し、国を愛するということは大切」という表現でございます。ここで、先ほどの中で、「自分自身を愛するために」という言葉ありますけれども、今の社会、自分自身だけではなく、「人を愛するために」という言葉も欲しい世の中になっております。若干、補足のような形になってしまいますけれども、小・中学校で行われている郷土または国に対する学習についてご説明したいと思います。小学校は、令和2年から新しい教科書、中学校は令和3年から新しい教科書に替わりました。学習指導要領という大きい方針の下、各メーカーが文科省の検定を受けて合格した教科書を利用しているわけでございます。共通の目的としまして大きなものが、グローバル化する国際社会の中で、自分と異なる文化や歴史の中で生きる人々と共存していくために、自分の国や地域の伝統や文化について理解を深めて尊重する態度を身につけることが、小・中学校時代における特に社会科の授業の目的ということになります。だから、決してオンリーではないということです。グローバル、もう境目がなくなっているんだという感覚、それが今回の教科書改訂に生きています。その方針の下、子供たちもそうしてもらいたいという願いがあるわけです。郷土を愛するということでは、小学校では、議員さんおっしゃる中にありましたように、ふるさとのよさを感じ、ふるさとに心を寄せる子供の育成をグランドデザイン、小学校の目標にしているところでございます。地域のヒト、モノ、コトとのつながりの中で、自らの学びを深める学習。例を挙げますと、今年の3年生では、小海町の観光地や郷土資料館に足を運んで、出会う人たちとの交流を深めながら、小海町の魅力について考えるような授業、それから小海町の民話や伝説も学ぶことを通して、これまでの歴史に思いを寄せると。小さな町ですけれども、こういうことがあったんだなということで、考えるというようなこと。それから、</p>

そういった授業を展開することで、先生の心とすれば、子供たちに小海、自分の住んでいるところに目を向けてもらいたいという願いでやっているものと思います。中学校では、地域との関係ですと、1年生は、地域巡りというような形。それから、小海町、北相木村、南相木村、3町村の中学校ですので、その地域を実際に回りまして、地域の文化や歴史、自然環境、産業などについて勉強をします。2年生は、北八ヶ岳トレッキングというような形、地元の山を登山するよう形、ふるさとの山のよさを学ぶと。それから、それとは別ですけども、職場体験というもの、去年あたりちょっとコロナでできなかったですけども、職場体験学習というものを通して、地域の人たちから働くことの意味や自分の進路実現に向けて考えるようにということで学んだりしています。3年生になりますと、福祉施設の訪問などを行いまして、地域の人たちとの交流を深める。福祉の大切さや人との関わり方の大切さを学習するということです。地域については、そういった社会科や総合的な学習の時間を利用してやっておると。次に、国についての教育の方法ですけども、小・中学校いずれも公立の義務教育の学校です。そこは大きいところがあります。人と違ったことを大きくやるということとはできないということ。あくまでも教科書に沿った形で、教科書以上もなく、教科書以下もないという考え方で、文科省の検定済みの教科書を利用しての学習です。それは全国多分どこの義務の小・中学校、公立であれば平均的に行われているはず。小学校では、社会科を中心に国についての学習を行います。まず、4年生では、国までいきませんが、長野県についての学習、5年生では日本、6年生では、日本の歴史や世界の国々について学習するということです。中学では、こちらも学習指導要領に基づいて、生徒の実態に合わせた日々の教育活動を実際には行っています。国について学ぶ機会とすれば、やっぱり社会科を中心に学習を進めております。現在ですと、ツールとして電子教科書とか1人1台タブレットを用いながら、大きい目標である「生徒の対話的・主体的で深い学び」というようなものにつながるように授業を展開しています。自分で考え、人と相談してというのが中心的な授業になりつつあります。特に、ちょっと地域のことに戻りますけれども、中学校、本年度は「ふるさとをもっと知ろう、心を寄せよう」というのをキーワードにして、総合的な学習の時間を利用して対話を広げる学びを推進しています。こうしたことで、直接的ではありません、はっきり言って、間接的ではありますが、地元を愛し、国を愛しというようなことにつながるような学習を行っている

	<p>というのが今の現状でございます。</p>
1 番議員	<p>大変ご丁寧なご説明ありがとうございました。今お聞きした限りでも、大変事細かに、生徒さんたちに心を寄せて、ふるさとを教えてあげようというような方針が取られているのではないかというふうには感じました。ただ、国に関しては学習指導要領に基づいてというところで、なかなか自分で何かしらというのは難しいということだったかと思うんですが、いずれこれから、子供たちに先ほど来申し上げたように、郷土だとか国を愛するというようなことも、ぜひより一層教えてあげられればというふうな私の思いもありますので、ぜひこれから私も議員として力を発揮できるようなことがあればと、そういう場もあれば、ぜひ関わっていただければなというふうなことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上で第1番 黒澤敦史議員の質問を終わります。 ここで4時まで休憩とします。 (ときに15時48分)</p>
<p><u>第6番 的埜 美香子 議員</u></p>	
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (ときに14時00分) 次に第6番 的埜美香子議員の質問を許します。第6番 的埜美香子君。</p>
6 番議員	<p>第6番 的埜美香子です。今回私は、加齢性難聴者に補聴器の購入に当たって補助をとということと生理用品の支給についての2点について通告しました。早速ですが、始めていきたいと思えます。1点目の加齢性難聴者に補聴器の購入補助をとということで、このことについては3月議会の一般質問でやりましたので、続きと申しますか、少し中途半端な感じに終わってしまったので、再度質問いたします。3月の一般質問で、加齢による聴力低下で、70歳前後で補聴器が必要になるのが一般的で、耳が遠くなることで会話に加わりづらくなり、人とのコミュニケーションが取りづらくなり、籠りがちになり、老後の生活を生き生きと元気に過ごせるかということと加齢性の難聴への対応の重要性など、高齢期の聞こえの支援に関して質問をいたしました。その中で、補聴器の購入については、障害者総合支援法による補装具費支給制度を利用されている方が昨年度は10名ほどおられるという話でした。しかし、障害者支援法の補助制度では、高度難聴者への支援にとどまり、加齢性の難聴者は対象になっていない。そういったことから、独自の補助制度を始める自治体が各地で生まれてきているという話をさせてい</p>

	<p>ただきました。その答弁の中で、前町民課長ですけれども、「他町村の状況等をよく調査いたしまして、またそういう制度が必要かどうか、必要だとは思いますが、その制度設計に向けて調査させていただきたいと思っております」とお答えになっています。その後、他町村の状況調査はされましたでしょうか。その点について、まず伺いたいと思っております。</p>
町民課長	<p>お疲れさまです。では、3月の答弁をさせていただいて、その結果を報告させていただきます。難聴者の補聴器購入助成事業ということで、近隣の町村の状況をお伺いしました。南牧村においては制度化をされているということでもあります。そして、それ以外の市町村につきましては制度はないようでもあります。そういう中ではありますが、県内の状況は、木曾町、南箕輪村、飯綱町などで制度がございます。そして全国では、27市町村が実施をされ、東京都と群馬県においては市町村に補助を行っているというようなことでもあります。近隣の町村以外は、インターネットで検索などをして調査をしたものであります。そういう中におきまして木曾町、飯綱町の事業の内容でございますが、購入費の2分の1以内、そして3万円を上限とするというような条件でありまして、それには医師の診断書を添付した中で、両耳で40デシベル以上の難聴というか、重度という状況だということですのであります。</p>
6 番議員	<p>ただいま説明ありましたように、全国では27市町村でこの取組があると。南牧村のように最近になって助成事業が始まった自治体もあれば、10年前あるいは二十数年前、26年前とか、そういうところからずっと続けている、浦安市なんですけれども、そういう自治体もあります。助成額も今、町民課長、木曾町と飯綱町の例も出されましたが、助成額も様々ですし、中には現物支給をしているところもあります。そして、どの自治体も、高齢者等の聞こえの支援は社会参加活動の必需品であるということや補聴器をつけることで難聴の進行が止められるということ、それと認知症予防に有効であることが分かってきている中で制度化し始めています。介護の問題でも認知症の問題は大きな課題であるわけですが、聞こえの支援と認知症の対策、どのように考えられますでしょうか。お願いします。</p>
町民課長	<p>認知症の対策ということでもあります。認知症には、高血圧、糖尿病、喫煙などの幾つかの危険因子があるとされております。その中で、難聴もその一つであることは認識をしておるところでございます。認知症の発症については様々な要因があると言われ、また、一部の認知症を除いては、その発症に至るメカニズムが解明されていないと言われております。また、難</p>

	<p>聴の方の補聴器による補正が認知症の予防につながるかどうか、根拠もまだ十分分かっていないという状況だということです。認知症予防に対し、補聴器による補正が明確でない現段階においては、認知症の予防のための補聴器の補助等は具体的には考えていないわけではありますが、今後検討をさせていただくというものです。そういう中において、認知症予防のためには何をすればいいかということではなく、どう刺激をすれば認知症があまり発症しないかということでもあります。町においてはパワーアップ・貯筋教室、はつらつ健康教室、すこやか保健室など、いろいろな名称で事業を行っております。その中に組み込まれているのが、ほとんどがお集まりいただいた皆様の体調というか、介護というか、その状態に合わせての運動を取り入れた活動であります。そして、運動を取り入れた活動しながら会話を楽しむ、そのことによりまして血行をよくする、そして脳の萎縮を遠ざける、そういう活動をしながら、そして最終的な目的は、住み慣れた地域でいつまでも暮らせるという大切さ、そういうことを目的としながら認知症予防に努めているという町の状況であります。以上です。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>今、課長おっしゃられたように、国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の中でも、認知症発症の危険因子の一つに難聴が上げられています。そして、今もありましたけれども、余暇活動や社会的参加が認知症の防御因子とされ、さらには、認知症発症の予防に社会交流が上げられています。そして、初期の段階での気づきと予防対策が有効策であると書かれています。難聴の方に話をお伺いしますと、日々の生活に支障があることがよく分かります。お話を伺ったところ、連れ合いとの会話も半分分からない、だからだんだんと聞き返すのも面倒くさくなって、分かっているふりをして相づちを打っている、そういう話だとか、会合に行ったら同じような人ばかりで、お互いが、聞こえているかい、聞こえているかいと、何度も何度も聞いたり聞き返したり、本当に聞こえないということは不便なもんなんだぞと、そういう話をされていました。その方は、補聴器をつけてからは随分と変わったそうです。そして、高度難聴者ですので、支援を受けることができ、助かったということなんですが、周りには聞こえの悪い人がいっぱいいると言うんですね。ご自身も支援を受けられることは知らなかったそうです。多くの人に支援が行き渡れば、補聴器をつけると思うとおっしゃっていました。補聴器の購入に補助、今、町では、国の支援制度の、先ほど言いました障害者総合支援法の制度の枠です。それは70デシベル以上の重度・高度の難聴者が対象です。ぜひとも、この対象者以</p>

	<p>外の低度・中度の加齢性の難聴者へ補聴器の購入助成制度を導入していただきたいと思いますが、先ほど厳しいようなこともおっしゃりましたが、いかがでしょうか。町長にお伺いします。</p>
町長	<p>実態を今申し上げたところでございますので、係との打合せ、相談、そして会議等々を開きまして、十分に精査した中で、決定をしていきたいというふうに思っております。</p>
6番議員	<p>実態を精査した中でのということですので、しっかりと実態調査していただきたいなと思います。今ある制度を利用された方でも、全然制度の中身が分からないと、そうおっしゃっています。そして、前回の質問のときにも、課長は申請の流れを説明してくれましたが、この申請がとても大変だそうです。役場と病院とを行ったり来たりしなくてはならない。耳の遠い人ほど車の運転ができなくなっている人も多い中、家族にも理解してもらわなければ、病院にも連れていってもらえない。結局、面倒くさいので申請はしていないと、そういう人もいるそうです。せっかくのいい制度を多くの人に利用していただけるように、先ほどの障害者総合支援法の中で使えるものに関しても、親切丁寧に、そして実態調査する中で、相談に乗れる体制づくりを併せてお願いしたいと思いますが、その点に関してはどうでしょうか。</p>
町民課長	<p>難聴の皆さんが、コミュニケーションが少なくなり、社会との関わりが減ってしまう、そして認知症の影響も出てくるのではないかとあります。そういう中で、多様な皆さんが社会に参加をすると、その障壁、バリアをなくす心のバリアフリー、そして聞こえのバリアフリー、いろいろなバリアフリーがあります。高齢になっても、どんな立場でも、安心して自由に生活が送れる、そういうことをしっかりと認識した中で対応しているということでもあります。具体的には、障害者の関係ですと、6級以上の難聴の皆さん、52名いらっしゃいます。この皆さんが、先ほどご指摘のように、なかなかいい案内がなかったとか、いろいろなことがご指摘をされたと思います。少なくとも我々は、地方公務員法によりまして町民の利益、そして福祉の向上に努めるということでもありますから、またお気づきの点がありましたら、個々教えていただきまして、町民の方に失礼のない対応をしてまいるといことですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
6番議員	<p>第7期小海町介護保険事業計画の基本理念は、「みんなが幸せなまちづくり」として、高齢者が住み慣れた地域で幸せを感じ、生き生きと暮らすことができるように、また安心な暮らしを実現できるように、地域で支え合う社</p>

	<p>会福祉の充実の実現に向け、施策を展開しますというふうにあります。その重点施策の一つに高齢者支援サービスの推進として、先ほど言いました新オレンジプランに沿い、認知症施策を推進しますとうたわれています。新オレンジプランは、認知症高齢者等に優しい地域づくりに向けてが書かれています。65歳以上高齢者の4人に1人が認知症の人、またはその予備軍と言われる中、高齢者全体にとって暮らしやすい環境を整備することが認知症の人が暮らしやすい地域づくりにつながると考えられ、ソフト面・ハード面、就労、社会参加支援の視点から、認知症の人を含む高齢者等に優しい地域づくりの推進に取り組むと書かれています。その実現のためには、行政、民間、地域住民など様々な主体がそれぞれの役割を果たしていくとあります。その人の尊厳を尊重しつつ、手助けをするというコミュニティの構築が地域を再生するという視点が大事だと書かれています。まさにそのとおりだと思います。難聴者の人権の尊重、先ほど課長からもありました心のバリアフリー、聞こえのバリアフリー、困っている人に寄り添うまちづくりに期待したいと思います。そのことについて、町長、もう一度お答えをお願いします。</p>
<p>町 長</p>	<p>認知症、社会問題になっておりまして、またその要望についての難聴者に対する支援ということで理解いたしました。そのことについては、先ほどお答えしましたように、十分に精査し、そして課とも協議した上で、結論を出していきたいというふうに思っております。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>補聴器補助で、ぜひ聞こえの支援、認知症も含めた聞こえの支援に力を入れていただきたいなと思います。それでは、2点目の生理用品の支給についての質問に移ります。今回、どうして私が生理のことについて取り上げるのかというと、選挙戦の中でも、また選挙後も、女性が抱える問題を取り上げてもらいたいとか、女性が住みやすい町にしてほしいとか、女性が幸せな町は誰もが幸せな町だと思うということをいろんな方に言われました。それは労働のことであったり、仕事、育児、介護と、生活の中で女性が抱える様々な問題があるわけですが、どの問題にも根っこにジェンダー平等の問題が潜んでいると常々感じているところです。では、どうして生理なのか。それを今日は皆さんとご一緒に考えていきたいと思います。このところ、「生理の貧困」という言葉、度々見聞きするようになりました。生理をめぐる不平等に目を向け、ジェンダー平等を実現していこうという取組が世界各地で進んでいます。また、コロナ禍で苦境に置かれる人々に支援を強め、生理の貧困をなくそうという運動も広がっています。日本で</p>

は、今年3月4日、20代でつくる「#（ハッシュタグ）みんなの生理」が公表したオンラインアンケートが日本社会に衝撃を与えました。2月の調査で、経済的理由で生理用品の入手に苦労したことがある学生は、5人に1人の20.1%に上ったというものです。これを機に、国会や地方議会で生理の貧困についての論戦が活発になり、3月8日の国際女性デーから、生理用品の無料提供の取組が全国の自治体で一気に広がり、男女共同参画局の調査では、生理の貧困に係る取組を実施していることを把握した地方公共団体が、5月19日の時点で255団体に達したとあります。255団体の中には、長野県の自治体、16自治体も含まれており、近隣では、検討中も含めて、佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町も入っています。その後もどんどん広がってきています。この生理の貧困について考えたときに、ただ生理用品が買えなくて困っている女性がいるということだけでなく、ジェンダーの問題が大きいことに気づき始めた人がどんどん増えてきたということです。私もその一人です。生理のある人だけが、月一回の生理のたびに生理用品を買ったり、生理痛でしんどい思いをしなければならない。少々大変でも我慢して仕事をしなければならない。学校にも行かななければならない。これって自己責任なんですか。女性特有のものだから男性には分からない。まあ、確かにそうかもしれませんが、生理のある人だけが抱える問題にしないで、生理のない人も共有し、社会全体で女性の体を大切にする、それが女性だけでなく、男性や子供たちの体や健康、命を大切にする世の中になるんじゃないかというのが、生理は誰のためにあるのかと若者たちが考え始め、「みんなの生理」を呼びかけたものです。そこで、彼女たち、7人でつくるこのグループには男性も含まれているわけですが、彼女たちは、学校のトイレに当たり前に生理用品が用意されている自治体を広げたいと、学校に生理用品をと自治体や国や学校を回り、交渉を始めました。彼女たちが学校に生理用品をと呼びかける理由は、3つ上げています。1つが、誰もが安心して学べる環境を整える。2つ目が、プライバシーを守る。3つ目が、機会損失を防ぐ。1つ目の誰もが安心して学べる環境を整えるというのは、経済的に困難な学生でも、どのような家庭の事情があっても、またナプキンを忘れてしまった、急に生理になることがあっても、子供たちに学ぶ環境を学校や自治体は保障しなければならないと。2つ目のプライバシーを守る。それは生理用品を持ち歩くのは恥ずかしい。保健室などで用意されていても、保健室は誰もが利用するところで、誰がベッドに寝ているか分からない。先生に言うことも恥ずかしい。3つ目の機会損失を防ぐ

	<p>というのは、保健室は教室から遠いところにある。取りに行っている間に休み時間がなくなってしまう、授業に遅刻してしまう。これらは彼女たちの経験からです。そして、女性なら誰もが経験していることばかりです。つけ加えるとすれば、経済的貧困もそうですが、虐待や育児放棄の問題から、数時間ごとに取り替えることを家庭で教えてもらわず、1日中同じナプキンを使っていたり、生理用品がないことがその人の責任とされれば、雑菌が入って病気になってしまったり、生理が来なければいいと思ってしまったり、生理に対してネガティブなイメージが強くなってしまいます。そういったことをなくしていく、それらが学校に生理用品をとという理由です。小海町の学校の女子トイレにも生理用品をトイレットペーパーと同様に備える必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。</p>
<p>町民課長</p>	<p>まず、前段であります、男女の平等、これは男女共同参画社会、男性も女性も意欲に応じ、あらゆる分野で活躍できる社会、そして男女の平等、女性が女性特有のことに對し大変な思いをしない、それを思いやり、支え合う心がある社会の形成が大切であると感じております。そういう中において、コロナによる著しい収入の減少などによりまして、生理用品が買えないなどの相談は、具体的には町に寄せられてはおりません。しかし、新聞では、名古屋市の調査では、生理用品を買えないで困っている学生の2人に1人が、相談ができる相手がいない、そのような記事が報道をされておりました。小・中学校では、養護の教諭が配置をされており、相談ができる体制は整っております。また、保健室には生理用品が備えられているわけですが、女子生徒や児童が、先ほど申されましたが、保健室まで行く、そして保健の先生を探す、そういう煩わしいことが負担になるということであると思います。学校側も衛生的な学校生活を送るためにも、必要なときにすぐ使うことができるということが大切だという観点から、女子生徒や児童の皆さんが大変な思いをしないで済む、そんなことを念頭に、女子トイレに生理用品を備える考えのようなことを確認しております。以上でございます。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>私も先日、中学校の保健の先生と懇談をさせていただきました。中学校の保健室には生理用ナプキンとショーツが用意されています。先生は、いつでも気軽に相談してほしいとおっしゃっていました。その中から、生理は恥ずかしいことではないんだよと、そういうことや家庭の事情に心配のある場合もあるので、そういった問題にも気づいてあげたいと。また、女の子だけの問題ではない。男の子の体の成長段階、男子にもトラブルはあるか</p>

	<p>もしれないと。いつでも保健の先生に相談に行ける環境づくりや、また性教育も大事だと思います。あわせて、生理を個人の責任とせず、社会で見ることが当たり前になるように、トイレットペーパーと同じように、生理用ナプキン常備し、誰もが使っていいという流れにさせていただけるとありがたいと思います。そのためには、学校だけでなく、公共施設の女性トイレにもぜひ備えていただきたいと思いますが、そのことに関してはいかがでしょうか。</p>
町民課長	<p>公共施設の女性用のトイレに生理用品を設置していただきたいというご意見でございます。これにつきましては、やはり町民の皆様が、そのようなご要望が強いようでしたら、それなりに対応する必要があると思っております。個々に調査をするということではなく、何か会合というか、会議というか、そういうようなときに、そんな意向を探りながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。</p>
6番議員	<p>検討ということですので、もう一つ、小海高校とかほかの高校にも本当はこういった呼びかけというか、常備されるといいと思いますが、県立ですので、そこはまた今後、県にお願いしていかなければならない問題かなと思います。そして、女子高生や女子学生にも配布してはどうかと思いますが、先ほど公共施設と同様に検討していただきたいなと思うんですが、ここで提案なんです、生理用のナプキンもいろいろな種類があり、好みもあると思います。例えば、女子高生とかに突然町から送られてきても、えー何っということになると思いますので、例えば児童館や学集館などに置いてもらって、欲しい方は取りに来てくださいと、そういうふうにするのはいかがでしょうか。こうすることによって、生理の貧困があるとなれば、状況をつかむことができるかもしれません。必要としている学生の応援になると思います。まずはそういう形で、学生にも配布、町民にも配布ということではどうでしょうか。</p>
町民課長	<p>町では、コロナによる生活支援としまして、町民応援事業で商品券を3回ほど配布をしております。そして、町を離れ通学をされる学生の皆様方には、2回の生活支援のような形で支援を行っております。先ほども申し上げましたが、コロナによる著しい収入の減少などは申出もなく、生理用品が買えないというご相談もないという状況であります。町はこの間、町民の皆様へ必要な支援を行っていると考えております。やはり支援は支援として、そしてご負担をいただく部分については、申し訳ございませんが、ご負担をいただくということでご理解を頂戴したいと思います。どうぞよろしく</p>

	<p>お願い申し上げます。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>私は、やはり女性の問題だけにするのではなく、トイレトペーパーと同様に、トイレに生理用品を備えるということが当たり前の世の中になればいいなというふうに思っています。1つ私の経験談なんですけど、ある飲食店で飲食中に、生理になったかもしれないということがありました。慌ててトイレに行ったところ、そのお店のトイレには生理用ナプキンが用意されており、ご自由にお使いくださいというふうに書いてありました。本当に助かりましたし、何と優しいお店だろうというふうに思いました。先ほど学校には置いていただけるような、そういうふうな前向きな検討だということで、町の施設へはもう少し研究というか、検討が必要かなというような話でしたが、やはりトイレに生理用品を常備するということは、女性の体を大切にする町、優しい町ということにつながると思います。そして町のイメージアップにもつながると思います。既に実施している、また実施の方向で検討している自治体の多くは、防災の備蓄品で対応するところが今多いようです。いろいろと調べるうちに分かったことなんですけど、生理用のナプキンあるいは紙おむつなどは、品質保持期限というか、期間というのがあり、3年間は品質を保つというように設計されているようです。3年を過ぎても直ちに使用ができなくなるわけではないそうです。そして私、ユニ・チャームのほうにも聞いてみたんですけども、見た目劣化とか臭いとかがなければ、体に有害なものは使っていないから大丈夫だということで返事をいただきました。小海町の防災備蓄品のほうがどうなっているかというのを担当の方と一緒に見せていただきました。3年以上、それ以上過ぎていることが分かりました。それを配ることはどうなのかなというふうに係の方はおっしゃっていましたが、ユニ・チャームのほうは問題ないかなというふうに言っていましたので、そういうものをまずは使っていくというのもいいのではないのでしょうか。そして、余談になりますけれども、そもそも防災備蓄に、見せていただいたら12パックしかなくて、数的に少な過ぎるんじゃないかなというふうなことも思いましたので、またこれは指摘しておきたいと思いますが、そしてサイズもレギュラーしか備えていないので、ぜひ、ここは女性の職員の視点で、ローリングと併せてお願いをしておきます。さて、この生理の貧困のあおりを受け、政府の男女共同参画会議では、生理の貧困への支援を盛り込んだ女性活躍・男女共同参画の重点方針2021の原案を了承しました。経済的な理由で生理用品を購入できないという生理の貧困の顕在化は、女性や子供の健康と尊厳に関わる重</p>

	<p>要課題と位置づけ、自治体が行う生理用品の提供を地域女性活躍推進交付金により支援をするという内容のものです。先ほど、学生の5人に1人が「経済的理由で、生理用品の入手に苦労したことがある」とアンケート結果で出たということを紹介しましたが、先ほど課長の紹介にもありましたけれども、名古屋市では、支援と併せてアンケートを実施し、その結果、生理用品を買えないで困っている学生の2人に1人が「相談する相手がいない」と答えたそうです。相談相手がいないという人のうち、同居者がいる人は約半分で、家族がいても相談できない、そういう状況が多いことが分かりました。市の担当者は、生理用品を買えないということは、ほかにも困っている状況があると思う。生理用品を申し込んだ学生には、困ったら相談できる行政の窓口があるということも併せて伝えているという話です。また、女性だけでなく、男性も困窮している状況があると思います。生理用品の無償提供で、町民の生活実態も見えてくるかもしれません。実態をつかむ努力と相談体制が一体に進むような取組にしていただければと思いますが、その点に関してはいかがでしょうか。</p>
<p>町民課長</p>	<p>コロナに関しましては、町民課に、ワクチンを主とする窓口であります。そこで総合的な相談窓口を設置しております。何かお困りのことがありましたら、またお声かけをいただきたいということですが、そのこと自体を広報するということは大切なことだと感じておりますので、そのような対応をしてまいりたいと思っております。以上です。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>お願いしたいと思います。最後になりますが、女性が抱えている困難を解決するためには、男性の力が必要です。男性と一緒に考えてもらわないと変わらないと思います。先ほど、渡邊議員の質問でもありました。先般、信毎の社説にもありました。改正育児法が成立し、出産直後に父親が休みを取りやすくする男性版産休や育休が盛り込まれました。男性の育休の意義を広めて、職場の雰囲気や意識を変えていかなければなりません。男性が積極的に育休を取得し、家事や育児の分担が習慣づけば、女性の職場復帰も容易になります。雇用や職場での性差別の解消や少子化対策につながる期待も高いとされ、それには企業の前向きな姿勢と国の支援だというふうに書かれています。これと同じで、女性が働きやすい環境づくり、生理休暇もその一つです。職場の意識を変える、そのためには女性職員が制度の実施に関わることも大事だと思いますし、男性の意識を変えてもらわなければならない、そのことが不可欠だと思います。そのためには、職場内での研修などで、性のこと、あるいはジェンダー平等に向けた学習に取り</p>

	組むことが大事だと思いますが、町長、その点はいかがでしょう。
町 長	日本の国もこれだけ成長しているわけです。そういう中で、それぞれが平等であり、快適な暮らしを送るといった権利があるわけですから、そういった面の推進というものは必要ではあると思います。また、大変デリケートな部分ですので、慎重に関わっていきたいと思っております。
6番議員	ぜひ職員研修の一つに入れていただきたいなと思います。今日は、生理用品の支給についてということから、生理の貧困の問題、生理は自己責任で黙って片づけず、行政の責任で、生理のある人の健康、尊厳、教育の機会を行政が支えること、そしてジェンダー平等の実現に向けて、職場の意識改革をという話をさせていただきました。私自身が生理のことを考える中で、様々な問題を考えるきっかけにもなりました。誰もが住みやすい町に、誰もが大切にされるまちづくりに、また引き続きジェンダー平等の問題に取り組んでいきたいと思っております。答えづらい質問もあったかと思いますが、ありがとうございました。以上で私の一般質問を終わりにします。
議 長	以上で第6番 的埜美香子議員の質問を終わります。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で本日の一般質問は終了いたしました。 なお、今後の予定といたしまして明日10日午前10時から全員協議会を行います。これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。 (ときに16時45分)

令和 3 年 第 2 回

小海町議会定例会会議録

「第 16 日」

* 開会年月日時 令和3年6月18日 午後 2時00分

* 閉会年月日時 令和3年6月18日 午後 3時08分

* 開会の場所 小海町議会議場

会議の経過

○ 開 会

議 長

皆さんこんにちは。令和3年度第2回定例会最終日の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。今定例会は18期の議員の皆さんによる初めての定例会であり、3日の議案質疑、9日の一般質問、10日の全員協議会そして、14、15日の各常任委員会での質疑、討論、採決など経験して参りました。議員の皆さんにとってそれぞれの思いは異なるところもあるかと思いますが、これからの4年間小海町の議会議員として町政の諸課題に対し真摯に取り組んでいただき町民の皆さんの付託に答えて頂きますよう期待を致すところであります。話は変わりますが16日の信毎にコロナウィルスワクチン接種の件が掲載されていました。これによりますと小海町での64歳以下のワクチン接種の開始は7月下旬とありました。私のところにも最近接種の通知が届きまして7月5日が第1回目であり、7月26日が第2回目でした。ということは中期高齢者65歳以上接種の最後尾であると複雑な思いでその紙面を見ていました。いずれにしましてもこのワクチン接種の是非はともかくとして全国的に蔓延したこのコロナ禍の終息を願う物の1人として今年度中に全世代の皆さんに対し、ワクチン接種が行われ1日でも早くコロナ発生前の平穏な日常生活に戻れますよう心より願うところであります。只今の出席議員数は12人です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。尚、暑いようでしたら上着を脱いでいただいて結構です。

○ 議事日程報告

議 長	本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。
<u>日程第1 「諸般の報告」</u>	
議 長	日程第1、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告は、議事日程つづりの3ページに申し上げてございますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方は、お願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。
<u>日程第2 「行政報告」</u>	
議 長	日程第2「行政報告」を行います。町長から報告がありましたら、お願いいたします。黒澤町長。
町 長	それでは1件ご報告いたします。コロナ禍ということで、議員の皆様にはご案内を控えさせていただきましたが、昨年はやむを得ず中止した小海町八ヶ岳開山祭が、今年は12日土曜日にみどり池にて町観光協会主催で開催されました。当日は観光関係者、山小屋関係者など24名の皆様が参加し、厳かに登山者の安全と一日も早くコロナが終息し、登山客が戻ってくることをお祈りいたしました。以上、1件ご報告といたします。
議 長	他に行政報告がありましたらお願いいたします。 以上で行政報告を終わります。本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・各課長・教育次長・所長・会計管理者であります。
<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	それでは順次議案を上程いたします。
<u>日程第3 「議員派遣の件」</u>	
議 長	日程第3、「議員派遣の件」を上程します。事務局長に朗読を求めます。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。お諮りいたします。 議事日程つづりの4ページ、5ページに申し上げた「議員派遣の件」のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。したがって、議事日程つづりの4ページ、5ペー

	ジに記載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。
<u>日程第4 「承認第1号」</u>	
議長	<p>日程第4、承認第1号</p> <p>「小海町税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 品田 宗久 君。</p> <p>(委員長報告—承認と決定)</p>
議長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>これで討論を終わります。これから承認第1号を採決いたします。委員長の報告は、承認であります。承認第1号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員と認めます。したがって承認第1号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。</p>
<u>日程第5 「承認第2号」</u>	
議長	<p>日程第5、承認第2号</p> <p>「小海町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長 井出幸実君。</p> <p>(委員長報告—承認と決定)</p>
議長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手</p>

	をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから承認第2号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。承認第2号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって承認第2号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
<u>日程第6～日程第9 「承認第3号～承認第6号」</u>	
議長	日程第6、承認第3号から日程第9、承認第6号までについては一括して議題といたします。本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 篠原義従 君。
	(委員長報告—承認と決定) (要望事項—1件)
<p><要望事項></p> <p>・今後の農業政策に活かすため、農業者を対象とした農地利用の現状と今後の担い手や経営継承者の有無についてアンケート調査の実施を検討検討されたい。</p>	
議長	委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	ただ今の予算決算常任委員長からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。
<p><予算決算常任委員会要望事項に対する答弁></p> <p>遊休農地の調査については、毎年実施しているところですが、担い手や将来の意向など農業委員会において協議し、検討してまいります。</p>	
議長	これより承認第3号「令和2年度小海町一般会計補正予算（第9号）について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)

議 長	これで討論を終わります。これから承認第3号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。承認第3号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって承認第3号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
議 長	つづいて承認第4号「令和2年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから承認第4号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。承認第4号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって承認第4号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
議 長	つづいて承認第5号「令和2年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから承認第5号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。承認第5号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって承認第5号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
議 長	つづいて承認第6号「令和2年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから承認第6号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。承認第6号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	

議 長	挙手全員と認めます。したがって承認第6号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
<u>日程第10 「議案第23号」</u>	
議 長	日程第10、議案第23号「小海町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 品田宗久 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第23号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第23号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第23号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第11 「議案第24号」</u>	
議 長	日程第11、議案第24号「小海町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 品田宗久 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 2 4 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第 2 4 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 2 4 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第 1 2 「議案第 2 5 号」</u>	
議 長	日程第 1 2、議案第 2 5 号「小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長 井出幸実 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 2 5 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第 2 5 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 2 5 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第 1 3 議案第 2 6 号</u>	
議 長	日程第 1 3、議案第 2 6 号、「令和 3 年度小海町一般会計補正予算（第 2 号）について」を議題と致します。本案については予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算決算常任委員長 篠原 義従 君。
(委員長報告—可決と決定)	

議 長	委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でありますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	これより議案第26号「令和3年度小海町一般会計補正予算(第2号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第26号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第26号を委員長報告のとおり、可決とすることに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第26号は委員長報告の通り可決する事に決定致しました。
<u>日程第14 「陳情第1号」</u> <u>日程第15 「発議第1号」</u>	
議 長	日程第14、陳情第1号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書及び 日程第15、発議第1号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書は関連がありますので、一括して議題と致します。 陳情第1号については民生文教常任委員会に付託してありますので委員長より審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長 井出幸実君。
	(委員長報告—採択と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願い致します。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第1号を採決いたします。委員長の報告は、採択であります。陳情第1号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって陳情第1号は、委員長報告のとおり採

	<p>択することに決定いたしました。</p> <p>事務局長に発議第1号の朗読を求めます。</p> <p>(事務局長朗読)</p>
議長	<p>朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。</p> <p>第11番 篠原 伸男 君。</p>
11番議員	<p>先程の委員長報告のとおりさらなる少人数学級推進と教育予算の増額と義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情について児童、生徒の教育環境の改善と保護者の負担増に繋がらない教育財源の確保の為、民生文教常任委員会では全会一致で採択いたしました。また先程本会議においても採択されました。つきましてはこの陳情に関する別紙議案綴の意見書を地方自治法第99条の規定により国の関係機関に提出いたしたく発議致しますので議員各位のご賛同をお願い申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>これで討論を終わります。これから発議第1号を採決いたします。提出者の説明のとおり発議第1号に賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員と認めます。したがって発議第1号は、原案のとおり可決され、関係機関に提出することとします。</p>
<p>日程第16 「発議第2号」</p>	
議長	<p>日程第16、発議第2号「小海町議会会議規則の一部を改正する条例」についてを議題といたします。事務局長に発議第2号の朗読を求めます。</p> <p>(事務局長朗読)</p>
議長	<p>朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。</p> <p>第6番 的埜美香子 君。</p>
6番議員	<p>第6番的埜美香子です。ただ今上程されました小海町議会会議規則の一部を改正する規則について提案理由を述べます。議案綴りの4ページの四角い枠の中をご覧ください。「議員活動として家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介</p>

	<p>護など議員として活動するにあたっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものです。また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものです。」資料綴の1ページに改正前と改正後を示してあります。いずれにしても、第2条においては議員のなり手不足が喫緊の課題となっております。なり手不足の解消に向けて議会の機能強化を図るとともに女性や若者を始め、多様な層の住民が議員に立候補し活躍できる環境を早急に整備するためでございます。また第89条におきましては現在政府において規制改革実施計画等に基づき、全ての行政手続きにおける押印義務を廃止する方向で検討が行われているところであり、こうした動きも踏まえ議会への請願手続きについても、請願者の利便性の向上を図るためでございます。以上を持ちまして発議を致します。全議員のご賛同をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行いません。質疑のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。これから発議2号を採決いたします。提出者の説明のとおり、発議第2号に賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定致しました。</p>
<p>日程第17 「議案第27号」</p>	
議 長	<p>日程第17、議案第27号 「令和3年度小海町一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。井出議会事務局長。</p> <p>(事務局長朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。篠原副町長。</p>

<p>副町長</p>	<p>ただ今上程されました議案第 27 号令和 3 年度小海町一般会計補正予算第 3 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。補正予算書の 1 ページをお願いします。第 1 条 歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 34,225 千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 4,000,339 千円とする。続きまして 6 ページをお願いします。6 ページ、1 ページだけが歳入の部というふうになります。上から見ていきます。一番上ですけれども国庫の補助金で節 1、総務費補助金、285 千円の増、これは新型コロナウイルスに対応するための地方創生臨時交付金というもので国からくるものでございまして、これにつきましてはちょっと金額だけ申し上げますけれども、まず、今度の補正 3 号によりまして（ ）の中の補正後の数字ですけれども 42,997 千円というものが令和 3 年度分で収入にします。で、令和 2 年度、9 号の補正で数字が出てるんですけれども、同じように（ ）の右側になるんですけれども数字を申し上げますと 286,648 千円という大金になっておりまして、併せまして国からいずれコロナ関係の交付金合計しますと 329,645 千円という金額がこの間、令和 2 年度から 3 年度にかけて今収入になっているということでございます。中段になります、県委託金、選挙費委託金 1,825 千円、これ県の委託金が内示決定額になりまして増額補正するものでございます。下段基金繰入金、32,115 千円、これ財政調整基金を取り崩しまして繰入るものでございます。それでは 7 ページ、歳出をお願いします。上段が選挙費の参議院の補欠選挙費でございます。1 節から 10 節までのそれぞれ増額ということになりまして、これにつきましては県の委託金の収入、100%、10/10 を充てて増額するというものであります。下段商工費、1 目商工振興費及び 2 目の観光費、これにつきましては本日記りました資料でご説明したいと思しますので、資料綴の 2 ページになります、2 ページをお願いしたいと思します。これ、一般会計補正予算第 3 号の資料ということで 6 月 10 日の全員協議会の時にお配りしたものとほぼ同じ内容でございます。若干、違う所がありますので、そこら辺を説明しながら、簡単に説明させていただきます。一番上が先程言いました選挙費の関係でございます。ちょっと 10 節のところの項目ですけれども、選挙事務消耗品、前回は食糧費と書いてありましたけど食糧費は省きましてここには充てないということでございます。その下です、6 款、6-1-1 で商工業振興費で、これにつきましては変更はないですけれどもう 1 度説明しますと 18 節の①、②というのがやる事業であります。①食事補助券第 4 弾ということで 1 人当たり 500 円券を 6 枚、1 人当たり 3,000 円分のお食事券が 4,493 人分を郵送、書留で簡易書留で送るというものでございます。②が P-ねっと券交付第</p>
------------	--

	<p>3弾ということで、P-ねっとの商品券、500円分×4枚ですね、2,000円分ということになります、をお配りすると。それぞれこれを7月上旬から9月30日までの使用期間と書いてあります。本日の議会に通りましたら早速印刷をかけたして、できる限り早い時期に簡易書留で全世帯に郵送したいということで、遅くとも7月9日の金曜日までには発送をしたい。ただしこの皆さんのところについてからすぐに使用できるというものでございますけれど、簡易書留ということで前回から送らせて頂いておりますので、どうしても昼間いない家なんかはね、夕方になりましたりして、ちょっと届くのは2週間から3週間、一番最後までちょっと差が出てしまうということで、遅くとも7月中には皆さんのお宅には届くということをご理解を頂きたいと思っておりますけれども、9月30日までの使用期限でお配りしたいということでございます。その下になります、商工業振興費の中の事業者継続支援事業、これにつきましては追加で行きたいということで当初予算で計上したもので、これは去年の1月から3月の売上と、今年1月から3月の売上が10%以上のもの、10%から30%減少したものには10万円、会社には10万円。30%以上減少した事業者には20万円、更に労働保険にね加入している事業者には+10万円という制度でございますけれど、ここに書いてある通り不足が生じる見込みの為、追加でお願いするものでございます。その下になります、観光費、コロナ対応の観光合宿補助事業、これにつきましては当初でも宿泊券、5,000円とか3,000円ね1人当たり補助するものやってるんですけど、今回は合宿の受入施設という事でここに記載されてる通り7月から9月末までの利用でやっていきたいという事で増ということをお願いするものでございます。で、合計につきましては金額等々は同じですけど、節を入れ替えてありますけれど、この一番上のコロナ対応地方創生臨時交付金は()が3つありますけれど、この39,684千円は当初予算、次が2号の補正で42,712千円、今回が補正して42,997千円ということで先程言った金額になります。その下が選挙費の収入、で、一番下が財政調整基金の繰入の収入でこれ、前回、全協の時はねコロナ対応で0→ってやってありましたけれど、今回、財政調整基金、当初からの全体の今年度繰り入れる令和3年度の予算っていうことになると、こういう金額になるってことで()の右を見て頂きますと145,615千円を繰り入れて基金繰入をするというものでございます。また戻りますけれどこれで説明を終わりにします。ご審議の上可決決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算

	<p>書でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>【歳入】</p> <p>6 ページ 1 5 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金 1 6 款 県支出金 3 項 県委託金 1 9 款 繰入金 3 項 基金繰入金</p> <p>【歳出】</p> <p>7 ページ</p> <p>2 款 総務費 4 項 選挙費 3 目 参議院議員補欠選挙費 6 款 商工費 1 目 商工業振興費 2 目 観光費</p>
12 番議員	はい、12 番篠原です。7 ページ 18 節のコロナ対応観光宿泊者事業とありまして、主に合宿の人達との話でしたけど、ここら辺の所もう少しちょっと詳しく説明をお願いします。
産業建設課長	はい、お答え致します。この説明資料の所でも 10 人以上、2 泊以上の団体というふうにあります。こちらの方ですけれども関係の合宿を受け入れをしている事業者さん達と決定を頂いたのちにもう一度話し合いということを持ちたいと思いますが、こちら側の案とすればやはり団体の人数が多い方々、例えばですけれども 10 人から 20 人の場合は、例えば 3 万円、20 人から 30 人のところには 5 万円といった形でやっぱり人数が多くなるほど多くなるような支給の仕方、交付の仕方をする、それからまた宿泊についてはだいたいこれまでだと平均 4 泊というような考えをしているんですけど、やはり宿泊数に応じてある程度加算をしていく、そういうような人数と宿泊数を組み合わせたような補助の仕方、そういうことを相談、打ち合わせをしまして、そこで決定をしていきたいというようなことでして、内容についてはそんなイメージという事をお願いいたします。以上です。
議長	よろしいですか。その他全体を通して質疑のある方はございませんか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから議案第 27 号を採決致します。本案を原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員を認めます。したがって議案第 27 号は原案のとおり可決することに決定しました。

<u>日程第 17</u>	
議 長	日程第 18 「委員会の閉会中の所管事務調査の件」についてを議題と致します。各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて令和 3 年小海町議会第 2 回定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。 (ときに 15 時 08 分)